

一 強姦・虐殺・聲明

「本日、法廷が直面している問題の重要性はどんなに強調しても強調しすぎることはない。敗戦國の降伏した軍司令官の申立てられた戦争犯罪を裁くために、アメリカの軍事裁判所が設置された。」

こう冒頭して、アメリカ最高司法裁判所のマーフィー判事は山下大將裁判事件に關する彼の意見を表明した。

山下大將を裁いた軍事裁判官はすべてアメリカ人だつた。この裁判に判決を下した崇高な法廷は、アメリカ人の法廷だつた。判決を裁可し、刑を執行した將軍はアメリカの將軍だつた。アメリカが判決を決定し、法を布告し、前例を作つた。この前例は永久にこの世から消滅することはないであらう。

判決が正しく、正當であるならば、それは諸國家間の裁判の前例となるであらう。

判決が間違っているならば、その間違いが世界に承認されない限り、諸國家間の裁判の禍根となるであらう。

山下大將裁判事件の重大性は一つにこの點にかかつている。本書が書かれた理由も専らこの點にある。

少女の聲は殆ど聞きとれなかつた。「三名の日本の海兵が……私をひきずり出しました……私は抵抗しようとはしました……彼等は私をおさえつけて……三名のうちの一名が見張りに立ちました……」

さらに、もう一人の若い少女が證人臺に立つた。年齢は十六だと彼女は言つた。殆どささやくような聲で、彼女は、一九四五年二月五日の夜、包圍下にあるマニラのベイ・ヴェー・ホテルの一室へ彼女を無理やりに連れこんだ日本の「海兵」を描寫した。「彼は私のブラウスをひつつかんで、ひき裂いてあけた……彼は私の片側に銃劍を、他の側に銃をおいて……」

證人達は五名の中年の男、合衆國陸軍の將官に向つて、これらのことを訴えるのだつた。將

官達はこれらの證人が述べたてる數々の惡事の責任をとらなければならない囚人を、時々らみつけるほかは、少女達の顔を見守つていた。普通人であれば、これらの證言をきけば、復讐心をかきたてられるのは當然である。

少女達から二十フィートたらず離れた席に、彼女達と面と向つて裁判官・檢事、辯護人から單に「被告」と呼ばれている男が坐つていた。のつそりと落ちつき拂つた彼は、時折まばたきしながら、次から次へと證人臺に立つすべての證人に、じつと眼を注いでいた。右に坐つてゐる通譯の言葉をよく聞くために頭を傾ける時でさえ、彼は證人から眼を離さなかつた。

たつた二カ月前まで、この男は強力な軍司令官、十萬を越える部下の忠誠心と生命を掌握する大將だつた。今や彼は不名譽な囚人、世にも兇惡な犯罪で起訴され、彼に對して、昨日まで彼が握つていた權力に比例する狂信的憎しみをいだく人々の捕虜である。彼は法廷の他のすべての人々と同じく、間もなく、非業の最期をとけなければならぬと信じていたことだろうと思う。しかし、彼は完全に平然としていた。彼の東洋的風貌には、心の動きのかけさえも見えなかつた。

彼をかこんで彼の辯護人がいた。それは「辯護團」に任命されたアメリカ陸軍の將校達だつた。彼等の一人の中年の大佐は、隣りに坐つていた若い大尉に身體をよせて、ささやいた。

「この證言はやりきれない。」

「ええ——しかし、それでもありません。」大尉は答えた。「ある點では、この方が助かります。全部がこうであつてもらいたい。」

辯護人の言葉としては奇妙だつて？ 多分、そうではあるまい。ともかく「全部がこう」ではなかつた。強姦は、このぞつとするような畫面の、ほんの一部にすぎなかつた。

初老の中國人が證言臺に立つて、日本兵に捕えられて、ボタンガス州の岩だらけの地面に掘られた溝の前で、ひざまずいている三人の同胞の姿をまざ／＼と描いた。「それから、三人の日本兵が、銃劍をつけて進み出て、ひざまずいている三人の中國人の身體に劍をつき通した。劍が通ると、日本兵はその身體を溝に蹴こんだ。その溝は私から十ヤード位のところにありました。私達から五ヤードほど離れたところに、大きなサーベルを持つた一人の日本將校がいました。彼は前へ進み出て、刀をふり上げて一人の中國人の首を切り落しました。」

今度は膝に乳兒をだいたフィリピン女が證人席についている。彼女は聲をふりしぼつて叫んでいる。「あたしには二人の子供があります。一人ずつ手を引いて……あたしは二人の手を引いていました……すると、日本人はあたしの子供をひとつとらえ……彼等はあたしの肩を強くつかんで、子供をひきずつて……子供は二人とも泣き叫び……女の子は胸の右側を背中まで刺さ

れました……子供がやられてから……あたしは背中を銃劍で五度刺されました……あたしの二人の子供は殺されました……」彼女が今だいてゐる子供は？ それは、その虐殺からたつた三カ月後生れた子供である。

もう一人のフィリピン女は、彼女の五人の子供が銃劍で刺されて焼かれるのを見たという。「四人の子供達はあの家で焼かれました。私は内臓がとびだしている子供の一人をだいていました。内臓がとびだしたまま私がだいていた子供は生れて九カ月の乳兒でした……はい、その子は銃劍の傷で死にました。」

二十日間、毎日六、七時間同じような證言がつづいた。約二百名の證人が證言臺に立つた。多くの寫眞、ばら／＼に四肢を切斷された、ぞつとするような狀景を寫した多くの寫眞が陳述の正しさを裏づけていた。數萬の罪のない人々が迫害され、強姦された。この證言が眞實であるならば、(大部分は眞實であると私は信ずる)そして、被告山下奉文大將にこの殘虐行爲の責任があるとするならば、彼は、世界史における最も醜怪な犯罪者である。この血なまぐさい怪物の前に、ジンギスカンもフンもアッチラもうや／＼しく頭を垂れなければならない。

山下大將を裁く軍事法廷を構成した五名のアメリカ陸軍の將官は、彼を戰爭犯罪者として有

罪と決定した。太平洋地域アメリカ軍總司令官は次のように聲明してこの判決を確認した。「この將校は彼の部隊、彼の祖國及び人類に對する義務を裏切つた。彼は完全に軍人としての彼の信條にそむいた。」彼の生涯は「軍職に身をおく者の汚辱である。」

一九四六年二月二十三日、山下大將は軍服をはがれ、不名譽な絞首刑に處せられた。
しかし――

二 戦争法

一九四一年十二月七日の眞珠灣爆撃につづいて、日本は、同様な攻撃を加えてフィリピン群島に侵入した。それにつづく數週間の混亂のさなかで、フィリピン駐屯アメリカ陸軍當局は、島の防衛に當るアメリカ軍及びフィリピン軍に役立つと思われる一切の利用し得る物件の徵發に着手した。運轉にたえるすべての自動車とトラック、食料品のストック、衣類、金屬製品、通信器具、燃料倉庫――非常の時に際して、軍事に使用するために、これらのすべては強制的に個人所有者から取り上げられた。もちろん、事情が切迫していたので、平時の陸軍調達手續はふまなかつた。多くの場合、物資を取り上げられた人々は、亂暴に走り書きした受領證を與えられた。時には、それだけの手續さえとられなかつた。

三年の後、アメリカ部隊は、再びフィリピン群島を占領した。新しい地域の敵を掃蕩する毎

に、戦勝軍の將校は、一九四一年の損失の辯償を求める人々に包圍された。こうして、まだ、マニラの砲煙が消えないうちに、廢墟に早くも「辯償部」が設置され、アメリカ陸軍法律官、調査員は何萬という請願人から提出される事實的な問題や法理的な問題と取組んだ。私はこれらの法律官の一人だった。

辯償の解決と戦争犯罪被告の辯護にどのような關係があつたのだろうか？ 私の場合は、軍隊のやり方にありがちな「間に合わせ主義」の偶然といつたようなものだつた。疑いもなく、他の前應召者も、當時を追想して、思い當るふいがあるに違いないので、ちよつと個人的なきさつに觸れることを許して頂きたい。眞實は、私とその仕事はごめんだと言つたが故に、私は山下大將の辯護人の一人に任命されたのである。

フィリピンの捕虜日本人戦犯を裁く全問題は、一九四五年の夏、マックアーサー元師の法務部戦犯課の任務とされた。該課から來た、十分に訓練された多くの人々が、何カ月にもわたつて、山下裁判の準備に従事した。日本軍がまだ降伏しない頃から、有能な陸軍法律官がフィリピン群島の島々や多くの地方を歩きまわつて、日本兵の殘虐行爲を證言することのできる迫害された市民達から、陳述及び口供書を取つていた。カメラマンと情報將校が彼等と同行した。

また、ワシントン及びマニラでは、他の陸軍法律官達が、やがて來るべき裁判の期間に檢察側

に必要な根拠を集めるために、國際法の長々しい條文を熟讀し、尤大な意見を書き取らしていた。しかし、そのような周到な準備がなされたにも拘らず、被告の辯護に當る辯護人の問題については極く僅かの考慮、もしくは、殆んど何等の考慮も拂われなかつた。

「公正な裁判」という聞きなれた言葉の意味が一般的にどのようなものであつたにせよ、被告に辯護人を持つ權利が與えられなければならないことは明らかであり、あらゆる被告は、自分を辯護するために任命される陸軍辯護人を持つことは、合衆國陸軍法の基本的原則である。被告は任命された辯護人を受け入れる必要はない——被告は自分の好きな辯護人を雇うことができる——しかし、山下大將を裁く軍事裁判官任命の規定は、檢事の任命のみでなく、辯護に立つアメリカ將校の任命を含まなければならないことは必須の要件だった。この規定は降伏後一カ月にもならない一九四五年十月一日までに公布される筈だった。

檢察側は多くの法律家と助手を持つていたとはいえ、裁判の職務と證據の提出は六名に限定されることになった。そこで、辯護團を作るために、さらに六名の法律家が必要となつた。どこへ行つたら、その六名が得られるであろうか？

マックアーサー元師は裁判執行の任務を西太平洋陸軍部隊司令官ウィルヘルム・D・ステイヤー中將に委任した。（西太平洋陸軍部隊はフィリピン群島の軍事施設に對する管轄權を與え

られていた。ステイヤー中將は今度は辯護人の問題を彼の法務官バッド・ヤング大佐に委託した。ヤング大佐の配下は小人數で無理をしていた。彼が手ばなすことができるのはサウス・ダコタの税務法律家であつたジェームス・G・フェルドハウス中佐一人だけだつた。ヤング大佐はまた、フィリピンのアメリカ兵有罪者の刑務及び復權事務處理の中樞責任者である軍務局矯正課の課長、ペンシルヴァニア州アルツナ出身のハリー・E・クラーク大佐を選んだ。ヤングはさらにマニラの憲兵隊司令部附法律顧問、ジオルジア州アトランタ出身の辯護士ウォルター・C・ヘンドリックス少佐を手に入れた。

もう三人必要だつた。辯償部は西太平洋陸軍部隊の大部分の法律家を擁していたので、九月下旬のある日、ヤングは辯償部の將校に電話をかけて、部長ミヤット大佐と話したいと申し入れた。ミヤット大佐は軽い病氣で入院していて不在だつた。そこで、軍の慣行に従つて、ヤングはミヤットの次席で、代理部長をつとめているエグナー中佐と話した。ヤングは、エグナー中佐に、法律家である三人の將校が山下の辯護人として至急必要で、その三人は、ミヤット、または、エグナーが指名する誰であつても構わないが、二人の辯償官レイ・クラーク中佐とジョージ・ガイ少佐は、自分もよく知つてゐるから、この二人にもう一人を加えてもらえればありがたいと言ひ、いずれにせよ、翌日中に三人の名前を最高人事官スターテヴァント少將に報

告しなければならぬと言つた。

どの部隊でも噂のひろまるのは速い。一時間以内に、辯償部の將校達は引き抜きがせまつてゐることを知つた。その日の夕食の時、私はマックアーサー元師の法務部附將校ビル・ラドックとその可能性について談じた。ラドックは、すでに山下裁判の根據として作成された文書を見ていた。それは軍隊用語で「起訴狀」と呼ばれていて、檢事が降伏した日本の將軍に對して、その罪ありと證明することになつてゐる犯行の短い記述だつた。

ラドックは起訴について強い語調で彼の考えを述べた。「部下が戦争法に違反したが故に、山下は戦争犯罪者として起訴されている」と彼は言つた。「そういうことは山下には何の關係もない。彼等は新しい學説をうち立てようとしてゐる——部隊が戦争法に違反した時、その指揮官は違反せよと命令したかどうかにかゝりなく、もしくは、違反の事實を知つていたかどうかというところにさへ拘りなく、その責任をとらなければならないという新學説。」このような原理に立つとすれば、マックアーサーでさえ、裁かれなければならない。これは惡法だ。私はそういうものを粉碎する機會を與えられたらと思う。できることなら、私は辯護人になりたい。なぜ君は進んでそれを志願しないのか？

私は大尉に過ぎなかつた。ヤングが名前をあげた辯償部からの二名は別として、私は辯護團

に誰が任命されているかをまだ知らなかった。しかし、私は彼等が私より位階が上であることを知っていた。それに、私はすでに軍隊を十分に経験していたので、將校が位階に物を言わせたとするとすれば、下の階級の者は手も足もでないということを知っていた。また、民間時代の仕事で、他の法律家によつて進められる裁判に、ただ顔を知らねるということは、非常に不快なものだということを知っていた。他の法律家がどんなに立派に仕事をやつても、沈黙を餘儀なくされる傍觀者は、自分なら、もつとよくできると思うものであるし、そのような立場に身をおいて、氣をもむことは、私には、いやなことのように思われた。ひくい私の階級では、多分、佐官に完全に發言を封じられることであろう。

翌朝、幕舎から出たところでエグナー中佐に會つた。「私をあの裁判に關係させないでもらいたい」と私は言つた。「なにも、日本人戦犯を辯護することに異議があるわけではなく、實際のところ、それをやつてみたい。しかし、大佐一人、中佐四人、少佐一人が、すでにあの裁判にふり向けられていることを私は知つている。私は大尉に過ぎない。これから六週間、誰かのカバン持ちをしなければならぬとすると、ばか／＼しいから。」

「オーケー、その言葉をおぼえておく。無理もない。」エグナーは答えた。

その日の後刻、エグナーは部長ミヤット大佐に會いに病院へ行つた。部内の用件をうち合

せてから、エグナーは、西太平洋陸軍部隊は山下裁判の辯護人に任命すべき法律家である三名の將校を辯償部へ求めてきているとミヤットに話した。ミヤット大佐は憤然としてベッドから身を起した。帝國を建設し、困難な事業を達成しようとしている部長から三名の法律家を引き抜くことは、母熊から三匹の仔熊を取りあけるようなものである。

「それはできない。」ミヤットは言つた。「一人もやれない。我々は手不足だ。君も知つて通り、法律家が足りない。もつと欲しいところだ。ワシントンには、法律家を増員してくれという我々の要求をはねつけた。この上、我々の部を彼等に荒らされては、辯償問題はとも解決しない。」

それから、大佐は行動の人となつた。めんくらつてゐるエグナーにひとさし指をつきつけて彼は命令した。

「すぐスターテヴァント少將に會つて、一人も融通するわけにはいかないとやつてくれ。」

従順な軍人としてエグナーは言われた通りにした。その日の後刻、エグナーはスターテヴァント少將の室へ行つて、ミヤット大佐は、残念ながら來るべき裁判に一人の將校も融通することはできない、と言つています、と少將に報告した。中年を過ぎて頭のはけたスターテヴァント少將は非常に鄭重だつた。

「どうして、それができないの？」彼はおだやかにきいた。

「はい」エグナーは説明した。「今、法律家が不足しているのです。現状では、仕事をすすめるために必要な者ばかりです。」

「何かほかに？」少將はきいた。

「はい、ワシントンに人員をふやしてくれという私達の要求をはねつけました。私達は手不足です。」

「何かほかに？」

「はい、一万件以上の辯償事件が停滞しています。マックアーサー元師はこれらの辯償の解決を望んでいます。法律家を手ばなしたのでは、私達はできません。」

「何かほかに？」

「もうありません。これだけだと思います。」エグナーは言つた。

「よろしい、エグナー中佐」少將は言つた。彼の聲は急に高くなり、彼の態度は急に嚴然となつた。「ここに紙がある。そこに二人の名前が書いてある。もう一人ほしい。しかも、今すぐ！」そう言つて、スターテヴァント少將は机の上の紙をエグナーの方へ押しやり、彼の手に鉛筆を持たせた。後日、エグナーがその時の苦境を私に物語つたところによると、「僕はその

場で即座に誰かの名前を書かなければならなかつた。その瞬間、その朝、君があのかいまいましい裁判について何か言つていたということ以外に何も思い出せなかつたので、君の名前を書いた。」

屈従しなければならぬのではないかという私の不安は正當でなかつたことが判明した。主席辯護人クラーク大佐は、稀に見る理解力と勇氣の持主だということがわかつた。彼は全然位階を問題にしなかつた。そして、事實、裁判の期間、下級辯護人であるミルトン・サンドバグ大尉と私が大概の證人の訊問に當つた。サンドバグの辯護人任命も、私の場合と同じように、突飛なものだつた。初めに、辯償部から辯護人に任命されたレイ・クラーク中佐は、その任命に狼狽し、憤慨した。彼はアラバマ州バーミンガムの裁判官で、日本の將軍の辯護人になれば、裁判官に再選されることが不可能になるのではないかという不安を表明した。この裁判は廣く喧傳されることは避けられない性質のものであるから、これは、公衆に彼を惡評の高い辯護依頼人（山下大將のこと）と一體のものであるかのように見せかけようとする彼の政敵に利用される恐れがあると彼は言つた。その夜、幕舎でこのアラバマ出身者は數名の仲間の將校に、この考えをぶちまけた。一人を除くすべてが、彼の心配は正當だと賛成した。その場にはサンドバグは唯一の例外で、判事はいく分大げさに考へてゐるのではないか、このことが

評判になつたところで、他の人々が思うほど破滅的なものとは考えられないという意見を述べた。その翌日、レイ・クラークはヤング大佐と相談した。そして、その結果、辯護人名簿から判事の名前が抹殺され、サンドバーグの名前で穴を埋める新しい命令が出た。

三 敵の眼を通して見た戦争

一九四五年八月。あの爆発的な月の六日に、日本の都市広島に原爆が投下された。それから二日、ロシアは日本に宣戦を布告した。その次の日、第二の原爆が放たれた。今度は長崎の上空だった。二十四時間後、東京ラジオは日本政府は連合軍の「無条件降伏」の要求を受け入れる用意があると放送し、八月十四日までに殺戮は終つた。日本皇帝は「詔勅」を放送し、彼の部隊に降伏して、勝利者に協力せよと命じた。そして、その月が歴史の中へ消え去らないうちに、正式な降伏文書を実施するための準備がなされた。

ルソン島北部の山間高地の移動司令部で、フィリピン駐屯日本軍司令官山下奉文大將は皇帝の詔勅のラジオ放送を聞いた。しかし、彼は正式な降伏を九月二日まで待った。その日、彼は味方の防禦線を通して山を下り、彼の剣をアメリカ人征服者に手渡した。

戦争の終末が近づくにつれて、アメリカ人は、さかんに敵「戦犯」を裁判に附すべしと唱えた。どんな犯罪の裁判でも、その準備には、時間がかかり、歐洲では「停戦」以來すでに多くの月日が経過していたが、計畫されていたニュルンベルグの戦犯裁判はまだ始まらなかった。それは實に犯罪者をとらえて半年以上たつていたが、まだ始まらなかった。しかし、太平洋作戦地域では、そのような遅滞はなかった。山下大將を裁く軍事裁判官並びに彼の辯護人は、降伏後一カ月にもならない一九四五年十月一日に任命された。

十月四日、辯護人は初顔合せをし、我々が第一になすべきことは「辯護依頼人」(山下大將のこと)を知ることであるということに一決し、翌日のうち合せの手筈をととのえた。

その當時、山下大將は他の日本人捕虜と共に、マニラ南方約三十マイルの地點にあるニュー・ビリビッド刑務所に收容されていた。捕虜キャンプに着くと、辯護人一行は會議に使える唯一の室である禮拜堂へ案内された。私達は大將と彼の參謀長、副參謀長及び通譯をつれて来るようにたのんだ。監視兵はにやりと笑った。「じゃ、あなた達はあの猿どもの辯護人ですか？」と彼はきいた。

待ちながら、私達は、これらの「猿ども」は一體どんなやつらだろうかと考えていた。日本人をよく知っている者は我々の中に一人もいなかった。日本人は狡猾で、言い抜けがうまく、

信用できないという一般的な信念は、單なる宣傳であらうか？ 彼等がどのような人間であるとしても、我々は用心しなければならない。鄭重さやずるい説明で、ごまかされてはならない。もと／＼法律家は疑い深くできているが、その時の我々は極度に疑い深かつた。

それが最初のうち合せだつたが、私達は約七十回、同じような會合を持つた。その時から約二カ月後、山下大將が判決を下されるまで、彼と彼の參謀長武藤中將、副參謀長宇都宮少將及び彼の通譯濱本は切り離せないものとなり、私達は毎日彼等と會つた。

濱本が山下の通譯であつたという事實は、裁判の期間、我々にとつて、どんなに都合だつたか知れない。その若者が完全な英語を話すのを聞いた時、どこで英語を學んだかと我々はきいた。

「ハーヴァードです。」彼は誇らしげに言つた。

「一九二七年のクラスです。」

それは、私にとつて、豫期しない驚きだつた。敵のうちでも最も縁の遠いこの敵と、同じ母校に對する愛情を共通に持つということは、あり得ることであらうか？ 私は彼をしげ／＼と見た。そして、私は、一級上のクラスにいた東洋人の學生、テニス服を着てケンブリッジの校庭を走つて行くのをよく見かけたことのある學生を思い出した。山下大將に對する質問を開始

する前に、私は一人の日本人捕虜に、一九三六年のハーヴァード大學三百年祭祝典の詳細を話し、「コペイ」、キトレッジ、ブリス・ベリーが、その後どうなつたかを説明し、眞珠灣以來、我々のフットボール・チームがどのような運命を辿つたかを物語らなければならなかつた。

卒業後、濱本は日本へ歸つて、ゼネラル・モーターズ會社の仕事をした。彼の物語るところによると、彼は工場労働者から始めて、一九四一年、戦争が起つた時は幹部に昇進していた。それから、彼は陸軍附文官通譯兼書記官として日本軍務に服した。フィリピン群島日本占領期間の後期に、彼は日本軍と日本人が群島に作りあげた傀儡政府の間の、非公式連絡官として活動した。山下大將が司令官の地位についた時、濱本は彼の個人的秘書兼通譯となり、最後の慘澹たる一年間、大將の傍を離れなかつた。

濱本は我々に無くてはならない人物だつた。我々は、問もなく、裁判に際して通譯は最も腹立たしい問題となるものであることを知つた。英語と日本語はヨーロッパの言葉に見出される共通の根がなく、言葉が必然的に結びついてゐる社會的、軍事的慣習は即座に言いかえることができないので、日本語を英語に譯すこと及びその反對の翻譯は極めて困難である。しかし、濱本の最大の價值は、これらの慣習と日本人及びアメリカ人の思想、心理に對する彼のしつかりした理解にあつた。彼のアメリカ俗語に對する知識でさえ役に立つた。最初のうち合せの時、

日本の或る將軍達のこと話題になつた。私は濱本に彼等の職務は何かときいた。彼は氣輕に言つた。「あの連中ですか、あれらはペンタゴン・ボーイですよ。」（譯者註：ペンタゴンとはアメリカ國防省のこと。ペンタゴン・ボーイとは政治家を氣取り、戦争の實際を知らない軍人といった意味を持つ）その後、彼はアメリカ兵とイギリス兵の會話を通譯した時のことを愉快そうに我々に話した。

濱本の頭の働きの速さと智略故に、辯護團は、山下大將の供述のすべてが（すべて通譯を通して話された）本當に大將のものであるかどうかという點について確信が持てなかつた。我々は、時々、大將の筋の通つた分析的な議論の或るものは、濱本の創作だといつて彼を非難した——しかし、濱本はこの非難を強く否定した。こういうことで、我々はよく彼をひやかしたものだ。しかし、裁判の最後に、山下が證言臺に立つて、十一時間にわたつて首席檢事から訊問され、やつぎ早の、不意な、巧妙な言いまわしの「かま」のある質問に對して、彼自身の卒直な、力強い、そして時に詩的でさへある才氣を以て答えていた時（その時の答えは濱本によつて通譯されたのではなく、規帳面な、下心のない正式の法廷通譯によつて通譯された）我々は、我々の度を越した疑い深さの誤りを認めざるを得なかつた。

最初に山下大將に會つた時、威嚴のある、落着いた人柄だと思つた。我々は、彼は戦犯とし

て起訴され、我々は彼を辯護するためにアメリカ軍によつて任命されたと彼に説明した。彼は好きな辯護士を使う権利があり、我々の奉仕を利用したくないなら、日本から辯護人を迎えることさえできると我々は言つた。山下は微笑して答えた。「自分に辯護人をつけて下さることに對して、自分は合衆國政府に非常に感謝します。また、緊急な任務をさしおいて、自分の辯護に時間を割いて下さるあなた方にお禮を言います。」

山下は起訴狀の日本語譯を受け取つた。それには、彼は彼の部隊を統制するという司令官としての義務を履行することができず、配下の部隊の殘虐行爲を許したという點において戦争法に違反したと述べてあつた。殘虐行爲の性質、いつ、どこでそれが行なわれたか、下手人は誰かというようなことについて、もつと詳しく、彼に知らせることができないものだろうか？我々は起訴狀を「もつと明確」なものにさせる爲に、すでに行動を起すことを決意しており、檢事側は、彼等が立證しようとする犯行の詳細を記述した「明細訴狀」を我々に手交する用意があるものと諒解していると彼に言つた。しかし、我々は告發者が心に描いていると思われる代表的な殘虐行爲について、聞き知つていたものを彼に話した。それは、虐殺、拷問、強姦、掠奪、マニラの破壊、民間人收容者及び捕虜の虐待、パラワン島における約百五十人のアメリカ人捕虜の身の毛のよだつような殺害等だつた——ガイ少佐は最近パラワン島へ行つて虐殺の

現場を見てきたばかりだつた。大將はこれらのことについて何一つごんじないのですか？

山下はきつぱりしていた。彼はこれらの事件について何一つ聞いていない。もし、そのような犯罪が行なわれたとするなら……

我々は彼をさえぎつた。疑いをさしはさむ餘地はない。多分、殘虐行爲は立證することができると思う。我々の關心は、大將とそれらの殘虐行爲の關係の問題だつた。まず、我々が知リたかつたことは、一體、そのように多くの殘虐が行なわれながら、どうして、彼がそれを知らなかつたかということだつた。

その答えは、日本側から見たフィリピン戰鬪の完全な戰史となつた。それは山下の本領だつた。彼は本質的に戰略家で、軍隊圖式や地圖を描いて、部隊の展開や移動を説明する時、最もぴつたりしていた。すばらしい記憶力を以て、多くの詳細な點を描きだす武藤中將の助力があつたので、アメリカ人辯護團は、我々のフィリピン群島再征服の内幕話を、戰史に名高い「マレーの虎」から聞くことができた。まじかに迫つてゐる裁判との關係は別としても、たつた一カ月前まで日本との戦争に従事していたアメリカ軍將校として、我が軍の努力に對して、敵がいかに反應したかということを聞くことは、たまらないほど興味ある經驗だつた。文字通り、それは「家郷への手紙に書くべきもの」だつた。

しかし、その物語は戰略史以上のものだつた。それは、戦犯裁判における山下大將辯護の本質的基礎をなすものとなつた。なぜなら、それは遂行すべき使命を帯びた男の物語、壓倒的な困難に包圍され、優勢な敵に攻め立てられ、後方部隊での正常な「机上」指揮を完全に不可能にさせられ、部隊との通信能力を破壊され、ついに、孤立して、敵軍の壓倒的な力に粉碎された男の物語であるからである。

山下は一九四四年十月七日、日本第十四軍司令官として赴任して来る時まで、フィリピン群島を見たことがなかつたということを我々は知つた。それによつて、一般の印象とは反對に、彼が一九四二年の「バターンの死の行進」とは無關係であつたことが、我々の一部の者に、初めて明らかになつた。「死の行進」の當時、山下は日本マレー軍の司令官で、それから北滿へやられた。彼は一九四四年九月二十七日まで滿洲にとどまつていた。その日、彼は突然東京へ呼び戻され、それから危急のフィリピンへ派遣された。彼は厚い軍服を熱帯衣に着かえる間、東京に滞在しただけだつた。彼は黒田中將に代つて第十四軍を指揮せよという命令を受けただけだつた。それは豫期されるアメリカの攻撃に對してフィリピンを守るといふ軍事的使命をめぐる任務だつた。山下の地位は、當時マニラに司令部をおいていた南方軍最高指揮官寺内元師に從屬するものであり、寺内は日本大使と共に、政治問題、經濟問題のすべてに對する命令權

を握つていた。

山下はどうにもならない立場におかれた。前任者によつて作成された、でたらめな防備計畫は役に立たず、破棄しなければならなかつた。補給は貧弱であり、特に、最も重要な米や石油の補給は甚だしく貧弱で、その上、それらの物資は群島の各地にでたらめに分散されていた。

指揮系統は甚だしく分割されていた。ルソン島約三十萬の日本軍のうち、山下の命令系統に屬する者は、たつた十二萬、或は半數以下だつた。空軍、海上管區、海軍部隊及び南方軍最高司令官に直屬する約三萬の兵に對して彼は指揮權がなかつた。彼にふり當てられた兵隊は、主として、熱帯地方で長く働きたという事實の結果として、そして、彼等のかかり多くの者が輸送船を沈められるという悲觀すべき經驗をなめていたので、訓練も不十分で、士氣は低調だつた。山下到着の數週間前、アメリカ空軍はルソン島南部の制空權を確立し、大將は、間もなく、曇つた日、または、夜間のほかは、司令部から外出することさえできないことを知つた。

黒田中將の幕僚のうち、残つて山下の任務を助けた者はたつた三名だつた。參謀長は病氣のために日本へ歸らなければならなかつた。そのあとを武藤中將でうめた。武藤はスマトラの日本占領軍を指揮していたが、あわただしく、マニラへ送られた。彼はすぐれた行政家だつたが山下の他の幕僚と同じく、フィリピン問題とフィリピンの地理に全然通じていなかつた。新し

い任務につくために、彼は一九四四年十月二十日にマニラへ到着した。そして、二日前、アメリカ部隊がレイテに上陸したことを知らされた。「非常に面白い。」彼は言つた。「しかし、レイテはどこじや？」

山下大將が問題處理計畫をたてる前提として、彼の前に横たわる諸問題を知りつくすことさえできないうちに、レイテ上陸は彼の精力を奪つてしまつた。日本人は南方の島の一つにアメリカ軍が上陸を企圖するものと豫期していたが、それが、そんなに早く來るとは知らなかつた。山下の命令は豫想される戦闘は日本海軍及び空軍の舞臺であらうから、彼の陸軍部隊は、これらの他の兵科に單に協力するにとどまるということだつた。日本陸軍はレイテに一箇師團いたが、この兵力とヴィサヤン諸島の附近の島々に駐屯する聯隊があれば、この局面を處理するには十分だと考えられた。典型的な日本軍のやり方で、東京の大本營からの命令は、單に「海軍と空軍はアメリカ軍と戦闘を交え、決定的な勝利を収めなければならない」と言つて來ただけだつた。

もちろん、緒戦の勝利は合衆國軍のもので、最初の上陸四日後、東京の指導者達は明らかにこの事實にかなり衝撃された。ともかく、十月二十二日、山下の命令は突然變つた。そして、彼は「可能なかぎり最大の兵力」を直ちにレイテに送れと命令された。この革命的な變更に對

する用意が全然なかつたので、山下は、全力をふるつてその實現に努めた。彼はルソン島全島に廣く分散している地域から、五萬の兵力と、それに伴う食料と彈藥をかき集めた。彼は船を手に入れるために海上司令部と戦い、これらの船を護衛してもらうために日本海軍及び空軍と戦い、彼の超人的努力によつて、遠征軍を出發させることができた。アメリカの潜水艦と空軍の活動が猛烈だつたために、生きてレイテに到着した者は半數にすぎなかつたが、それは山下の責任ではない。

山下が次のように彼の問題を我々に物語つた時、彼は軍人らしく言葉をひかえ目にしたものと私は信ずる。

「私は當然我が軍の全防備計畫の突然の變更に對する用意がなく、この新しい命令を成功的に遂行するために、途方もない困難を経験した。もと／＼ルソン島防衛の目的の下に廣く分散されていた部隊を集める問題、部隊の新しい配置、軍需物資貯藏所の再整備再配置、輸送機關の動員、海軍及び空軍に護送と對空防禦を求めるための協議と手續、さまざまの指揮系統に分れている部隊よりなる大軍を編成して、新戦場へ輸送する場合に起る多くの厄介な問題は複雑で解決困難だつた。自分は迅速に行動したかつたが、進行はのろく、とても必要に應ずることはできなかつた。部下の折角の努力によつてかき集めた輸送船も、僅かの例外を除いて、事實

上、殆どすべて途中でアメリカ空軍に撃沈され、不運にも、自分は来る日も来る日も、これらの惨事の絶望的な報告を受け取らなければならなかった。しかし、命令はきまつていたので、自分はレイテの危急に應ずるために、新しい輸送計畫を立てなければならなかった。自分はいくらの困難な問題に心を奪われていたので、殆ど他の任務に注意を向ける時間がなかった。」

山下は、十二月七日、アメリカ軍がオルモック灣の上陸を完了した時、レイテの戦闘は敗れたことを知った。しかし、大本營の彼の上官は、そうは思わなかった。そして、さらに、部隊をつぎこんで、あくまでレイテの防衛を繼續せよと言つて來た。そこで、大將は日本軍にカリガラ灣に強襲上陸して逆襲することを命じた。そして、彼はこの目的のために、再びルソン島の諸港へ部隊と補給品を集めることを餘儀なくされた。アメリカ軍がミンドロ島へ侵入するに及んで、初めて東京の當局はレイテの敗戦を認め、山下はカリガラ灣上陸の企圖を放棄することを許された。

こうして、十二月中旬に至るまで、山下は脅威にさらされているルソン島防衛の問題に注意を向けることができなかった。精銳部隊をレイテの敗戦につぎこんでしまったので、日本駐屯軍は極度に弱体化してしまつた。山下は言う。「十二月上旬にマックアースーの部隊がルソン島に上陸したならば、彼等ははこの重要な島を非常に短期間に席捲することができたであろう。」

山下は焦眉の問題として二つのことを考えた。第一に、兵力を再建すること、第二に、指揮系統を統一すること。第一の目的を達成するために、彼は寺内伯爵に増援軍を要求した。新たに三箇師が日本から派遣された。しかし、アメリカの空軍と潜水艦がまた／＼妨害した。ルソン島に到着した者は増援軍の三分の一か半数にすぎなかった。急には進まなかったが、彼は指揮系統の統一にはやや成功した。十二月、山下は南方軍最高司令官に直屬する三萬の各種部隊の指揮権を與えられ——一月一日には空軍の指揮者になつた——一月から二月上旬までの期間に、徐々に、海上部隊にぞくする各種部隊の指揮権を握つた。また、一月上旬、海軍が「陸上戦闘に参加する時」、極めて限定された範囲内で、山下は海軍をも指揮することができるようになつた。

山下はルソン島の防衛には困難な戦略的問題があると見た。アメリカ軍は多くの上陸地點の、どの個處をも、自由に選ぶことができた。それに優勢な海軍力と空軍があるので、アメリカ軍はいかなる上陸作戦も「絶對的確實さ」を以て遂行し得るものと山下は見た。一度び、上陸が敢行されれば、優勢な火力と機動力を持つ我が軍を平地でむかえ撃つことは不可能だと山下は判断し、彼として、我が軍の進撃をおくらせる唯一の方法は、山間地に陣地を占めることだつた。その後、證言臺で山下はこの言葉を力強い言葉で描いた。

「レイテ作戦にかんがみて、自分は決戦は不可能だということに気がつきました。それ故、ルソン島のアメリカ軍を牽制し、できるだけ長く日本本土攻撃をくい止めるために、自分はひきのばし作戦に出ることに決心しました。レイテ作戦の経験によつて、アメリカの空軍と海軍力は遙かに我が軍のそれに優り、また、地上部隊の火力、機動力も優勢であることを知り、それ故、自分は平地の戦闘は無理だということを知りました。そこで、自分は山岳地帯でひきのばし作戦に出る決心をしました。」

彼のこうした構想の中で、マニラはどのような地位を占めていたであろうか？ 「自分はマニラを戦場にしないことに決心した。」と山下は言う。「自分は部隊にマニラを撤退せよと命令

しました。自分は戦うことなしにマニラを放棄する決心をしました。その決定には三つの理由がありました。第一に、マニラの人口は約百萬である。それ故、彼等を食へさせることは不可能である。第二の理由は、建物が非常に燃えやすいということ。第三の理由は、マニラは平地であるから、それを守るには大兵力を必要とするからである。」

しかし、現にマニラは廢墟になつてゐる。パシグ河南岸の一帶は、戦争の最も血なまぐさい戦場の一つであつた。明らかに、日本軍は矢張り市にふみとどまつていたのではなかつたか？ 「違います。」山下は答えた。「日本陸軍は撤退しました。市に残つた陸軍部隊は、たつた千五

百名か千六百名で、運び出しきれなかつた軍需補給品を守備するのが、彼等の唯一の任務でした。しかし、マニラには約二萬の海軍部隊がふみとどまつていました。アメリカ軍と戦つたのはそれです。」

それにつづく話は奇怪に思われた。しかし、その後、裁判の期間、検事側及び辯護人側から呼び出された證人の證言とアメリカ情報將校が入手した日本側の文書によつて、我々はこれは十分に根據があり、眞實であることを知つた。

要するに、事實はこうである。彼の部隊に對する山下のマニラ撤退命令は一九四四年十二月中旬に發せられ、それ以後六週間の間に實行された。十二月下旬、山下は司令部をマニラ附近のフォート・マッキンレーから北部ルソンの山間都市バギオへ移した。この移動と時を同じくして、横山中將を部隊長とする振武軍なる新部隊が作られた。この新部隊の任務はマニラ撤退を完了し、市の東南高地よりするアメリカ軍の進撃に對して防禦戦闘をするにあつた。その當時日本海軍は陸軍とは別個の行動をとつていた。しかし、二、三週間後、海軍が陸上戦闘を行なう場合には、制限された範圍内で、その指揮權は振武軍に移されることになつた。振武軍は山下から市を撤退することを命ぜられ、陸上戦闘に従事する水兵は、今や、戰略的に振武軍の一部となつたので、撤退命令は陸兵のみでなく水兵にも適用することとなつた。しかし、海軍

部隊の直接指揮者である岩淵提督は部下のマニラ撤退を拒否した。一九四五年一月八日、アメリカ軍はリンガエン灣上陸に成功した。そして、殆どその直後から、マニラとバギオの山下の司令部との連絡は切斷されてしまった。アメリカ軍がマニラの北部へ入つたのは二月四日であるが、山下は二月十三日まで海軍部隊が市内に残っていることを知らなかった。彼は市の東方高地にある振武軍司令部にいる横山中將に連絡し、「初めの計畫通り」水兵をマニラから撤退させるように命令した。時すでにおそく、アメリカ軍は海軍部隊を包圍し、退路を遮斷していた。横山中將は三月十四日、十五日に二度までも、救出部隊を送つたが、その都度、撃退され、市の南部には凄惨な戦闘が始まつていた。

岩淵提督はなぜ二萬の部下のマニラ撤退を拒否したのであろうか？ 彼と彼の部下は戦死した。それ故、山下大將は我々に明確に答えることはできなかった。しかし、その後、證言や手に入れた文書によつて事情は判明した。海軍部隊を陸軍の指揮下に從屬させるようにと命令されるに先立つて、岩淵提督は、東洋の最も立派な港の貴重な港灣施設やドック、海軍倉庫を破壊せよという海軍の命令を受け取つていた。この岐路に直面した時、岩淵提督はそういう事態に臨んで、いかにも提督らしく振舞つた——彼は海軍省の命令を實行するために踏みとどまつた。しかし、山下大將が我々に言い得たことは「それは、マニラに對する自分の計畫と全く相

反するものだつた」ということだけだつた。

マニラを征服するや、アメリカ軍はルソン全島に展開した。日本軍は山下の計畫に従つて、バタングス半島に振武軍のかなり有力な部隊を配して山岳地帯にかくれた。しかし、神出鬼没のゲリラ部隊に援助されるアメリカ陸軍とアメリカ空軍の活動によつて、山下軍の各部隊間の地上連絡は遮斷され、孤立無援のばらばらの部隊になつてしまった。その後、マーシャル將軍が陸軍長官に報告したように、山下は「彼の部隊を一つずつ明け渡さざるを得ない状況に追いこまれた。」山下個人も、殆ど毎月のように北へ北へと、たえずより高い山岳地帯へ移動せざるを得なかつた。

こうして、フィリピンに到着した山下は、どうにもならない困難に直面したこと、初めから不可能な任務に壓倒されて部隊の訓練を行なう時間、視察旅行をする時間さえなかつたこと、そして、ついに四散する各部隊から、事實上、孤立してしまつたことが明らかになつた。通信は先きに述べたような状態だつたので、彼は我々から教えられるまで、マニラ、バタングス、群島の他の島々に起つた日本軍の殘虐行爲を知ることができなかった。山下は力説した。「かりに、これらの犯罪が行なわれたとしても、それは自分の希望にそむき、自分が下したあらゆる命令に全く反するものであることをきつぱり斷言します。それに、そういう犯罪が行なわれ

たとしても、自分は、いつ、どこでそういうことが起つたかを知りません。」そして、彼は、なお、言い足した。「そういうことが行なわれそうだと知つたならば、自分はそれを阻止するために手段を講じたであらうし、すでに行なわれてしまつた後でそれを知つたなら、自分は犯行者を處罰したことでしょう。」

うち合せがすむまでに、山下附法律家はこのほかにも二、三質問しなければならぬことがあつた。その一つは、辯護士が必ず持ち出す質問である。この事件について誰かに話しましたか？ あなたは検事側の調査員にこのことを話しましたか？

「はい、もちろん——なんべんも。」大將のみでなく、彼の幕僚もしばしば彼の経験を喋つた。彼等はあらゆる質問に氣前よく答えた。彼等は躊躇することなく口供書に署名し、その眞實を誓つた。各人が多くの口述をした。それは當然である。

話す必要がないということを誰も彼等に言わなかつた。そのようなことは、彼等には新奇で、最も理解しにくいことだつた。日本では、犯罪で起訴された者は、逮捕されると同時に、あらゆる事實を検事に述べなければならぬのだつた。その訊問こそは、日本の全裁判の根本的特徴で、被告は喋らなければならない。被告にはいかなる「權利」もなかつた。國家が全權力を掌握していた。

彼等が何もかも喋つてしまつたと聞いて、我々辯護人はこまつたことになつたと思つたが、間もなくその憂慮は消えた。それは、どつちでも同じだつた。検事側に與えられた報告は我々が聞いた報告と同じであり、その後、裁判官に提出された報告とも同じだつた。そこには、かくしだともなく、矛盾もなく、抜穴もなかつた。二カ月以上にわたつて我々はこの口述を討論し、何百という枝葉について詳細を探究した。我々は、かつて、一度も、彼等が虚言を言つたり、かくしだてをしたり、また、作りごとを言つたりした例を發見しなかつた。山下と彼の幕僚は本當のことを言つていた。

もう一つの質問。「大將はサムライですか？ もし、そうだとするならば、その身分はどのようなことを意味するのですか？」山下は微笑した。彼はサムライの階級の一員ではなかつた。彼は平民だつた。日本には三つの階級があつた——貴族、武士、平民。彼の父と兄は醫者だつた。小學校で成績がもう少し優秀だつたら、彼も醫者になつていたかも知れない。しかし、彼は士官學校へ送られた。士官學校では遙かに優秀だつた。彼は匹夫から身を起した。

彼は神道を信じていた。神道は宗教であり、短時間にそれを説明することはできないと彼は言つた。それに、彼はその教理を平易に短い言葉で説明できるほど熱心な信者ではなかつた。根本的には、それは、人間は萬物をみそなわし、天上への道であるところの正しい道——また

は、正しいという意識——に忠實でなければならぬと我々に命ずる神性の存在を前提とする一種の宗教である。彼は少年時代に天皇の神性起源について教えこまれたが、今日、六十歳の老人として、その神話には疑いを持つていた。しかし、多くの古い國々の政治哲學は、支配者と神の間の何等かの關係を設定していることを忘れてはならない。

もう一つの質問。「降伏が避け得られないものとなつた時、大將はなぜ自殺しなかつたのですか？」その答えは簡單だつた。それは天皇の命令に背くことである。命令は、降伏してアメリカ軍に協力せよとあつた。山下はそうした。「それは命令違反

しかし、たつた數日前、前總理大臣東條大將はハラキリをしようとした。「それは命令違反ですか？」

山下は嚴然と答えた。「そうです。東條は陛下の御命令にそむき奉つた。」
我々もまた軍人である。そして、我々はこの老武者の聲にこもる輕蔑の調子を理解することができた。

四 舞臺裝置

山下大將は一九四五年十月八日法廷へ召喚された。その前日の日曜日に、ラッセル・B・レノルズ少將は舞臺稽古、又は陸軍のいわゆる豫行演習を命じた。舞臺稽古はきちんとしたものだつた。全裁判は世界の視聽を集めて演ぜられる演劇の性質をおびたものだつたからである。

マニラ總督官邸の豪華な宴會場が法廷に使われた。床には三百名の傍聽人のための椅子があつた。バルコニーには映畫のカメラマンとラジオ實況放送者がいた。廣い室の正面は半圓形になつていて、マニラ灣を見はらす七つのフランス風のドアがあつた。室のこの部分が舞臺だつた。中央の窓の、やや高い壇の上に裁判官席があつた。それは長い箱型のテーブルで、そのうしろに五つの革張りの回轉椅子があつた。裁判長の席がある中央の椅子のすぐ背後に、アメリカ合衆國とフィリピン共和國の國旗を交叉して立ててあつた。裁判官席の前に机が二つあつ

て、一つには速記者が坐り、もう一つには公式通譯が坐ることになっていた。裁判官の右前に被告と被告辯護人の長いテーブルがあり、裁判官の左側の同じようなテーブルは檢察側の席だった。検事のテーブルと裁判官席の端の間隙に、これまた壇を設けて證人席があつた。裁判官、辯護人、検事、通譯、證人のためのマイクローフンがあつた。天井からラウド・スピーカーが垂れさがつていて、壁に沿つた要所要所に据えつけてあつた。兩側の「舞臺脇」にはスポット・ライトがあり、頭上には六個の強力なクリーク・ライトが結びつけてあつた。裁判の期間、これらの電燈は映畫カメラマンの合圖によつてしばしば點火され、熱帶の太陽と相まつて室の氣溫をたえがたいほど暑くした。

傍聽席の前二列は「將官及び重要な來訪者」のための指定席になつていた。前列の左側は新聞記者と裁判の期間自由にフラッシュをたくことを許されていた寫眞班にあてられていた。他の席は建物の外で到着順に長い行列を作つて待つ人々によつて満たされた。完全に六週間、我々は滿員の劇場で出演した。豫行演習の時、被告とその辯護人がつくべき席、及び興業の期間、いろ／＼の場合に臨んで彼等がどこに立つべきかという段取りがきめられた。カメラマンは位置につき、スポット・ライトを最も効果的な位置に据えた。

實際の裁判は十月二十九日まで始まらなかつた。この時は下稽古はなかつたが、關係者は前

日臺本を與えられた。その臺本には裁判長及び主席検事が行なう色々の發言、宣誓の言葉、裁判を始めるに必要なその他の似たような形式的事項が詳しく書いてあつた。豫め準備された臺本の最後の數行はすごく面白いものだつた。召喚から裁判開始までの三週間の間に、辯護團は軍事裁判官に訴訟却下の申立てをした。この申立てとその内容については、この先きで、もっと詳しくふれることにする。この申立ては山下大將起訴の根本にふれるものである。我々は、裁判に先立つて、裁判官にそれを提出することにきめたということを述べておくだけで、今のところ十分だと思ふ。我々がその申立てに添えて裁判官に提出した覺書きに書いてある通り、もし我々の主張が正しければ、裁判官はそれを裁可して、「時間、人員、金錢の無用にして厄介な消費を防ぐことができる」からである。この申立ては十月十九日に提出された。しかし、裁判官は裁判が再開される十月二十九日まで、この申立てを取上げることはできないと我々に通告した。従つて、準備された臺本によつて裁判は進められた。以下はその啓發的な文書の最後の部分の寫しである。

置 装 臺 舞

裁判長 「一九四五年十月十九日附を以て主席辯護人から訴訟却下の申立てが當裁判所に提出されている。この申立てに關して辯護團の意見をきく」

(辯護團 申立てについて主張する)

裁判長 「訴訟却下の申立てについて檢察側の意見をきく」

(検事 申立てについて主張する)

裁判長 「辯護團は何かさらに反駁すべきものがあるか」

裁判長 「檢察側はこの申立てに關して、何かさらに主張したいことがあるか」

裁判長 「裁判官は判事室でこの申立てを審議することにする」

裁判長 「裁判官のうち一人でも異議があればこの申立ては……」

(その場合は、裁判長が申立てを裁定する)

裁判長 「検事側は冒頭陳述を始める」

裁判長 「検事側は辨論を進める用意があるか」

検事 「その用意があります」

この臺本によつて暴露されている事實は、一九二五年、公立學校で進化論を教えてはならないというテネシーの法律に違反したスコープスという人物の有名な裁判の時に起つた似たような出來事を思わせるものがある。被告の辯護士クラレンス・ダローは彼の辯護依頼人に對する

起訴を無効にするための申立てをした。裁判官は、次の週の月曜日の朝、法廷で決定を與えると言つて、その週末の間に申立てを審議することにした。忽ち、彼は彼がどのような處置をとるかということを知っていた新聞記者に包圍された。老成した判事は、もちろん、言質を與えなかつた。一人の頭のいい新聞記者は彼に月曜日に證據を審理するつもりなのかときいた。判事は「そうだ」と答えた。そして、彼はその新聞の次の版が、なぜ自信を以て起訴は却下にならないと報じたかを怪しんだ。

五 喚問 アレインメント

喚問の下稽古の時、誰と誰を裁判席へ入れるかという問題が起つた。山下大將は通譯のほか、に参謀長武藤中將、副参謀長宇都宮少將を身邊におきたがつていると辯護團は裁判官に申入れた。過去の事件を正確に物語る上に、重要な事件の詳細について、山下大將は非常に武藤をたよりにしており、かなり宇都宮をも、たよりにしていることが、すでに、判明していると私達は説明した。

主席検事カー少佐は抗議した。それは前代未聞のことである。これらの人々は戦犯として起訴されるかも知れないではないか。彼は二人を法廷へ入れることに反対した。この困難を解決する方法を提案したのはレノルズ少將だつた。被告は好きな辯護人を持つことができる。山下は正式に任命された辯護人のほかに、武藤と宇都宮を補助辯護人に要求したらいいではない

か？　そうすれば、二人は辯護人席に坐れるかも知れない。

それにも拘らず、翌日、山下大將が正式に任命された辯護人を受け容れ、「このような立派な代辯者を與えられたことを光榮に思います」と裁判官に述べた後、「参謀長武藤中將及び副参謀長宇都宮少將を辯護團に加えて頂きたい——この二人以外に誰もよく知らない多くの記録や事實があります——自分はこの二人の忠言や助力を必要とします」と言つた時、カー少佐は再び抗議した。彼は言つた。「この二人は辯護側の證人になることはできるかも知れない。しかし、辯護人と呼ばれる者を證人臺に立たせることに反対する。」カーは、再び、この二人は將來戦犯として起訴されるかも知れないと警告した。しかし、彼はそのことが、なぜ二人が補助辯護人になることの妨けになるかということを説明することはできなかった。次第に、興奮して、彼はこう結んだ。「檢察官は指名された二人を参謀長、副参謀長と認めないし、認めようとも思わない。山下が参謀長もしくは副参謀長を持つていた日は、すでに、過ぎ去つたことを我々は主張する。」

問

誰もこれほど明白な、見當違いの事實を議論する氣にならなかつた。裁判長は鋭く言つた。

「辯護人の要請を許す」と彼は言つた。

喚

新聞はこのことを「辯護團の勝利」と呼んだ。これは本當に重要な問題について、我々が物

にした唯一の勝利だった。

山下大將に「罪狀を認めず」と言わせる前に、私達は起訴を「もつと明確なもの」にしてもらいたいと要求した。明確なものに對してでなければ、何人も辯論することはできない。配られた起訴狀には、單に、こう書いてあるにすぎなかつた。

「日本帝國陸軍大將山下奉文は一九四四年十月九日より一九四五年九月二日の間、マニラ及びフィリピン群島の他の地點におけるアメリカ合衆國及びその同盟國との戦闘において、日本軍司令官たりし時、指揮下の兵員の行動を統制するという司令官の任務を不法に無視し、その遂行を怠り、彼等のアメリカ合衆國人及びその同盟國人、屬領人、特にフィリピン人に對する殘虐行為及びその他の重大犯罪を許した。かくて、彼山下奉文は戰爭法に違反した。」

我々は檢事側が日本部隊の犯罪の詳細な記録、「明細訴狀」を我々に手交しようとしていることを知つていた。しかし、被告は特に何をしようとしたのだろうか？ 起訴狀は被告は「任務の遂行を怠つた」と言つてゐる。いつ？ どこで？ 日附と場所は？ 起訴狀には彼は部隊の殘虐行為を「許した」とある。それは彼が實際に許可を與えたことを意味しているのだろうか？ それとも、それは任務を遂行することを怠つたことの自動的な結果を意味しているのだろうか？

か？ もし、前者だとすれば、そのような許可がいつ、どこで、誰に、何を目的に與えられたのであろうか？ 約四カ月後、最高司法裁判所の一判事は起訴狀の用語を「空虚でないとするも、漠然としている」と評した。しかし、裁判官と檢事はそれは十分に明確だと思つてゐるらしかつた。カー少佐は我々の申立てに斷然反對した。彼はそれを容赦することができない。それは「普通の法廷では通用するかも知れないが、この裁判では決して通用しない。」彼は明細訴狀を作つた。それは前文に山下大將の名前が出てゐるだけで、日本部隊が群島の各地で犯した六十四の犯罪を列擧してあつた。そして、カー少佐は追加明細訴狀を後日改めて提出してもいいという裁判官の許可があれば、この訴狀を今ここで我々に渡してもいいと言つた。それで十分だつた。

裁判官はその許可を與えた。

準備のために、三週間が割り當てられた。そして、レノルズ少將の槌の音と共に裁判は十月二十九日まで休むこととなつた。

六 登場人物

山下喚問の幕が開いた時、舞臺の兩側に、それぞれ六名の制服を着た法律家が着席していた——それは検事と辯護人だつた。検事側の主席はオレゴン州ポートランドの法律家である歩兵將校ロバート・カー少佐だつた。彼は丈の高い、快活な人物で、小さな黒い口髭をたくわえていた。カーは歩兵の徽章を誇りにしていた。法務部に屬している彼の部下の検事や我々との違いを強調するために、彼はしばしば「自分は一介の武辯にすぎない」と謙遜した。彼はこの仕事を楽しんでるように見えた。山下に絞首刑の宣告が言い渡された時、カーは自分は日本人の首を絞めるためではなくて、海岸で彼等をやつつけるために太平洋へやつて來たのだが、いずれにしても、同じだと言つたと一新聞は報じた。私には彼は有能な法律家らしく思われた。然し、多くの觀察者は、彼は證人の訊問に當つて四人の補佐官の大尉に光彩を奪われたと信じ

ていた。ヒル大尉、ウェブスター大尉、カリヤー大尉、ペース大尉はみんな召集されるまで地方裁判所の検事だつた。彼等は裁判に廣い経験があることを示していた——申分のない立派な検事だつた。

検事側の六人目はフィリピン人検事グリセリオ・オビニョン少佐だつた。フィリピン人が受けた苦難の責任者として起訴されている人物の犯罪決定に際して、フィリピン人から代表者を出すことは賢策だと信じられたので、彼の名前は裁判の直前、名簿に加えられた。オビニョンは愉快な男で、證人を長々と直接訊問した。彼の冗慢や反復は、しばしば、法廷をくすくす笑わせたものだつた。彼は次の質問をする前に、證人の最後の言葉をくり返す癖があつた。ある時、オビニョンはフィリピン女の證人がだいていたと言つた子供の性をきいた。

「男性です」と彼女は答えた。

「男性」少佐はくり返した。「それで、その子はお前の息子だつたのか、娘だつたのか？」また別の時、證人が寡婦だということをたしかめた後で、オビニョンは言つたものだ。「なるほど寡婦。それで、お前の夫はどこに居るのか？」これには傍聽人も驚いた。

辯護團は六名の辯護人が、間もなく、四名になつてしまつた。裁判が始まる前に、ダコタの税務法律家フェルドハウス中佐は病氣になつて、手術を受ける爲に入院した。我々は一カ月以

上彼を見なかつた。彼は、裁判がまだ終らないうちに法廷へ歸り、最終辯論の作成に力をかけた。ワイオミング州チェイエンヌ出身の法律家ジョージ・ガイ少佐だけは、法務部の部員ではなかつた。彼は騎兵將校の十字劍の徽章をつけており、武勳赫々たる第一騎兵師團にあつて、太平洋の大部分の戦闘に参加していた。サンドバーグ及び私と同じく、彼は山下裁判に任命された時、辨償部で働いていた。彼は颯爽たる熱血漢で、劇的な戦闘がさし迫っている時、太平洋戦域の大部分の目ざましい地點に馳せ参じるという羨望すべき能力を極度にまでそなえていた。彼は各地をめぐつて來た。東京とシドニーの間に、彼ほど多くの「重要な人物」を親しく知っている將校は他に一人もないと私は信ずる。その爲、我々の準備が進められている間に、山下大將は日本の「戦争派」、特に前總理大臣東條に反對で、日本で「穩健派」として非常に尊敬されていたという興味ある裏面がわかり、こういう有利な事實は「人物證人」(東京のマックアーサー占領軍とうまく行っている或る種の日本人)によつて證明されるかも知れないという事になつた時、日本へ飛んで、彼等と面會し、彼等をマニラへつれて來るにはジョージ・ガイが最適任者だということになつた。彼は裁判が始まる前にマニラを去り、約一カ月歸らなかつた。ジョージが歸つた時、彼は將來證人になるべき人々の口供書と我々辯護人仲間への土産と、新たに占領された東京でのたまらないほど面白い話を持つてきた。後日、人物證人がマ

ニラへ到着した時、ジョージ・ガイは彼等の宿所と食物の心配をし(猛烈に反日的なフィリピン人が、どのような猛烈な反應を示さないとも限らなかつたので、彼等を隔離して護衛する必要があつた)そして、彼等の證言を裁判官に提出するに當つて、彼は訊問辯護人の役をつとめた。

登場人物

シオルグー・ヘンドリックスはジョルジア州アトランタの評判のよい辯護士だつた。彼は巨漢だつた。身長六フィートで、丸々と太つていた。彼は強い性格、強い信念、強い良心の持主だつた。辯護人が初顔合せをしたとき、ヘンドリックスは、山下辯護の任命を喜ばず、檢事に任命された方が遙かにありがたいと言つた。しかし、私達の辯護依頼人を知り、その立場を理解すると、彼の失望は消え、最も熱烈な、がむしやらの辯護人になつた。裁判が始まると、彼の熱意は益々強くなり、狂信に近いものになつた。彼が法律家として一般的に認められないことを知っている證據に對する我々の異議があつさり片附けられた時、彼は裁判官が明白な偏見を持つていると考えて、かん／＼に腹を立てた。ヘンドリックスの反應は私よりも遙かに猛烈だつた。私は陸軍に入るまで労働組合の辯護士だつた。私はビケット・ラインに立つている時の非行や軽い罪で起訴され、ニュー・イングランドの小さな町の地方判事によつて、いく分、公平を缺いた取扱ひを受けた多くのストライキ参加者の辯護をした経験がある。それ故、私は

軍事裁判官の高壓的なかけ引きに不慣れではなかつた。軍事裁判官は、矢張り、裁判官ではなしに將軍によつて構成されており、彼等の力の意識は、當然、法律に對する無智をとまなつていた。しかし、ヘンドリックスは民間時代に、そのようなことに慣れていなかった。彼はそれを我慢することができなかつた。開廷している間中、席でもじ／＼していた後で、休憩がくると、彼の感情は爆發した。「將軍なんか引きずりまわされてたまるものか」と彼はしば／＼言つた。

ヘンドリックスは法務官で、マニラ憲兵隊の法律顧問だつた。その資格で彼はフィリピン法廷へ現われる機會を持っていた。山下の辯護人のうち、フィリピン群島最高裁判所所屬の辯護士だつた者は彼だけだつた。それ故、合衆國最高裁判所へ通ずる道はフィリピン最高裁判所を経由することだということが明らかになつた時、最初の控訴の準備をし、その辯論をする任務はヘンドリックスに托された。その仕事のために、彼は法廷から姿を消した。こうして、彼がフィリピン裁判所に現われた時——我々仲間は、その時のことを、その後、「ヘンドリックスが氣が狂つた時」と呼んだものだが——軍隊的階級制度と軍隊的「裁判」のやり方に對するヘンドリックスの鬱積した反感が爆發して、激越な演説となり、彼はあやうく軍法會議にかけられそうになつた。この事件については、この先きで述べることにする。

それ故、残されたクラークとサンドバークと私が裁判の大部分を處理しなければならなかつた。ミルトン・サンドバーク大尉はニュー・ヨーク市出身の若い法律家だつた。彼は一九三七年コロンビア法律學校を卒業して、ニュー・ヨーク市會計検査院の事務所ですぐに關する仕事をしていた。私と同じく、彼も召集されて陸軍に入り、ミシガン州アーン・アーバーの法務官養成所の講義をきき、マニラの辨償部へ任命された。彼は冷靜な智略と着實な分析的な頭腦を發揮した。彼の先きを見る能力と、生れながらの氣の強さの爲に、彼はこの裁判を處理するのに理想的な人物だつた。サンドバークの裁判の経験は、當然、限られていたとはいえ、彼は上告手續に十分通曉し、合衆國最高裁判所で行なつた彼の最後の辯論は、すばらしかつたの一語に盡きる。作戦、かけ引き、言いまわしについて、彼と私はめつたに意見が合合わないことはなかつた。そして、我々が直面した幾多の困難を考えれば、我々はかなり均衡のとれたチームとして活動したと私は信じる。裁判の六週間、缺かさず傍聴した二十名の新聞記者は、少くとも、そう考えた。ペンシルヴァニア州アルツィナのハリー・E・クラーク大佐は主席辯護人だつた——彼は階級、年齢、分別において我々の上級だつた。彼は軍人であることを楽しんでゐる軍人だつた。彼は第一次世界大戰に参加し、二つの戦争の間、ペンシルヴァニア州軍の現役兵だつた。眞珠灣の久しい以前に、彼は愛する二十八師團に編入された。彼は四十カ月海外でくらし、フィリ

軍事裁判官の高壓的なかけ引きに不慣れではなかつた。軍事裁判官は、矢張り、裁判官ではないに將軍によつて構成されており、彼等の力の意識は、當然、法律に對する無智をとまなつていた。しかし、ヘンドリックスは民間時代に、そのようなことに慣れていなかった。彼はそれを我慢することができなかった。開廷している間中、席でもじ／＼していた後で、休憩がくると、彼の感情は爆發した。「將軍なんか引きずりまわされてたまるものか」と彼はしば／＼言つた。

ヘンドリックスは法務官で、マニラ憲兵隊の法律顧問だつた。その資格で彼はフィリピン法廷へ現われる機會を持っていた。山下の辯護人のうち、フィリピン群島最高裁判所所屬の辯護士だつた者は彼だけだつた。それ故、合衆國最高裁判所へ通ずる道はフィリピン最高裁判所を経由することだということが明らかになつた時、最初の控訴の準備をし、その辯論をする任務はヘンドリックスに托された。その仕事のために、彼は法廷から姿を消した。こうして、彼がフィリピン裁判所に現われた時——我々仲間は、その時のことを、その後、「ヘンドリックスが氣が狂つた時」と呼んだものだが——軍隊的階級制度と軍隊的「裁判」のやり方に對するヘンドリックスの鬱積した反感が爆發して、激越な演説となり、彼はあやうく軍法會議にかけられそうになつた。この事件については、この先きで述べることにする。

それ故、残されたクラークとサンドバークと私が裁判の大部分を處理しなければならなかつた。ミルトン・サンドバーク大尉はニュー・ヨーク市出身の若い法律家だつた。彼は一九三七年コロンビア法律學校を卒業して、ニュー・ヨーク市會計検査院の事務所ですぐに關する仕事をしていた。私と同じく、彼も召集されて陸軍に入り、ミシガン州アイン・アーバーの法務官養成所の講義をきき、マニラの辨償部へ任命された。彼は冷靜な智略と着實な分析的な頭腦を發揮した。彼の先きを見る能力と、生れながらの氣の強さの爲に、彼はこの裁判を處理するのに理想的な人物だつた。サンドバークの裁判の経験は、當然、限られていたとはいえ、彼は上告手續に十分通曉し、合衆國最高裁判所で行なつた彼の最後の辯論は、すばらしかつたの一語に盡きる。作戦、かけ引き、言いまわしについて、彼と私はめつたに意見が合わないことはなかつた。そして、我々が直面した幾多の困難を考えれば、我々はかなり均衡のとれたチームとして活動したと私は信じる。裁判の六週間、缺かさず傍聽した二十名の新聞記者は、少くとも、そう考えた。ペンシルヴァニア州アルツィナのハリー・E・クラーク大佐は主席辯護人だつた——彼は階級、年齢、分別において我々の上級だつた。彼は軍人であることを楽しんでゐる軍人だつた。彼は第一次世界大戰に参加し、二つの戦争の間、ペンシルヴァニア州軍の現役兵だつた。眞珠灣の久しい以前に、彼は愛する二十八師團に編入された。彼は四十カ月海外でくらし、フィリ

だつたとすれば、これほど極端ではなかつたであらう。しかし、私達にはなすべき仕事があつた——私達は自分のしていることを知っていた——私達は正しかつた。軍法會議糞くらえだつた。

たしかに、辯護團には、若干内部的な議論があつた。その多くの場合、クラーク大佐は用心深い立場をとつた。彼の異議の結果、非常にしばしばきつい言葉がやわらけられ、また、疑がわしい議論は取りやめにした。しかし、今からふり返つてみると、事實上、すべての場合に、彼の保守主義は結果的に正しかつたといふことができる。我々の重要な決定はすべて全員一致だつた。クラークは、軍隊組織が、この裁判を軍隊以外の裁判所に持ち出そうとする私達の企圖をいやがつていることをよく知っていた。私達が打とうとする各種の法律的な手に、彼が協力することを拒んだならば、私達はどうすることもできなかつたに違いない。悪評の高い男の辯護人に任命された法律家としての無類の立場を利用して、塹壕をめぐらした權威をうや／＼しく、しかし、斷乎として攻撃することは、サンドバークや私には易々たることだつた。我々は長く陸軍に踏みとどまる氣はなかつた。戦争は終つた。我々は、昇進も引立ても求めはしない。我々は民間人になる日を待っていた。しかし、クラークの立場は全く違っていた。上級將校の不興を招くことは、彼には損失だつた。彼は上級將校の友情を愛し、また、それを必要と

ピンへ来るまで、オーストラリアとニュー・ギニアで働いていた。前任地で彼は陸軍矯正所の責任者だつた。彼は上層將校と共に太平洋戦争を経験してきた。彼は將官や他の大佐や正規の軍人を知っていたし、彼等も彼を知っていた。陸軍は彼の生命だつた。裁判の期間、彼が毅然たる態度を以て重きをなし、終始、勇敢だつたのは、實に、この事實によつていのである。先きにふれたように、實際の戦いは、大部分、サンドバークと私によつてなされたにせよ、クラークが私達を支持してくれなければ、戦いは不可能だつたに違いないからである。彼にとつて位階は問題ではなかつた——彼は法律家としての能力によつて私達を判断した——しかし、軍事裁判官であつた將軍達にとつては、位階は非常に重大だつた。クラークは平氣で二人の大尉に證人を訊問させ、訊問權について裁判官と議論させ、證言、口供書、映畫のフィルムに對する異議について、裁判官と戦わせた。しかし、辯護人が期待に反して、おとなしい役割を守らないといふので、裁判官に呼ばれて叱られたのは大佐だつた。陸軍の將官にとつて、階級が上だといふことは、事態の責任が彼にあるといふことだつた。だつて、たえず、反對訊問の權利を主張することは貴重な時間無駄にすることではないか！ それは不服従と同じだ！ 軍法會議ものだぞ！ しかし、ハリー・クラーク大佐は、決して、ひるまなかつた。彼は、よろこんで責任を取つたであらう。私達は多少行きすぎていたかも知れない。多分、彼一人が辯護人

していた。それ故、彼が不正と信じたものに對して、終始一貫、反抗したということは、アメリカの最も立派な傳統において、彼が勇敢な自由主義者であつたことを示すものである。

七 軍事裁判官

軍事裁判官

軍事裁判官は三名の少將と二名の代將によつて構成されていた。彼等はすべて陸軍の正規の軍人だつたので、マックアーサー元帥を初め他の上官の希望に對して、重大な反抗をすることは期待されなかつた。(彼等は出世するためには、上官からよく思われる必要があつた) これは困つたことである。しかし、私達はそれを豫想していた。軍法會議によるにせよ、軍事法廷によるにせよ、ここに我が國の軍事裁判の重大な缺陷がある。裁判官は證據に基いて判決を下すものと考えられている。しかし、軍隊組織の下においては、任命當局は證人の發言をきく機會はないといへ、軍事法廷は任命當局の希望を無視して、獨立した行動をとることは殆ど不可能である。

五名の將官の他の二つの事實が、辯護團をより不安にさせた。第一に、彼等の中には一人も

この戦争で實戦を経験した者がなかつた。彼等はみんな「机上」の仕事から裁判所へ任命された。山下大將の困難は、似たような問題に直面した者なら、より同情的に理解できるにちがいないと私達は信じた。一例をあければ、イリノイ、ウィスコンシン、ミシガン州よりなる第六軍管區の司令官だつたレノルズ少將は、ほんの最近、シカゴからフィリピンへ來たばかりだつた。シカゴにおける司令部の仕事は、紙に書いた報告や命令で、毎日きちんと締めくくられ、疑いの餘地なく、その地の司令官は、地區の部下のすべての活動を十分に知ることができたにちがいない。中西部（註）シカゴを中心にするアメリカのその地方）には敵の空襲もゲリラの活動もなかつた。

しかし、我々が最も不安だつたのは、五名の將官の中に、一人として法律家がなく、一人として法律的經驗を持つた者がいなかつたという事實である。軍事裁判官の任命規定にはこう規定してある。「できうるならば、裁判官の一名もしくは一名以上は法律的訓練を持つ者であるべきこと。」明らかに、任命當局はそういう者を見出すことができなかったのだ。それにも拘らず、レノルズ少將は「裁判長」と同時に「法律官」に任命された。

脳味噌があるのは法律家仲間だけだと考える法律家を、讀者は、我慢できないのは當然である。すべての法律家が頭がいいわけでもないし、すべての法律家が惡者であるわけでもない。し

かし、素人に、法律的助力なしに、このような種類の裁判——根本的に新しい法律を作り出す裁判、必然的に證據、國際法、議會議法及び條約の解釋等に関する無數の決定を内包する裁判——の理解を期待するのは餘りといえれば餘りのことである。

多くの素人は辯護士、特に被告を辯護する辯護士を、庇理窟をこねる技術家だと思ふと廣言する。自分にその機會が與えられれば、自分が裁判官になれば、そういうくだらないことは即座にやめさせる！ 獨裁的な力に慣れている陸軍の將官は、そういう意見をいだきがちである。しかし、悲しいことに、辯護士が熱烈にそのために辯論する被告の權利の擁護は、決して單なる技術ではない。それは、人類の壓迫と虐政に對する千年の戦いの產物である。それは、虚飾や異議や妨害やかけひきの外皮をまとつていくかも知れない。しかし、それは、本質的に重要なものであり、それを、單なる「辯護士の小細工」だとしておしやることは、火刑による裁判の日に歸ることである。

裁判が始まつて一時間とたたないうちに、素人と證據に關する問題を論ずることが、いかに困難であるかが明白になつた。

口供書を證據と認めることに對してなぜ異議があるのか？ それは「傳聞」だつて？ 議會がそういうことをしてはいけないという法律を作つてゐるつて？ そうかも知れない。然し、

マックアーサー元帥の規定は、特に、口供書の認容を許している！　そもそも、我々の存在を認可した當人の法令の妥當性を問題にする我々は一體何者であるか！　實際、私達は、後刻、控室で二度とこの法廷でマックアーサー元帥に言及しないように、あなた方に注意をうながすことにする。口供書を審理する時、あなた方は言う、我々は目の前に證人を持たないと。我々は證人が本當のことを言っているかどうかを見ることができない。我々は證人が虚言を言っているかどうかを確かめるために、もしくは、口供書に述べられていない事實——供述を書いた者が故意に省いたかも知れない事實——をひき出すために證人を反對訊問することができない。しかし、口供書は時間を節約する。異議は承認されなかつた。私達は今度は戦犯裁判所の一員が書いた報告を受け取つた——それにも異議があるつて？　なぜ？　それは「私見」だつて？　この報告に署名した將校がいないので、私達は彼が意見を述べる資格があるかどうか、また、かりに事實があるとして、その意見は、およそ、どのような事實に基いているかということさえ知ることができない。異議は承認されなかつた。裁判官は休庭を宣して、裁判官室に退き、主席辯護人は呼ばれた。あの反抗的な、生意氣なやつらは一體どんなつもりで、どうも異議をとえないのか？　裁判官が規定を作つたのに、彼等はなぜ異議をくり返すのか？　あれは裁判官を侮辱することではないか？

もちろん、異議は同じではなかつた。それに、たとえ同じだつたとしても、辯護人は異議をくり返す権利があるのみでなく、その義務があるのだ。レノルズ少將とその同僚は法律家ではなかつたので、それを理解することができなかつた。それは彼等の罪ではない。

二人の代將と三人の少將。陸軍部隊の兵隊にとつては、代將は極く偉い人だ。しかし、彼等が三人の上官といつしよに居るところを毎日見ていると、彼等はオフィス・ボーイのように見えた。彼等はあとから入つてきて、あとから席に着き、あとから立ち上り、あとから出て行つた。彼等は、裁判の間、法廷で一言も言うことがなかつた。裁判官席の端の最も證人に近いところに坐つていたブレン代將は注意深く證人を見つめていた。裁判官席の反對の側にいたハンドワーク代將はただぼんやりしていた。一人の新聞記者は冗談を言つた。「裁判が終つた時に、誰かそのことをハンドワークに知らしてやらないと、やつこさん毎日やつて来て、その違いに気がつかないかも知れないぜ。」或る日、正午の休庭の時に、別の新聞記者が、雑誌タイムをハンドワークの机の上においた——どういふことが起るかをちよつと見るために。法廷が再開された時、代將は着席して前方をにらんだ。約十五分たつた頃、彼はうつ向いて雑誌に氣がついた。彼は證言がつづけられている間中、怠屈そうに雑誌のページをひねくつていた。この出來事に氣がついた者は、豫め、そのことを知らされていた者だけだつた。

ラッセル・B・レノルズ少將は判事團の長であり、その代表者だつた。彼は證據の問題を裁定し、頻發する判事團の聲明や形式的な告示を読みあげた。彼はしばしば證人に質問し、この訴訟に潑刺たる興味を持つてゐることを示した。彼は禿け頭で、いかめしく、裁判官らしくつた。彼は言われた事は何でも理解するかのように見せるこつを心得ていたが、これが、時に、辯護團を迷わせた。レノルズは裁判官席についてゐる間、分別があり、公平であるように見せかけることに専ら努力していたとはいへ、證人に投げかける彼の質問や、彼が追及したいと思つてゐる方向へ質問を向けさせるためにする檢事側への指圖によつて、最後の判決の基礎になるしつかりした證據を發見することが彼の任務の一つであると考えてゐることが、辯護團に間もなく、明らかとなつた。

レノルズ少將の右にレオ・ドノヴァン少將が坐つてゐた。私は、いつも、法廷で友達になれそうなのは彼だけだと思つてゐた。確かにドノヴァンという名前の男は骨髓の中に人道の火を持つてゐるに違ひない。いやしくも、ほかの誰かに弱者——窮地に追いつめられた虎——に對するかくれた同情心があつたとするならば、彼の中に、それが無い筈がない。時々、彼は質問した。そして、裁判官席でユーモアらしいものを發散させたのは彼だけだつた。判決に對する判事團の投票は祕密だつたから、誰がどういふ投票をしたかといふことは、私には、全然わか

らない。判決を決定するためには、三分の二の投票が必要だつた。しかし、判事團の審議で、判事の誰かが、極刑を緩和したいという意向を持つたとすれば、それはドノヴァン少將だつたと私は敢て斷言する。或は私の思いちがいかも知れない。

裁判官のもう一人はジェイムス・A・レスター少將だつた。彼は最近まで憲兵隊の司令官だつた。裁判が始まつた瞬間から、彼は被告に對して敵意を持つてゐると廣言し、被告の辯護人が徒らに裁判をひきのばすと言つて憤慨してゐた。新聞記者やラジオ放送者は、レスターのことを、「絞首判事」と呼んでゐた。普段、この態度は身振り、顔の表情、誇張された癖などに現われるだけだつたが、ある時、彼の鬱結してゐた感情が爆發した。

檢事側も辯護人側も通譯の問題でかなりなやまされた。日本人の證人が證言臺に立つて翻譯の最も困難な問題が持ち出される前は、支那語、スペイン語、タガログ語を話す證人のための通譯が必要とされた。フィリピン群島の各地には、多くの方言が存在しているが、ルソン島のマニラ地區で最も有力な方言は「タガログ」と呼ばれてゐる。檢事側の事實が提出されてゐる間は、しばしばタガログ語の通譯にたよらなければならなかつた。明らかに、彼等は正確とはいへなかつた。(これは民間人通譯に政府が僅かしか給料を拂わなかつたことから起つてゐた) 休廷になると、法廷のタガログ語を話す傍聽人は辯護團の誰かに間違ひを指摘した。私達はそ

のことについて、法廷で何も言わなかつた。検事の一人であるタガログ語を話すオビニョン少佐は、しばしば通譯の誤りを訂正し、一度は代りの者を出せと言つてきかなかつた。

或る日、サンドバーグがタガログ語を話す證人を反對訊問している時、手に負えない困難にぶつつかつた。通譯と證人が土語の方言で長々と會話をし、通譯はそれを我々英語しかわからない者のために翻譯しながつた。ついに、サンドバーグは訊問をやめて、通譯に、今證人と交わした長い會話の要點を裁判官のために翻譯するようにと言つた。通譯は自分のタガログ語を證人にわからせようとして努力していたのであり、この證人はバタンガス州から來ていて、自分とは違うタガログ語を話すと言明した。そこで、サンドバーグは軍事裁判官に言つた。

「裁判官、この通譯が我々の質問を正しく證人の方言に翻譯することができないなら、別の通譯を出して頂きたい。こういうことが、このところ、ちよい／＼起つているが、通譯が證人と會話を交えるということは最も不都合なことだと思います。」

すると、レスター少將はレノルズ少將の耳にささやいた。そして、レノルズは裁判官は新たに通譯をさがすつもりはない。それから、「質問はできるだけ言葉數を少くするように」と言つた。

通譯と證人の長い不思議な會話がつづいた。そして、次の證人に對する私の反對訊問の時に

も、同じ困難にぶつつかつた。そこで、裁判官は十分の休廷を宣言した。休廷の間、多くのフィリピン人新聞記者がサンドバーグに今の通譯はいつもよりもひどく、多くの重大な誤りがあり、證人が「西」へ行つたと證言したのに、通譯は「東」へ行つたと現に翻譯したと言つた。

法廷が再開するや、サンドバーグは起立してレノルズに言つた。「休廷の間に、辯護團はタガログ語通譯の翻譯は多くの點で間違いがあり、言語道斷なほどであると教えられました。」

「言語道斷」という言葉をきくと、レスターは色をなし、椅子の腕をつかんだ。サンドバーグはつづけた。「我々は不利です。辯護團はタガログ語の通譯を持たないという點で不利です。」

我々は、今ここで、さつきの通譯を今後永久に通譯の資格なき者にしたいと思ひます。」

また／＼レスターは身體をのびし、あわただしく、激しくレノルズに話しかけた。「それは正式な通譯に對する重大な攻撃である」と裁判長は言つた。「法廷はそのような思い切つた處置を取る前に……我々は彼に對する攻撃の正當性を立證しなければならない。」

「我々はいかなる點においても通譯が誠實に振舞わなかつたと言おうとしているものではありません。」サンドバーグは答えた。「しかし、明らかに、通譯は正しくなかつたし、このような重大な裁判は、正確でなければならぬということを我々は最も強く要求します。」

サンドバーグが和解を提議しているつもりだつたとするならば、その提議はレノルズ少將に

はれつけられた。「我々は不正確な通譯がなされたという明確な證據を握らなければならない。」少將は言つた。「この最も異常な、最も重大な攻撃を考慮するために、裁判官は辯護人に法廷でその申立ての出所を明らかにすることを要求する。」

この困難な立場に立つて、サンドバークは、それを告げてくれたのはフィリピン人の新聞記者で、その名前は知らない。裁判長に言わざるをえなかつた。即座に、二人の若いフィリピン人が記者席から立ち上り、自分達がそれを教えたと述べ、進んで證言臺に立つた。レスター少將は苦笑し、レノルズ少將の前にあつたマイクロフォンをつかんだ。「裁判官の一人レスター少將が證人を訊問する」とレノルズ少將は言つた。

カー少佐が證人の資格をたしかめた。證言臺の若者は、二十歳を出ているとは思われなかつた。彼の名前はアルマンド・マレイ、フィリピン大學の卒業生で、法廷で、少くとも、二回タガログ語を英語に翻譯したことがあり、ボタンガス州の言葉を知つていと言つた。

今度はレスターが引き取つた。怒りで聲をふるわせながら彼は證人に向き直つた。「裁判官の質問で君の名譽にかかわり、君を不利に陥れるようなことに對しては答えなくてもさしつかえないということを知つてゐるか？ 君はそのことを知つてゐるか？」

「はい、知つています。」若者は答えた。

「君を不利に陥れるかも知れない質問に答えるとき、その結果、他の人に法的制裁が及ぶならば、君は法廷の規定によつて罰せられることがあるということを知つてゐるか？」レスターは途中から聲を高めてきいた。

若いフィリピン人は動じなかつた。彼は威嚇に負けなかつた。「はい、知つています。」彼は答えた。

レスターは再び試みた。「それを知りながら君は證言するつもりなのか？」

「はい」若者は言つた。「辯護側と検事側に私の證言から十分な利益を得させたいからであります。そして……」

レスター少將は終りまで言わせなかつた。「辯護團への通告の出所は君なのか？」彼はさへぎつて言つた。

證人はそれは自分だと認めた。そして、問題の證言の時に書きとめたノートを見てから、サンドバークが反對訊問した男が「自分の部落の東」にある村、または部落へ行つたと證言したのに、裁判官が通譯から得た翻譯は反對の方角の「西」になつていと言つた。

レスターの手と唇がふるえた。彼はあつけにとられてゐる新聞記者に三つの質問をたてつづけに浴びせかけた。「では、それが只今の問題にどのような關係があるのか？ 證人が

東へ行つたか、西へ行つたかで、實質的に不都合なことがあるのか？ そのことによつて、なぜ證言が無効になるのか？」

もちろん、證人がそれに答える機會を與えられたとしても、この質問は不穩當である。證言の實質に對して判斷を下すことは法廷の傍聽人のすべきことではない。しかし、若者は一切おかまいなしに答えた。「もし一人の人が——もし證人が東へ行つたというのに、通譯が西へ行つたと言え、全體の證言が間違ひになると私は思います。裁判官閣下。方向は非常に重要な事柄です。」

敗北を認めることがいまい／＼しいので、レスター少將は度を失なつた。彼は證人と議論をたかわした。「場合によつては、そういうことがあるかも知れない。」彼はうなつた。「しかし、この場合、方向の違いがどのような關係を持つてゐるのか？」

「私の考えでは、それは非常に重要な關係を持つてゐると思います。」フィリピン人は答えた。「なぜならば、或る人が西へ行つたとして、西へ行つたと言ひ、西の方角に起つた出來事を證言するのに、裁判官はその人が東へ行つたと聞き、當然、東には何事も起らなかつたということになるので、證言全體がこんがらがります。そう思いませんか？」

レスター少將は答えなかつた。證人はさらにもう一つ誤譯の甚だしい例をあげたので、ドノ

ヴァン少將は問題の證言について全く違つた印象を受けたと叫んだ。自發的に證言臺に立つたもう一人のフィリピン人の新聞記者も立派にやつてのけた。

レスター少將はやりこめられて、ぶん／＼腹を立てながらマイクロフォンをてばなした。この時、裁判前まで憲兵隊にあつてレスターの下で法務官をつとめていたヘンドリックスは濱本にささやいた。「私はレスターの下で働いていたと山下大將に言つてくれ。」この傳言は山下大將に通譯された。大將はヘンドリックスの顔を見てくすくす笑い、日本語でささやき返した。「大將は心から御同情にたえないと申しています」と濱本は言つた。

八 主 役

喚問の前夜、主席辯護人クラーク大佐は山下大將にできるだけ立派な服装で、ありつたけの勳章を身につけて法廷に現われるようにすすめた。大將はその言葉通りに、最もみすぼらしい緑の制服を着て、拍車づきの長い乗馬靴をはき、胸間に四列に勳章を飾った。

喚問の直後、私達は地區戦犯局の檢察課長である氣の短い小柄なミーク中佐に呼ばれた。

「糞いまゝしい」彼は言つた。「何たることですか？ わしの好きなようにさせてくれたら、山下を制服のままで法廷に立たせるものか。だつて、やつこさんに見世物を喰われてしまつたじゃないか。やつこさん法廷をひとり占めにしてしまいがつた。わしの好きなようにさせてくれたら、わしはやつに囚人の作業衣を着せて、やつに鎖をつける。わしは腹が立つて腹が立つて、やつや君達をなぐりつけたくなつた。」

私は吹き出さないわけにはいかなかつた。なぜなら、たとえ作業衣を着せて、鎖でしばつても、山下は見世物をさらひ、法廷をひとり占めにしたに違ひない、と私は思つたからである。この場合、衣服が人間を作るのではないということをミークは知らなかつたか、もしくは、知りたくなかつたのである。山下に對してどのような考えを持つにせよ、彼には威嚴と平靜さがあつた。勝利者になろうが、敗北者になろうが、司令官になろうが、捕虜になろうが、彼は男らしくかつた。

山下は六十歳相應に見えた。彼は日本人としては大柄で、捕虜仲間よりたつぷり頭だけ高かつた。アメリカやフィリピンの新聞記者は「牛首」、「大鼓腹」、または「じやが芋面」等々さまざまな言葉で彼を描いた。これらの派手な形容詞は不正確ではなかつた。彼の巨大な頭は同様巨大な首で支えられ、彼の胸まわりは大きく、彼の顔は、何となく、何かの球根を思わせるものがあつた。しかし、彼の眼は深くて思慮があつた——人生を見つめて來た者の眼、人生を理解し、死を恐れない者の眼。

一部の新聞記者は彼を「殘忍」そうだと言つた。しかし、それは彼と話し合う機會がなく、話し合いながら、彼の眼をのぞき込む機會のなかつた人々の言葉である。私が知る限り、山下を知つて、個人的に彼にひきつけられなかつたアメリカ兵は一人もない。彼を護衛した憲兵や

捕虜收容所の係員も彼を好きになつたし、ニュー・ビリビッド收容所で山下をちよつと見ただけの教悔師はシカゴ・サン紙の讀者欄に「彼は悪虐な人殺しとは見えない」と書いている。

アメリカ人は生來人なつこく、誰でも好きになる傾向があることは確かである。しかし、この場合のアメリカ人とは、殆ど、すべて日本人を憎むことを教えられ、傳統的に、日本人を「不潔な黄色人」呼ばわりしつけている兵隊であり、彼等が不可解な日本人の顔、特に「殘虐の悪評」の高い敵將の顔を初めて見た時、好感を持つどころではなかつたということを念頭におく必要がある。

山下は終始一貫ストイック的だつた。冗談、特に痛いところを突くような冗談を言われると微笑したり、から／＼笑つたりすることがあつたが、決して感情を外に現わさなかつた。裁判がつづいている間中、私はきかれた。「山下はどう思っているだろうか？」と。私はありのまゝに知らないと答えるほかなかつた。彼はこの裁判は到底勝ちみがないことを十分に知つていたに違いない。四週間毎日身の毛のよだつような日本軍の殘虐行爲の證據を見せつけられながら、これからどういふ結果が導き出されるかということに氣がつかない筈がない。不名譽な戰爭犯罪人として死ぬということは考えるだけでも耐えられなかつたとはいへ、彼は明らかに死には煩わされなかつた。裁判が始まる前、山下は或る新聞記者とのインタビューで言つた。

「自分はアメリカ人のフェア・プレーの思想に全幅の信頼をよせている」と。しかし、死刑の宣告が言い渡された後、武藤中將は、大將はただの一度も他の結果を豫想したことはなかつた、ともらした。事實、武藤の言葉によると、裁判に際しての辯護團の猛烈さだけは大將をいたく驚かせたとのことだ。山下にもつと軽い刑ですむかも知れないという希望を持たせるようなことをしてはならないとサンドバーグは注意したが、これは正しいと思う。有利な判決が下るかも知れないということを暗示するような言葉を、私達は一度も言つたことはないが、勝つ見込みがないのに、アメリカの將校は、なぜあんなに猛烈に戦うのだろうか？ それは日本人の心には理解しにくかつたかも知れない。私は武藤に正しい返答をしたと信じている。「私達は法律家としてのつとめを果しているにすぎません。」

しかし、山下大將は東洋のスフィンクスだつた。彼がどのように考え、どのような感情をいだいていたにせよ、彼の姿、言葉、動作には何一つそういうものは現われなかつた。死刑の宣告があつた時、法廷中で最も平靜だつたのは彼だつた。そして、聞くところによると、彼は絞首臺においても、その平靜さを保つていたという。

九 虎はいかにして名聲を高めたか

戦争の初期、山下は部隊を率いて、それまで「通過不可能」ということになっていたマレー半島を南下し、難攻不落と思われていたシンガポール要塞を背後から攻略して世界を震撼させた。その戦闘から多くの傳説が生れた——イギリス軍の狼狽、海に砲口が向いていて廻轉させることのできない巨砲。「血に飢えたジャップは海から攻撃するに違いない。やつらは決して北からは来ない——なぜなら、我々としても、そういうことはしないから」と最後まで言い張ったイギリスの將校。それから「輝やける」征服者、「マレーの虎」山下の傳説。

山下は虎ではなかつた。彼がどのような美德もしくは惡德を持っていたにせよ、彼には殘虐性はなかつた。そして、彼はシンガポールの攻略を輝やかしいものだとは思ってゐなかつた。「それは恫喝^{インテリミデ}です。」と彼は言つた。「その恫喝^{インテリミデ}が利いただけです。」山下の語るところによると、

彼は僅かに三萬の部隊を率いて牽制作戦をするためにマレー半島へ派遣されたにすぎない。日本軍はシンガポール攻撃が成功するとは豫想してゐなかつた。我々と同じく、彼等もその要塞を「難攻不落」と思つてゐた。マレー沿岸の進撃は、夜間に、舟艇をつかつて防衛軍を飛び越え、次から次へとそれを孤立させたので、著るしく早められた。シンガポールの外廓に到着した時、山下の大部分の部隊はまだ無傷だつた。しかし、市内のイギリス軍は數において彼の部隊の三倍だつた。

數日の間に、山下は部隊を市外に集結させた。力の誇示によつて日本軍司令官と連合軍の司令官、イギリス軍パーシヴァル將軍との間に行なわれた、今なお有名な降伏會議の運びになつた。會議はシンガポール銀行の現金出納室で行なわれた。鐵柵の圍いの外には新聞記者や觀測者が進行を見守つてゐた。山下の語るところによると、彼は自分の三萬に對してイギリスはシンガポールに十萬の武裝した兵隊を持つてゐることを知つてゐたが、同時に、彼はイギリス人が彼の部隊が比較的劣勢であることに氣がついてゐないことをも知つてゐた。彼の主な心配はイギリス人にそれを氣づかれてはならないということだつた。「市街で戦わなければならないようなことになる、到底、勝ちみはないと私は思つた。」彼は言つた。「そこで、私は市街を救うために降伏をすすめた。しかし、何よりも大切なことは、その場で降伏させることでし

た。私はその日の夕刻六時を期して停戦に入ること力説しました。」パーシヴァル少將は反對した。彼は翌朝八時に停戦命令を出したいと言った。山下は狼狽した。夜の間に、イギリス軍に部隊の劣勢を発見されて、慘澹たる市街戦にひきずり込まれる恐れがあつたからである。彼は、イギリス軍は六時までに停戦を實施することに賛成かどうか、パーシヴァルにきくと通譯に言つた——それは「イエス」または「ノウ」で答えられる單純な質問だつた。

不幸にして、その時の通譯は濱本ではなかつた。彼は當時、日本陸軍人事課の任命を待つていたが、發令になつたのは、それから三ヵ月後のことだつた。シンガポール會談の時の山下大將の通譯は、兵隊の中からむりやりに選んだ者で、その英語は明らかにこわいようなものだつた。ともかく、山下が比較的簡單明瞭な指示を與えると、通譯はパーシヴァル少將と自分では英語を話しているつもりで、長々と一見複雑そうな會話をつづけた。時間がすぎるにつれて、山下はいら／＼してきた。彼は時計を見た。五分、それから十分——まだ通譯とパーシヴァル少將は、わけのわからない言葉で話しつづけていた。ついに、山下は言葉をはさんだ。聲を高め、通譯にふるふる指をつきつけて、彼は言つた。「長々と話すほどのことではない。簡單な質問だ。わしがききたいのは『イエス』か『ノウ』かということだけだ。」

圍いの外で新聞記者達が見守つていた。彼等は山下が指をふるわせているのを見た。彼等は

日本語を理解することはできなかつたが、「イエスかノウか」という言葉だけはとらえることができた。答えは「イエス」だつた。壓倒的な兵力を擁した兇暴な征服者が、敗北した敵に條件をおしつけた。「マレーの虎！」という言葉が作られ、神話が生れた。

この話を聞いてから間もない頃、私はフィリピン人の友達にこのことを話した。彼は笑つた。そして、私は極度にお人好しだと言わんばかりのことを言つた。「十萬のイギリス部隊に對して、日本軍は三萬の兵力でシンガポールを取つたとあなたは本當に信じるのですか？」彼は言つた。「とんでもない。もちろん、山下は今おとなしうに見せたいのです。もちろん、彼はおだやかであるように見せかけたいのです——彼は、現在、獐猛な征服者面をすることはできません。すつかり立場が變つています。三對一の劣勢だつたつて？ あゝ軍事的大成功が惆悵だつたつて？ 冗談じゃない！」

確證が意外な方面から來た。山下大將が私にシンガポールの話をした時から三ヵ月後、雑誌ライフは、一九四二年四月二十三日總理大臣ウィンストン・チャーチルが英國議會でした秘密演説を初めて發表した。「十萬の兵力を持つシンガポールは三萬の日本軍に降伏した」とチャーチルは認めた。「戦争遂行の障害」になるという理由で、彼は「潰滅」の真相調査に手をつけるべきではないと警告した。私はライフ一部をフィリピン人の友達に送つた。

一〇 武藤の語る山下

二つの資料が私達に山下大將の人柄を明らかにしてくれた。第一は、彼の參謀長、少年時代から彼をよく知っている、むつつりやの武藤中將が辯護團のために書いた短い傳記であり、第二は、アメリカ陸軍精神病理學者と山下との間に行なわれたインターヴューの速記録である。武藤の文章は精神病理學者が提出した質問とほぼ同じ範圍の問題を取扱っているが、讀物としてはより興味深い。濱本の翻譯によると、その書き出しはこうである。

「山下奉文は、一八八五年十二月八日、四國のある小村の質朴な田舎醫者の子として平民の家に生れた。その村は吉野川上流の盆地にあつて、四國の背骨として島の中央を走っている峨々たる山に取り圍まれていた。

「けに、幼兒こそは大人の父である。誕生の場所と幼年時代は、未來の將軍の人格と性格の形

成に大きな關係を持つた。近代文明の騒音から遮斷された山間地方の孤立した静けさにいだかれて、少年奉文はのび／＼した、健康な、平和的な若者に成長した——青竹を割つたような氣質、開け放し、卒直、勤勉、直情徑行、これらは彼の今日の性格の基礎をなすものである。周圍の山は濃い緑の草木におおわれ、その間を無數の水晶のように澄んだきら／＼輝く小川が縫つていた。村人達は世間ずれのした、金錢慾旺盛な都市住民のするさやたくらみが全くなく、素朴で親切な、満足しきつた人々だつた。實に奉文はその形成期をこの自然美と調和の環境、平和と満足の中ですごしたのである。

「山下奉文はのん氣な、健康な、肉體的にも精神的にも敏活な少年だつた。彼はひまさえあれば山や野原を歩きまわつていた。そのために、両親と教師、特に教師はいく分心配したほどだつた。」

武藤の傳記のこのあたりで、讀者はすぐれた性格の特徴を示すに足りる——ジョージ・ワシントンの櫻の木の話に似た——山下の幼少時代の逸話を期待するかも知れないが、事實は、正にその通りである。

「彼の祖父は、すばらしい菊を作つていて、毎年、適當な季節に、最も優秀な品種の芽をつんで、よく地ならしした苗床に丁寧に植えた。毎朝、自分で若芽に水をやり、細心に觀察するの

が、老人の仕事だつた。ある年、例によつて芽をつんで植えたが、根がつかなくつた——不思議な事に、さし芽は次から次へと枯れた。菊作りの名人は途方にくれて、或る朝、早く出て行くと、孫が立入り禁止の畑で、残っている芽を一つ一つ引つて抜いては根をしらべ、植え直しているではないか。物も言えないほど驚いた老人は、すぐ、それをやめさせ、この亂暴な行爲をきびしく叱責した。ところが、返事はこうだつた。『お爺さんは芽に水をやると根が出るとおつしやいました。僕は毎朝根が出るのを待つていたのです。』祖父は孫の澄んだ、びくともしない眼を見つめた。それから、おだやかな態度で氣に入つて品種の芽を彼に與えて、この自然兒に、實驗をつづけさせた。この公明正大さと知的好奇心はいつも同僚や競争者からきわ立つてゐる彼の特徵だつた。』

虐待され、片輪者にされた日本軍殘虐行爲の犠牲者達は、生活の破壊と家族の死亡の責任は山下にあると言つてゐる。探究心の強い、この幸福な少年が、やがて殘虐野蠻な日本兵の指揮官になつたのだ。彼は日本帝國陸軍の大將になつた。いかにして、そういうことが起つたか？武藤の語るところによると、

「少年奉文は自然を愛することを學び、自然も、また、彼に多くのことを教えたといへ、彼は勉強を顧みなかつたので、村の小學校で好成绩をあけることができなかった。彼のやさしい

母親は非常に心配した。そして、祖母は時々少年を自分の室へ呼んで長々といましめた。しかし、その効果はなかつた。奉文は落第したことはなかつたが、一度も優等賞をもらえなかつた。

「しかし、この田舎少年が村から四十二キロ離れた町の中學校へやられると、成績が急に良くなつて、學年が終つた時、彼は誇らしげに帽子に優等生のメダルをつけて家へ歸つた。母親は非常に安心した。祖母はかわいい孫をうれし涙で迎えた。

「翌年、奉文は廣島地方陸軍幼年學校へ入學して廣島へ行つた。こうして彼は陸軍の將校になるべく運命づけられた。醫者の子であり、兄は父の業に従い、二人の妹はそれ／＼醫者と結婚してゐるのに、なぜ軍人になつたのかときかれた時、山下大將は靜かに答えた。『多分それは私の運命だつたと思う。私は自分でこの道を選んだわけではない。多分、私が圖體が大きくて、健康だつたので、父はそういう考へを持つようになり、母は私が競争率の高い入學試験をパスするとは思わなかつたので、父の意見に強いて反對しなかつた。私は廣島へ行つて競争試験を受けてそれにパスした。そして、自動的に士官學校へ進むこととなつた。』……」こうして、現代の最も偉大な將軍の一人の軍事的生涯が殆ど偶然的に始まつた。

東京陸軍豫科士官學校と士官學校の兩校を優秀な成績で卒業した山下奉文は、一九〇八年、

日本陸軍歩兵少尉に任官した。それは一九〇四、五年に戦われた日露戦争が終つて三年目のことである。彼は學校で質朴、親切、勤勉の故に、同級生に人望があり、尊敬されていた。彼は決して首席になろうとしなかつた。彼は、また、いかなる朋黨派閥にもぞくさなかつた。彼はいつも若者達がよくおつ始める日常の口論の仲裁者だつた。同級生の中の血の氣の多い連中でさえ、この田舎育ちの若者の、おだやかさと腹藏のない公平さを尊敬し、彼の片よらない判断に従つた。

山下は若い士官として優秀な記録を作つた。彼は勤勉だつた。そして、上官からも部下からも信頼された。一九一一年、彼は歩兵學校の教官となり、一九一四年から一九一七年の間、陸軍大學に學んだ。それから、二年間、參謀本部附となり、さらに陸軍省に轉じた。彼はアメリカ及びヨーロッパへ特殊な任務をおびて行つたこともあるし、短期間、オーストリアの公使館附武官になつたことがあるが、前後約十八年間陸軍省にとどまつた。一九四五年以前に關する限り、陸軍省での経験の重要性を武藤は次のように説明している。

「日本陸軍の高級將校は、一般的に言つて、勤務先きによつて、即ち參謀本部に勤めるか、陸軍省に勤めるかによつて、はつきり違ふ二つの思想と行動の流派のどちらかにぞくしていた。參謀本部グループにぞくする者は、軍事作戰と統帥問題の責任者として、戦争に勝つという事

を最高の目標にしていた。彼等は一般社會と殆ど、もしくは、僅かしか接觸がなかつたので、軍備と戦争準備を根本的に重く見る傾向があつた。この考え方に對して、參謀本部の計畫を實現する責任を持つ陸軍省にぞくするグループがあつた。陸軍省の將校は、仕事を進めるに當つて、政府と交渉しなければならず、人員、または、裝備を充實するためには、まず議會の承認を得なければならなかつた。こうして、彼等は輿論にふれて、一般社會の權利、特權、希望をたえず念頭におかなければならなかつた。その結果、仕事の性質上、陸軍省グループは參謀本部グループよりも民衆の意志を重んじ、それに追従した。そして、彼等は大概の問題について參謀本部と對立した。動員及び豫算に關與する將校については、特に、このことがはつきり言える。

「山下奉文は大尉の時から大佐になつて軍務局長になるまで、動員と豫算を取扱う軍部局の部員として働いた。彼の在任中の一九二九年、日本陸軍前代未聞の人員整理軍備縮小が實施された時、思い切つた縮小の草案を書いたのは彼であり、そのため、彼は今日に至るまで、戦争準備第一主義の參謀本部グループから烈しく非難されてきた。」

後日、私達は武藤からこれは「宇垣プラン」のことだと教えられた。一九二九年、宇垣一成大將が時の陸軍大臣で、山下は宇垣の庇護の下に、「防衛目的に十分なだけ」の兵力量にひき下

けるために、日本陸軍から多くの師團を削減する計畫の草案を書いた。この計畫は陸軍の困惑をおし切つて議會を通過した。宇垣大將は、その後、日本の總理大臣に任命されたが、陸軍が彼の内閣に陸軍大臣を送ることを拒んだために、彼は總理大臣をつとめることができなかった。宇垣は引退した。彼は一九四五年九月アメリカ軍の日本占領後、初めて、表面に浮び上つた。現在、非常に高齢で、健康が衰えているので、彼は山下大將の人物證人としてマニラへ来るわけにはいかない。しかし、彼は口供書を送つてきた。その中で、彼は被告を次のように描いている。「性格が強く、高潔正直で、思いやり深く、氣質はおだやかである……人望があり、國家の將來のために必要な人物……」

一九三六年、當時、少將だつた山下は陸軍省を去つて朝鮮の歩兵旅團の旅團長になつた。ついで、彼は北支那及び滿洲の駐屯地へ派遣され、(戰闘行爲なし) 一九四〇年、東京に呼びもとされて航空總監の要職についた。

「彼はこの地位にほんの短期間とどまつたにすぎない」と武藤は言う。「その理由は、彼は、間もなく、當時の陸軍大臣東條中將から六カ月のヨーロッパ旅行を命ぜられたからである。東條のこの行動は、東條はなぜだか知らないが、山下大將を東京におくことを餘り好んでいないと信じている多くの人々から、とやかく言われた。」

權力を握つた東條の反感は、戦争の間中、山下につきまとつた。その原因が「宇垣軍縮案」の作成者である山下に對する陸軍の憤慨の名残りでないとするならば、原因は不明である。山下自身はそのことについて何も言おうとしなかつた。「自分は東條大將に對して何の反感もいだいていない。明らかに、彼は自分に反感をいだいている。」山下はこれ以上何も言おうとしなかつた。

山下は樞軸國を訪問した。ドイツ人とイタリー人は彼にあらゆる武器を見せるということになつてゐた。そして、彼はそのすべてを見たと思つてゐた。「實はそうでなかつたことに自分からは後から氣がついた」と、彼は、さも、氣の利いた冗談らしく私達に言つた。

しかし、彼は、かなり多くのものを見た。そして、一九四一年七月、日本へ歸つた時、彼は日本陸軍が空軍、戦車、機械化兵器、通信連絡、工兵、化學戰の部門に速やかに徹底的な改善を加えないならば、近代戰の要求に應ずることはできないと報告した。この報告は東條に好く受けいれられなかつた。そして、その後、太平洋のアメリカ軍が行動を起した時、山下の進言が、殆ど、もしくは、全然取りあけられなかつたことが忽ち明瞭となつた。

歸國の途中——汽車がシベリアを横斷してゐた時——ドイツがロシアに攻撃を加えたことを山下は知つた。軍事使節團の他の人々は、ロシアはヴェールマハト(ヒットラーの軍隊)をくい

止めることはできないだろうという意見だった。しかし、山下は、ドイツは緒戦に成功しても、戦線が廣すぎるので、戦争は永びき、支えきれなくなつて、結局ソヴィエトが勝つと豫言した。武藤の文章によると、山下はその頃、次のような意見を發表した。「日本の国力及び軍備から判斷すると、日本は萬難を排して、直ちに、支那事變を終らせ、英米との關係を平和的な基礎に据えなければならぬ。」彼の意見は一部から賛成された。しかし、彼は突然一九四一年九月關東軍防衛司令官という比較的重要でない地位に轉任させられて滿洲へやられた。

武藤によると、日本人は一九四一年十一月下旬に至つて、日本と合衆國との戦争はもはや避けられないものになつたと考えた。山下が日本二十五軍の司令官に任ぜられたのは、その頃のことであり、戦争が始まるや、この部隊はマレー戦線へ送られた。シンガポールは一九四二年二月十二日に陥落した。そして、一夜にして、山下は日本の國民的英雄になつた。しかし、東條首相は、またもや、山下の進路に立ちふさがつた。英雄は群衆の熱狂的歡迎を受けることも許されなかつたし、天皇に奏上することさえ許されなかつた。「戦勝將軍に與えられた新しい任務は、遠い滿洲國のこれまた重要でない司令官の地位につくことだつた」と武藤は言う。「轉勤命令には滿洲國へ向う途中、東京へ立ちよることさえ許さないとわざ／＼斷つてあつた。」

こうして、戦争の大部分の期間、山下大將は戦闘の場面から數千マイルも離れた土地で部隊

の訓練に當ることとなつた。二年半の歳月が流れた。戦局の變化は彼をいつまでも滿洲國へ追いやつておくことを許さなくなり、山下大將はフィリピンに送られ、現在の不幸に見舞われることになつたのである。武藤はこの短い傳記を次のように結んでいる。

「一九四四年七月、サイパン陥落。東條内閣は總辭職した。九月、ペリリューはアメリカ軍に奪われた。そして、今や萬人の眼はおぼつかない防備が日に日に惡化して行くフィリピンに注がれた。十月、山下大將が突然滿洲國から呼びもどされてフィリピンの十四軍司令官に任命されたのは、實に、このような危急な際であつた。新しい任地へのあわただしい旅行の途中、彼はたつた四日間、東京に滞在しただけで十月七日マニラへ到着した。

「到着してみると、フィリピンの防衛は甚だ悲しむべき状態だつた。一息いれる暇もなく、彼は例によつて精力的に新しい仕事に取つくみ、防衛上の弱點をふさぐために超人的な努力を拂つた。しかし、彼が到着してたつた十日、早くも、アメリカ軍のレイテ上陸が始まつた。マレー戦線では、彼は始終一貫攻勢的な立場にあつた。フィリピンでは、彼は最初から不利な状態におかれ、終始、防禦の立場に立つことを餘儀なくされた。彼の努力と部下の勇敢な戦闘にも拘らず、彼はルソン島北部の山岳地帯に後退するのやむなきに至り、ついに、一九四五年九月三日彼はこの山間地で、大本營からの最後の降伏命令を受け取つたのである。彼は全軍に無條件

降伏の命令を發した。これが彼が發した最後の命令だつた。軍人としての彼の生涯は終つた。」
武藤の文章はこれで終つてゐるわけではない。武藤は、彼の友達の性格について概括してゐる。それは多少褒めすぎかも知れない。しかし、それによつて山下が、なにかんづく、部下からどんなに慕われ、信頼されていたかがわかる。
「山下大將の人柄と性格は彼の天性、彼の教育と鍛練、彼の軍人としての閱歷の綜合的產物である。山下大將の性格を分析するに當つて自然の基本的法則であり、彼の少年時代、青年時代の山と川と林に示されている調和と秩序の影響を見のがすことはできない。不和と貪慾は大將が最も憎んだ人性であり、彼の同胞の中で、彼ほど飾り氣や氣取りがなく、世俗的野心にわすらわされなかつた者は少い……人間に對する深い信頼感と純粹で善良な人のみが持つ特質で、この人物の廣い心と高潔な性格にふれる幸運な機會を持つた者は、忽ち、この眞理を發見する。」

一 精神病理學者の診斷

喚問の日から五日目の一九四五年十月十三日、クラーク大佐は二人の陸軍精神病理學者に山下大將を終日訊問することを許した。濱本を通じて質問された。濱本は大將の答えを待つて、その要旨を第三人稱で傳えた。山下の幼年時代と家庭生活について精神病理學者が知り得たことは、武藤の報告と殆ど似たものだつたが、彼等は彼等獨自の科學的方法でそれをやつた。その實例としてインタビューの速記録の中から典型的な應答を掲げる。

Q (註・質問) 彼はいつも健康だつたか？

A (註・答え) いつも健康でした。

Q 幼兒時代から順調に成長したか？

A はい。

Q よく食べ、よく眠ったか？

A はい。

Q 何か恐怖を持ったか？

A 持ちません。

Q 悪夢を見るとか、うなされるというようなことは？

A ありません。

Q 爪をかむとか、寝小便をするとかいうようなことは？

A ありません。

Q 幸福な、全然恐怖を持たない、のんびりした若者だったというのかね？

A そうです。

それから、また、

Q 幸福な、のんびりしたタイプの少年だったという少年期と、苛酷で殘虐な軍人生活へ進むという決意を、彼はどのように調和させているのか？

A この點については、東洋人と西洋人の精神には大きな心理的距離があります。軍人の役

割に關する日本人の考え方、もしくは觀念の故に、彼は心に何の矛盾も感じなかつた。即ち、日本人は軍人、または軍職を、多かれ、少かれ、いやな、冷酷な職務、または、職業とは考えない。もちろん、銃火を交えて戦う時は、猛烈に戦う事は確かですが、戦場で、十分に武装した相手を殺すだけの事で、兵隊は他の者に危害を加えるわけではないから、大將にとつて軍人は冷血なものとは考えられなかつた。そして、何の矛盾も感じなかつた。

彼の結婚は？ 精神病理學者はこまかいことをほじりたがる。

Q 大將はいつ結婚したか？

A 二十八年前です。三十一歳の時。

Q もつと早く結婚しなかつた理由があるのか？

A 三十一歳で結婚したについて、特別の理由はありません。もつと早く結婚しなかつたことについても特別の理由はありません。三十一歳は結婚の平均年齢です。

Q 婚約から結婚までの長さは？

A 約一年半です。

Q 両親は彼の結婚をよろこんだか？

A その時両親は共に亡くなっていました。

Q 結婚生活は幸福だったか？

A ありがとうございます。大變幸福でした。

Q 家族があるか？

A 不幸にして子供がありません。

Q 子供がないということで、彼はあせるとか、失望するということがあったか？

A はい。醫者に診察してもらいました。しかし、どうすることもできませんでした。

Q 彼の妻はまだ生きていますか？

A はい。

Q 二人はいい境遇だったか？

A 普通です。言葉をかえて言えば、非常に貧乏でもなく、非常に金持でもありません。

Q 彼と彼の妻は特にどういふことを一緒に楽しんだか？

A 園藝、山歩き、魚釣り。

Q 二人は音楽、または、ダンスを好むか？

A 音楽は好きですが、ダンスは好みません。彼自身樂器を手にするわけではありませんが、聴くことを好みます。

訊問者達は日本軍の殘虐行為に對する山下の反應を知りたがつた。神道、武士道、それから「武士の掟」に關して多くの無駄な論議がやりとりされた。さて、その質問、

Q 神道はなぜ殘虐行為、虐殺、強姦等を可能にするのか？

A そのような殘虐は許されません。そういうことが起つた時は罰せられます。

Q そういふことが起るのは、人々が、いわば野性のまま振舞うためか？

A 本當の神道の信者は決してそういうことをしないと斷言することができます。指揮官の地位にある者はそういうことを未然に防ぐ責任があり、それに氣がついたときには、直ちに、軍法によつて罰する責任がある。

Q 殘虐行為は犯行者が悪神ササノオにとりつかれたというように説明されている。この點に關する大將の意見は？

A 神官ではないので彼はこの問題の神學に立ち入ることはできないが、人間の行為を支配

する二つの指導的な精霊がある——溫和な精霊を意味するにぎみたまと荒々しい精霊を意味するあらみたま。この二つが科學的な意味で我々が言う陰と陽を代表していると大將は信じていられる。

Q 捕虜の首をどうしてはねることができるのか？ それは神道と兩立するのか？

A 捕虜の虐待と神道の教えには何の關連もありません。なぜ捕虜の首がはねられたのか、彼は知りません。しかし、神道と直接的な關係はありません。

精神病理學者とのインタビューの重要な收獲は山下の戦争觀をひき出したことである。應答のその部分の全文を引用する。

Q 彼はなぜあのように戦つたのか？ 戦争一般に對して彼はどのように考えているのか？

A 戦争一般については、戦争史の研究から、古代にあつては、戦争は領主の氣まぐれから、そして、時には、やや合理的な理由で戦われることもあつたが、必ず特殊の個人の利益のために戦われたと彼は結論しています。近代にあつては、戦争の原因は、根本的には經濟的で、國民全體としての經濟的必要、もしくはそれに關連した事柄を解決するため、——換言すれば、國民生活全體としての經濟的必要を充たすために戦われると信じています。

Q この戦争についてはどうか？

A 彼はこの戦争の原因は根本的に經濟的だと信じています。言葉を換えて言えば、五十年前の日本は多かれ少かれ今よりは自給自足的で——國民は多かれ少かれ國內の生産物で生活することができた。この五十年間に、人口が二倍になつた。そこで、日本は食料供給や他の經濟的需要を外部に依存しなければならなくなつた。根本的に國民を食へさせなければならぬという新しい、益々増大する經濟的必要を充たそうと努力している間に、日本は國の内外における經濟活動を擴大する必要を感じた。物資を買うためには、日本は、終局的に、商品で支拂わなければならなかつた。日本のこの努力は各種の理由で他國から妨害された。日本は平和的な方法で誤解を解決しようとした。しかし、日本のあらゆる努力が、妨害、もしくは拒否された時、國民を食わせるために、日本は、公然、戦争にうつたえる外ないと思つた。

Q すべての日本人がこの戦争を望んだか？

A 大將は卒直に答えた。彼は、長い間、東京を離れており、この戦争が起つた時、東京にいなかつたが、彼が知る限り、戦争に完全に賛成しない多くの人々が、確かにいたと言っています。彼は決してこの戦争を信じなかつた。そして、國民の幸福が根本問題であるか

ら、軍事費を削減して、この資金を工業の發展にまわして、この問題を平和的に解決するためにあらゆる努力を繼續すべきだと考えていた。

Q 彼が、完全に、この戦争を支持しないのに、この地の司令官に任ぜられたということは考えられない。それは筋が通らない。

A 彼が、特に、この地の司令官を志望したとすれば、なるほど、これは矛盾している。彼の場合は命令は上から来た。この地位につくことは彼の義務だった。それに、彼は軍人として教育されていたので、責任に忠實でなければならなかった。彼は上から與えられた軍事的使命を遂行することに何の矛盾も感じていない。

Q 眞珠灣に對する不意討とアメリカ人のフェア・プレーの觀念について大將はどのような感想を持つているか？

A 彼は、當時、東京を離れていて、戦争に至る經過を知悉していないので、眞珠灣攻撃が不意討であるか、合法的戦術であるかを判斷する立場にいない。然し、一般的に言つて、彼は戦争が始まっているのではない限り、いかなる不意討にも賛成しない。

Q 將來の戦争防止について大將の意見は？

A 彼は、もちろん、即座に世界平和救済の名案を述べることはできません。彼は、問題の

重要性を自覺しています。現在、彼が言い得ることは、平和保證のプランは、すべて、第一に平等の原則に基いて世界の人類が生存して行ける實際的な方法の上に立つこと。第二に、惡について共通の觀念を持ち、この道德觀念を普及する實際的な手段方法を採用することである。

このインタビューが終りに近づいた時、精神病理學者は、當時、アメリカ人が共通にとりつかれていた心理状態を露骨に示す質問を提出した。一九四五年の夏から一九四六年の冬にかけて、アメリカの兵隊や民間人と裁判の話をすると、降伏した敵を我々の生得の本能に任かせて取扱えば、他の國民から軟弱だと思われはしないかという不安をいだいている人が多くて、私はなやまされた。

「あなたはアメリカ人のフェア・プレーの精神を軟弱と見ますか？」というのがこの間の消息を物語る心理學者の質問だった。

濱本は山下の日本語を意譯した。

「アメリカ人のフェア・プレーの精神は、將來、アメリカをさらに一段と大國家に擴大させる中核、もしくは動因であると彼は信じています。」

その後、私は二人の訊問者が作成した報告書を見る機会を與えられた。正直な分析は偏見にとられない客觀性に基かなければならないと信じている者には、それは甚だしく物足りないものだつた。精神病理學者は山下大將が彼等の質問に正直に率直に答えたことを意外とし、彼の誠意を確信すると言っている。

「大將は恐ろしい『マレーの虎』というよりも、むしろ溫和な、老齡の日本將校のように思われる」と彼等は言っている。「インターヴューが行われている間中、彼は氣をきかし、關心を持ち、鄭重で協力的だつた。我々は我々の意志、または、判斷に反して、彼の答えは誠實で、彼を信用していいような氣分になつた。」

「彼等の意志に反して」とは何故であるか？ 客觀的と見なされているこれらの心理學者は、いかなる偏見を以て、その仕事にとりかかつたのであろうか？ 「我々が彼の部下が犯した殘虐や非人間的行爲の記録の多くの實例に關するしつかりした知識を持つていなかったならば、」報告書は言う「我々は彼のおだやかな言葉や立派なスポーツマンシップを信じる氣になつたであらう。これに關連して、我々は監禁されている者の神經的な特性を強く思い起した。即ち、監禁されていると、人は自分の行動が、服膺し、暗誦している理想と一致していると思ひ込む

ようになるものである。言いかえれば、このインターヴューは、崇高な、恵み深い倫理と行爲の綱領は、知られている限り、實際の行動とは全く對蹠的なものであることを示している。彼の部下がアメリカ兵及びフィリピン人に加えた殘虐行爲、または、虐待について、何も知らないという彼の斷言を信することはできない。慙懃な様子や協調的な態度は、これ、また、驚くほど素直にノーマルな面を示し、自分の役にたつか、或は身を守るに都合がいいと思われる材料を、まことしやかに提出する被拘禁者の神經的特性の特徵的なものである。」

客觀的なインターヴューの明白な意味をぶちこわすために、外部的な「事實」を使うことはそも／＼不都合であるが、「事實」とは、當時、フィリピン群島を風靡していたヒステリックな偏見と根據のないゴシップの反映以上の何物でもないことを知れば、その不都合さは、正に極まれりと言ふべきである。このことは報告書の次の言葉が證明している。

「パーシヴァル將軍、ウェインライト將軍に對する日本人の、侮辱的な、野蠻な取扱いは、山下の述べる兩者に對する彼の取扱いと矛盾している。」もちろん、山下大將はウェインライト將軍に對する「彼の取扱ひ」について何事も述べていない。ウェインライト將軍の名はこのインターヴューではあけられていない。そして、山下大將は彼を見たこともないし、戦争の間、彼とは何の關係がない。これらの熱心な科學者がウェインライトについて質問したならば、山

下はコレヒドールでウェインライトの降伏を受け入れたのは、自分ではなくて、本間將軍であり、これは自分がフィリピンへ来る二年以上前の出来事だと二人に教えたことだろう。また、二人はパーシヴァル將軍のことも質問していない。拘禁されていて、どんな気分ですかと質問されると、山下大將はシンガポールでイギリスの司令官の降伏を受け入れた時、「この司令部に住むか、他の家に住むかは、パーシヴァル將軍の自由意志に任かせて、廣い運動の自由を與えること」という命令を出したと答えた——これは明らかに正確な言葉である。

要するに、科學者である二人のアメリカ將校は、彼等自身の豫想に反して、山下は格別悪いことをした男とは思われず、彼等があると思ひこんでいた誤った「事實」さえなければ、客觀的に彼の無罪を信じたことだろうと言っている。しかし、實際は、彼等は分析して、山下大將の誠實さと明らかな眞實性は、拘禁から起る精神異常の證據だと推理したにすぎない。言葉をかえて言えば、山下大將の返答に残酷な、荒々しい性質を示すものがあつたなら、彼は犯罪者型という烙印をおされたことであろう。彼の答えは人道的な衝動と曇りのない良心を示したので、彼は犯罪者の烙印でかんべんしてもらえたのである。

こういう將校が、敗北した敵將に、アメリカ人のフェア・プレーの精神について語つたのである。

二 一つの疑問とインタビュー

山下大將は到る處に現われるアメリカ兵のユーモアの感覺にしばしば感嘆した。或る日、裁判準備の休憩時間に、彼は、そのことについて意見を述べた後、私に尋ねた。「最近二十五年間に、アメリカにはどのようなことが起つたのですか？ 今ここにおる若い人達は、前の大戦の直後、私がドイツやパリで見えたアメリカ兵と確かに違う。彼等はあの時ものんびりしていたが、喧嘩早くて、金錢のことしか頭にないように思われた。彼等はどういう態度だった。『我が國は他のどの國よりも多くの自動車を作っている——もしくは鐵道が多い。我々の國は何でもできる。何か御用はありませんか？』美術館でアメリカ兵といつしよになると、美しい繪に向つて彼等の言うことはきまつていた。

『この値段はどれ位だろうか？』しかし、今は違つている。アメリカ兵は相變らずのんきだが、

前ほど粗野ではない。いく分の謙譲と禮儀と理解があるし、それに、彼等は明けても暮れてもドルの話をしない。こういう變化が起るについては、合衆國に、どういふことがあつたのですか？」

私は彼に經濟恐慌や給食の行列やフーヴァー・ヴィルや『怒りの葡萄』の話をした。私は、日本人やヨーロッパ人には理解しにくいこと、即ちアメリカにも飢餓と苦難があることをできるだけ説明した。私は彼に「豐饒の中の貧困」や失業について話し、アメリカ人は彼等の力を以てしてさえ、容易に解決することのできない問題や、まだ完全に解決されていない問題があることに氣がついたというような意見を述べた。戦争は一時的な緩和劑ではあつたが、アメリカの若者達は、もはや彼等の經濟的將來について、手放しの樂觀論者ではない。私はなお一面においては、このことの故に、そして、他面においては、前の大戦の結果の故に、我々の態度は一九一七年とは違ふものになつてゐると附言した。戦争の流行歌があるわけでもなく、お祭り騒ぎがあるわけでもなく、我々は全世界を「民主主義のために安全なものにする」ことができるという確實な保證もない。

山下はうなずいた。「日本の占領は問題はないでしょう。」彼は豫言的に言つた。「日本人はアメリカ人を稱讃している。日本人はアメリカ人を好くに違ひない。」

「原子爆弾の後でもですか？」私は尋ねた。

山下は微笑した。「原子爆弾の後でもです。」彼は言つた。

裁判が始まる前の證人との面會や辯護團の準備は、陸軍が我々のために用立ててくれたマニラ郊外の空家になされた。この家を使うようになつてから、捕虜收容所まで、毎日、往復する必要がなくなり、また、市外にあつたので、敵意をいなく民衆の注意をひくことなしに、日本人捕虜を收容所から閉め切つた運搬車にのせて、つれて來ることができた。裁判が始まる前夜、この家の二階で、山下大將は陸軍の週刊雜誌ヤンクの記者である若いアメリカ曹長とインタビューした。ヤンクは數週間後廢刊になつたので、このインタビューの記事は發表されなかつた。

記者は「人間的に興味のある材料」がほしいと言つた。「どんな車にお乗りですか？」と彼はきいた。大將は一度も自動車を持つたことがない。東京で陸軍省に勤務している間、彼は郊外の家から電車で通つた。

「お宅の大きさは？」

大將は手を振つて言つた。「大體ここ位の大きさ。」

「この家位の大きさですか？」記者はきいた。

山下は心から笑った。「違う、違う。」彼は言った。「この部屋位の大きさ。」

記者は最後に質問した。「辯護團の人々をどう思いますか？」

山下は眞面目になつた。彼は聲をひくめた。そして、その聲は、明らかに、深い感動でかすかなふるえを帯びたようだった。

「喚問の時、私は軍事裁判官に合衆國がこのような有能な人々を私の代辯者にして下さつたことを光榮に思つて感謝していると述べました。今日も、私はその言葉をくり返します。が、その上さらにつけ加えます。三週間、私はこの人達が裁判の準備をするのを見守つて來ました。この人達は、毎日、毎晩、働きづめに働き、日曜日もし休みませんでした。ほんの最近まで、敵であつた私のために、この人達がこれほどまでしてくれるということに對して、深く感動してゐます。」

一三 迅 速

太平洋作戦地域では、ダグラス・A・マックアーサー將軍があらゆる權威の總元締だった。彼は一切のことを、完全に、自分の個人的責任において遂行しなければ氣がすまない性質だったので、獨裁者の役割を演ずることとなつた。權力の委譲は極度に制限されていた。山下大將の裁判が始まる頃、マックアーサー將軍は一千マイル彼方の東京にいた。しかし、山下大將の裁判に附すべしという決定、起訴理由、裁判を進めるに當つて軍事裁判官を支配する證據規定、すべては總司令官から來た。それに、「迅速に」という命令も來た。

迅速は裁判の基調だった。山下大將は、一九四五年九月三日、山を下つてアメリカ軍に降伏した。九月二十五日、彼は戦争犯罪者として起訴された。二週間後、彼は喚問されて六十四項目よりなる起訴狀を渡された。裁判は十月二十九日ときまつた。

喚問から裁判までの三週間、山下大將の辯護人は六十四項目に對する辯護をかためようとした。起訴狀はマニラ及び地方の無辜の非戦闘員に加えられた殺害、虐殺、強姦、掠奪、アメリカ軍捕虜及び民間人收容者の虐待、飢餓、虐殺、公共物件、個人物件、宗教物件に加えられた理由のない破壊等を中立でいた。數千名の人々に關係し、何百マイルもの廣範圍にわたつているこれらの犯罪を一應しらべたというような顔をするだけでも、數カ月かかるといふことを我々は知つていた。我々ができることは、この項目の一つ一つを山下と彼の參謀にあたつて、彼等から日本人捕虜の中でその事件を知つていそうな地位にあつた者の名前を聞き、それらの捕虜に面會し、大將はこの事件を知らず、當時の通信狀態とそれが起つた場所がかく／＼だつたので、大將はそれを知ることができず、たま／＼その時特定の場所にいた部隊は、大將の指揮下になかつたというようにことを知るだけで満足しなければならなかつた。我々は日本軍の組織、命令系統、通信狀態を知つた。また、日本軍内部で犯人を罰するために、どのような措置がとられたかを確かめるために、日本の軍法制度を研究した。我々は捕虜の榮養不足の原因を發見するために、日本軍の食糧事情を詳細にしらべた。我々は山下大將が直接部下を知ることができず、なぜ、部下の名前、部下の弱點、部下の盲點、部下の問題を知るためにも、部下にたよらなければならなかつたかという理由を知つた。山下大將がヤンクの記者に語つたよう

に、我々は、夜となく晝となく日曜日もなく働いた。

月曜の開廷日が近づくにつれて、辯護團は積極的辯護のための證人を用意することはできなかったとはいへ、少くとも、六十四項目の起訴狀に概括されている問題を取扱うだけの準備はできた。しかし、おくればせに最後の金曜の夜、新しい起訴狀、「追加」訴狀が届けられた。それは五十九の新しい項目から成り立つていた。私達は啞然とした。私達は、多分、二、三の新項目は追加されるかも知れないと思つていた。しかし、裁判の二日前になつて、私達が處理しなければならぬ摘發事項は殆ど二倍になつた——六十四から百二十三、しかも、事實上そのすべては新しい人、新しい證人に關係している。

もちろん、私達は延期を求めることにした。そして、私がその申立をすることにきまつた。裁判官は裁判を進めたい氣分になつてゐることを私は知つていた。宣傳係はすでに舞臺裝置を終つた。検事側の證人が待ちかまえてゐる。そして、裁判官の背後の力は急いでゐる。しかし、六十四項目の明細訴狀に對して私達が、三週間、夜となく晝となく働きつづけた後だから、裁判官も五十九の新項目の準備のために若干時間を與えないわけには行かなかつた。

そこで、月曜の朝、検事側が「追加」訴狀を提出することを許された時、私はすぐ延期を要求した。そして、私の主張の中で、軍事裁判の手續規定を規定するマックアーサー元帥の指令

に言及した。元帥の名前を出せば、誰も反対できないという事実を利用して、私はマックアーサー元帥の言葉を引用した。「被告は裁判に先立つて告發された各罪状を知ることができるように明瞭に書かれた起訴理由と明細訴状の謄本を與えられる権利がある。」そして、私は言い足した。「裁判に先立つて」ということは技術的には裁判前三十秒でもいいということになるかも知れないが、そういうことが意味されているのではない。この文面は、明らかに、辯護團に準備できるだけの時間を與えるように、十分に裁判に先立つてという意味である。」

世界がこの裁判を注目している。五人の將軍は、不公正だと思われてもかまわないのだろうか？ 私は結論した。

「私は十分に辯護の準備をするためには、時間が必要だということを力説します。私はさらに申し上げます。このことは被告にとつても重大であるが、この被告のあらゆる権利にもまして重大なことは、裁判官は被告は自己を辯護する権利があると規定しているアメリカ人の公正、正當、正義の基本的觀念から逸脱すべきではないという信條であろうと私は信じます。」

裁判官は裁判官室に退いて審議した。數分の後、將軍達は席にもどつた。裁判長レノルズ少將は決定を聲明した。

「辯護團の延期要求の申立ては認めることはできない。しかし、召喚の日に提出された一九四五年十月一日附の明細訴状に關する檢事側の證據提出が終つた時、辯護團が事件の準備のためにさらに時間が必要だと信するならば、裁判官は、その時に、このような申立てを考慮することにする。」

それは全然不満足なものではなかつた。レノルズ少將は、將來の延期の保證を與えなかつたことは確かである——彼は單に終局的申立てを「考慮」すると言つたに過ぎない。しかし、その日の午後、この約束は明確なものになつた。檢事側は追加明細訴状の一項目の犯罪について證言すべき證人を證言臺へ送つた。レノルズ少將はカー少佐をさえぎつて「辯護團がこの事件の準備を完了するまで」新しい訴状にもられた項目について、いかなる證據の提出も許さないと言つた。すると、主席檢事は質問した。

「それはどれ位の時間がかかりましょうか？ 事件提出の排列、或は順序を變更するための都合がありますから。その『休戦』はどれ位の期間ですか。それによつて私は手筈をきめます。」

レノルズ少將 「辯護團は何か言うべきことがあるか？」

リール大尉 「裁判長にうかがいますが、私は、今朝、檢事側の六十四項目がすんだ時、若干の時間を與えられるものと諒解しました。」

レノルズ少將 「その通り。」

リール大尉 「すると、最初の六十四項目の経験から、五十九の新項目の準備をするためには二週間を要するものと思います。」

レノルズ少將はこれ以上何も言うことはないと言った。この保證を得て、私達は裁判を進めた。少くとも、私達は最後には積極的辯護の用意をする時間が與えられるのだ。十日後、この問題が再び持ち上った。まだ、延期はなかつた。そして、検事側はいつになつたら新訴状の中の或る種の項目に對する私達の準備ができるかということを確認めたがつていた。カー少佐は言つた。「率直に申しますが、戦争犯罪裁判所は、これらの事柄を調査するのに三カ月かかりました。辯護團が同様な調査を、もつと短期間に終らせることができるとは考えられません。」それに答えて、レノルズ少將は言つた。「我々は必要な時間を辯護團に與える決心である。」そして、私達に向つて彼は言い足した。「辯護の準備のための時間を、辯護人に與えるように配慮するつもりである。」

一週間に六日、裁判は終日つづいた。時には夜間開廷されていることもあつた。しかし、裁判所の要求に従つて、私達は日曜日や「手のすいている」夜の時間を使つて、追加明細訴状の

項目をしらべた。クラーク大佐は、レノルズ少將に裁判官室で、毎日の裁判の處理ならびにその準備の大仕事は専らサンドバーグ大尉、リール大尉及び大佐自身の三人の肩にふりかかつていると説明した。フェルドハウス中佐は急病でたおれ、手術を受けるために裁判が始まる前に入院してしまつた。ガイ少佐は人物證人と面會するために東京へ飛んでいて、歸つて來ても、彼等の世話に時間をとられることだろうと思う。ヘンドリックス中佐は、この裁判を一般法廷へ、この當時は、特にフィリピン最高裁判所へ持ちこもうとする試みに附隨する法律的研究に没頭していた。裁判官の要求に従つて、私達は、毎日、法廷で追加訴状の各種の項目について検事側の證言に應ずる用意のできたものを發表した。しかし、私達は検事側のすべての證據が提出された後の延期をあてにし、その期間に、私達の積極的辯護の準備ができるものと思つていた。

レノルズ少將は辯護團に人員を補充してはどうかと言ひ、私達が新たに人手を必要とするという筋の通つた要求を提出すれば、それを認めさせるように配慮するとクラーク大佐に答えた。こうした場合、素人をつれて來て、いきなり負擔の大きな部分を擔當してもらおうと期待することは無理である。私達は五週間乃至六週間この仕事に當つて來た。そして、裁判が終りに近づいている時に、この新任の人に、(たとえ有能な法律家であろうとも)、事實的ならびに心理

的背景をのみこませようとすることは、寸暇もない中から、徒らに、時間をとられるだけである。それにも拘らず、裁判が三週間進んだ時、二人の中尉が助手として任命された。二人とも法律家ではなかった。一人は任命の翌日、病氣になつて裁判が終るまで入院していた。もう一人のヘイグ・カンタリアン中尉は非常に役に立つた——彼はすべての裁判辯護士の苦痛の種である「脚の仕事」をしてくれた。その後、病氣の中尉のあとへ、もう一人の中尉が任命されたが、時すでにおそく、辯護團は仕事に追い立てられて、新しい人を教育する時間がなかつた。

十一月十二日、裁判官は再び主席辯護人を裁判官室へ呼んだ。裁判官達はいつも裁判の終結を急いでいるように見えたが、明らかに、何かが起つて、ます／＼それを早めようとしていたのだ。レノルズ少將は言つた。裁判官は休廷に對するいかなる要求にも同情をよせるわけには行かないと。そして、同じ日の後刻、彼は法廷で正式に宣言した。「裁判官は最も緊急、かつ、やむを得ない理由がない限り、延期を許さない。」

なぜであるか？ たつた四日前の十一月八日、少將は辯護團に「必要とする時間」を與えるという約束をくり返した。何かのために、急に、態度が變つたのだ。それが何であるかを、私達は、間もなく發見した。

レノルズ少將の豫め用意された聲明は新しい態度をはつきりさせた。

「裁判官は最も緊急かつやむを得ない理由がない限り、延期を許さない。裁判は、すでに、二週間を経過した。検事側は今週中に提出を終える豫定だと言つてゐる。裁判の初期に、裁判官は延期の必要をさけるために必要なだけの数の助手を願ひでたらどうかと辯護團にすすめた。その後も、我々は時々このことをくり返した。我々は延期の要求を承認しない方針だから、今なお、辯護人の數をふやすことを希望している。」

レノルズ少將はちよつと言葉を切つて、裁判の期間中、毎日、出廷していた三人の辯護人——クラーク、サンドバークと私——を見つめた。

「検事側の事件提出の期間、辯護團の全員が、果して出廷する必要があるか、または、それが望ましいことであるかを裁判官は疑問とする。法廷には、一人もしくは二人の辯護人がおれば十分で、残りの者は法廷の外で主席辯護人のために任務を遂行すればいいではないかと我々は思う。」

速

延

サンドバークと私は検事側の證人の反對訊問に當つてきた。私達は認めることのできない證據に異議をとなえつづけて來た。私達は根據のない風説、意見、ゴシップの有害な効果と戦いつづけてきた。一新聞記者が書いたように、私達は「クォーター・バック、クラーク」のための「ボールはこび」だつた。私達兩人が法廷にいなければ、裁判が迅速に進行するだけでなく

裁判官の生活はずつと快適なものになったであろう。しかし、私達は一人の男の生命にかかわる裁判の辯護人に任命されていたのだ。それに、私達は單なる部下ではなくて、法律家だつた。私達は踏み留まつた。

レノルズ少將は聲明を結んだ。「裁判官は検事側と辯護團に、延期の必要を起させないように、助手を使うことを含めて事件の提出を按配し處理することを命ずる。」

もちろん、検事側は延期には關心がなかつた。この警告は辯護團に向けられたものだつた。しかし、私達は不眠不休で働いていたのだから、それ以上どうすることもできなかった。裁判官は延期を認めないとは言わなかつたが、「緊急かつやむを得ない理由」が必要だと言つた。私達は「緊急かつやむを得ない理由」があるように思つた。

八日後の十一月二十日の正午少し前、検事側は提出をうち切つた。クラーク大佐は立ち上つて五人の將官に言つた。

「裁判官、十月二十九日、辯護團はあの時追加起訴狀と積極的辯護の準備をするために延期を求めました。あの時、法廷は一九四五年十月一日附の明細訴狀に關する検事側の證據提出が終つた時、裁判官はその申立てを考慮すると言いました。」

「その日の午後の法廷で、検事側が新訴狀の一項目を提出しようとした時、それを取上げるべ

きかどうかということについて問題が起つて、法廷は辯護團に意見があるかときました。

「その時、リール大尉はその日の朝、六十四項目に對する検事側の提出がすみ次第、他の訴狀及び積極的辯護に對する準備期間を與えられるものと諒解したと法廷に述べ、法廷は『その通り』と答えました。あの時、私達は二週間の延期を要求しました。」

「現在、辯護團は法廷に積極的辯護の準備に必要な延期を求めます。この法廷が開かれて以來辯護團は新訴狀の準備のために、日夜、働き通して來ました。私達は積極的辯護の準備時間が全然ありません。」

主席辯護人は口ごもつた。私達は時間が必要だつた。しかし、裁判官は驚くばかり急いでいた。一週間と言つたものだろうか——まる一週間？ 彼はそれを裁判官にまかせた。

「それ故、私達は法廷に辯護人に適當な延期を許して下さることを要請します。」クラークは言葉を結んだ。

速

レノルズ少將は顔をしかめて言つた。「裁判官は退席して審議する。」

約十五分の後、裁判官は席にもどつた。レノルズ少將はまたく用意された聲明を讀んだ。それにはこう書いてあつた。「十月八日の喚問の後、検事側と辯護團に準備時間を與えるために三週間の休廷を許した。そして、十月二十六日に追加訴狀が手渡され、裁判は十月二十九日

に始まつたから、喚問以來全體で四十二日が経過している。」レノルズ少將はさらに十一月十二日の聲明を再讀した。彼はこう結論した。「時間と事件のこの簡単な経過でわかるように、裁判官は辯護團に十分な準備時間を與えたものと思つてゐる。この上、さらに準備するために延期を求めるといふ辯護團の要求は受け入れることはできない。」それにつづいて短い言葉のやりとりがあつた。それは、再生の價值があるから公式記録を引用する。

クラーク大佐 「裁判官、延期が拒否された上は、私達は法廷に對して一日の休廷の許可を求めます。」

レノルズ少將 「裁判官は本日午後一時三十分まで休廷を許してもいいと思う。それで十分か？」

クラーク大佐 「十分ではありません。」

レノルズ少將 「辯護團は、少くとも、冒頭辯論の準備はできているものと裁判官は思つてゐる。」

クラーク大佐 「私達はそれをする時間がありませんでした。」

レノルズ少將 「冒頭辯論の用意が全然なく、裁判を進める用意がないという辯護團の陳述にかんがみて、裁判官は明日の八時三十分まで休廷する。」

二カ月後、合衆國最高裁判所のラトレッジ判事は、この不穩當な急ぎ方を次のように批評した。

「初めの訴狀の準備に與えられた時間の短かさは辯護團に『途方もない』負擔を負わせたばかりでなく、あらゆる事實にてらして、それは不可能な負擔だつた……しかし、裁判の前夜、追加訴狀が手交されて負擔が倍加した時、さらにひどいことが起つた。延期要求を終始拒否したこと、辯護團に有利な規定を後からひるがえしたことに關連してとられた處置は、完全に專横で、辯護準備の十分な機會をいささかも與えず、最も有能な辯護人でさえ、負うことのできない負擔を課した。民間、軍事のいかんを問はず、我が國の裁判制度はこのようなことを許さない。公正に對する最も基本的な原則からのこの甚だしい逸脱だけでも、裁判を無効にさせるに足りる。その上、他の基本的權利の拒否があつたのだから……それは我々が知る裁判の觀念とはおよそ似てもつかぬものである。」

ラトレッジ判事は裁判官が「辯護團に有利な規定をひるがえした」理由をごぞんじなかつた。

彼は十一月八日から十一月十二日の間に、どのような神祕的な聲が、五人の將官にささやいたかを知ることができなかった。しかし、辯護團は全く偶然のことからこの二つの日附の間に、東京のマックアーサー元帥の司令部からマニラの司令部代表に無線電信が送られたことを發見した。その電信によれば、マックアーサー元帥は、山下裁判に「延期があるかも知れないという知らせ」に「いらだつた。」マックアーサー元帥は「辯護團が時間を必要とする理由」を「疑つた。」マックアーサー元帥は急げと「せきたてた。」

もちろん、五人の正規の陸軍の將官が五つ星の總司令官の明確な希望を知つて、それに従わない筈がない。また、東京にいて、どうして一千マイル離れたマニラで部下が「時間を必要」としていることを知ることができるとかという疑問を持つことは彼等の任務ではない。あの電信にてらして判斷すれば、裁判官の十一月十二日の命令は——陸軍の軍人には——その意味がわかる。

マックアーサー元帥はなぜそのように急いだのであろうか？ 裁判官が審理して判決を言い渡した後、判決を執行するまでに裁判の全記録は、まず、ステイヤー將軍の法務部の再審、ついで、マックアーサー元帥の法務部の再審を受けることになつていた。記録の寫しが毎日この二つの法務部に回附され、二つの法務部は審理のための法律家を任命して、裁判の進行につれ

て、必要な摘要書を作つていることを私達は知つていた。ステイヤー將軍の法務部は、やがて来る判決の言い渡しがあつてから四十八時間以内に、そして、マックアーサー元帥の法務部も短期間に意見書をまとめるようにと命令されているという噂があつた。この驚くべき噂の眞偽は知らないが、事件は順次に處理されていたから、結果的にそういうことになる可能性があることを私達は知つていた。私達が、どちらかと言えば、異常な手段にうつつたえて、この事件を最高裁判所へ持ちこむ氣になつたのは、そのような性急さを恐れたからである。要するに、私達はマックアーサー元帥が極度に急いでいることを知つていた。なぜであるか？ なぜこのように急いだのであるか？

私は僅かに想像することができるだけである。世間の描く強い人物の肖像畫は、強い色彩で色どられなければならない。強い人とは法律の猶豫を許さない人である。彼がフィリピンに向つて、彼等の被害に對して復讐すると誓つたならば、彼等がそれを忘れないうちに、その約束を實行する。彼は兇惡な戦犯を追ひ詰めたならば、こまかいことに煩わされて、徒らに、時間を長びかすことなく、彼を絞殺する。「法廷の干渉をさける——あらゆる必要な手段をとれ」

——終始一貫こうした態度だつた。ヨーロッパでは、戦争が終つて以來六カ月経過していた。しかも、ジャクソン判事は、ようやく、ミュルンベルグに到着したばかりだつた。しかし、間

もなく、ドイツの裁判が始まる。數週間或は數日のうちに、アメリカの新聞の見出しを飾るものは、マニラではなくて、ニュルンベルグになるに違いない。

私はマックアーサー元帥を誤解しているかも知れない。私はくり返して言う。私は彼の動機を知らない。しかし、記録の明白な事實は、その後、マナー判事が「不必要な、不穩當な急ぎ方」と述べた通りである。すべては記録が物語っている——あと味の悪い雄辯さを以て。

一四 法的道義

「裁判を報道した殆どすべての新聞記者の意見によると、裁判官は最初の日から、すでに判決文を共同のポケットにおさめて法廷へ現われた」と、裁判が終つて後、ニューズ・ウィーク誌は評した。それにも拘らず、辯護に當つた法律家が、その男の正當な權利を守るために、あらゆる機會をのがさず熱烈に戦つたことにも傍聴者はすぐ氣がついた。彼等は彼等が不穩當と思う證據に異議をとなえた。彼等は空しく證人を反對訊問する權利を主張した。彼等は、議會法規、國際條約、アングロ・サクソン法の傳統によつて被告に與えられている保護を強く求めた。軍事裁判官は混亂し、閉口した。將官達がなし得る唯一の安全なことは、辯護團に反對して、あらゆる疑惑を解くことだけのように見えた。それでも、山下の辯護人は頑強だつた。そして彼等は一度も有利な裁定によつて報いられることはなかつたとはいへ、裁判の速記録が彼等の

辯論と敗北を十分詳細に記録していることを確かめて、満足しているかのようだった。このほかに、いく分、不愉快な干渉があつて、うまく仕組んだ芝居の邪魔をしていた。新聞記者やラジオ放送者は、毎日、この興業を描寫する何千という言葉を世界のあらゆる方面へ送つてゐた。彼等は、この演出について何と言つてゐるだろうか？ 確かに、彼等は法律家ではなかつた。しかし、その點では、裁判官も同じだった。そして、たとえ全部ではなくても、大部分の新聞記者は、將軍達よりも豊富な法廷の經驗を持つてゐた。かりに、新聞記者達が辯護團のもつともらしいこれらの議論に賛成するとしたならば！ この罪人に「公正」な裁判を與えてゐるということを世界に見せかけようとする我々の全企畫は、一體、どういふことになるのだろうか？

裁判官は關係を良好にしようとした。裁判が始まつた日だったか次の日だったかに、検事側と辯護團は裁判官室に呼ばれた。レノルズ少將は裁判官を代表して言つた。「君達は槍ではたし合いをする鎧を着た武者ではない。」彼は言つた。「君達は陸軍の將校であり、この法廷の係官である。君達はどこで我々が事實を發見するのを助けるために選拔されたのだ——終り。」明らかに、レノルズ少將は、アングロ・サクソン裁判手續の背景にある歴史的傳統を知らない。訴訟に關與する検事と辯護人は、それ／＼自分の利益になる凡ゆる可能な議論を持ちだす

のが慣習法コンベンションの理論で、裁判官と陪審員は、兩者の言い分を聞く便宜があり、彼等の前に並べられてられた全體の證據の中から、本當の事實を發見するのである。ある意味では、検事と辯護人は「槍ではたし合う」武者であり、武者でなければならぬ。しかも、レノルズ少將は全然間違つてゐたわけではない。やはり、これは文官裁判ではなかつた。私達は陸軍によつて任命された合衆國陸軍の將校だった。そこで、私達は軍事法廷に對して特殊の義務を負うてゐた。この義務は彼の辯護人として私達が山下に負うてゐると感じる義務と、時々矛盾するように思われることがあつた。そして、私達はしば／＼自分達がおかれてゐる、異常な二重の立場が氣になつた。例えば、普通の裁判では、法律家は、通常、辯護依頼人に甚だしく不利になると思われるような證據を法廷に持ちだす義務はないと考える。私達の場合は、私達自身で調査を進めなければならなかつた。そして、二度不利になる證據を掘り出した。(實際は、その材料は二つとも私達の主張を甚だしく傷つけるものでないことが判明した。しかし、それを手に入れた時はそういうことを完全に知ることはできなかつた。) いずれの場合にも、私達は、こういう場合の道義を話し合つた後、判事室で主席検事を前において、自發的にその證據を裁判官に提示した。

私達は、このかくしだてをしない態度は、一方的なものでしかなかつたという困難に直面し

た。戦犯調査員は山下に有利な多くの證據を發見したかも知れないが、裁判官にしても、私達にしても、その恩恵に預ることはできなかった。検事側に材料を提供する調査員の數は多かつたので、彼等は獨立した部長のもとに、獨立した事務所を持つていた。こうして、カー少佐は調査員が辯護團に有利な證據を掘り出したとしても、自分はそれを關知しないと言うことができた。

しかし、辯護團は、手に入れた一切の證據を裁判官に提示する義務は別として、自分達の任務は本質的に被告附法律家としての任務であると信じていた。私達は山下大將が、當然、主張する權利があると信じる權利のために終始一貫戦う決心だつた。そして、私達は裁判の前に、これこそ私達の立場であると裁判官に豫め通告した。一九四五年十月十九日に提出した訴訟却下の申立てにそえた覺書に私達はこう書いた。「合衆國陸軍の將校として、また、被告を辯護するために任命された法律家として、辯護團は被告に對して、陸軍に對して、合衆國の國民に對して、許されるならば連邦裁判所、よりはつきり言えば、合衆國最高裁判所に訴えることを含む一切の辯護のための正當な法律的救済の道を講ずる責任を負うものである。」

レノルズ少將がこの言葉を記憶していたならば、彼は、多分、私達が「はたし合ひ」をつづけるだろうということに氣がついていたことだろうと思う。

裁判官室會議が終る前に、レノルズ少將は、彼の裁判官仲間である他の四人の將軍に言つた。「この裁判がすむと、諸君は同じような戦犯事件を裁く他の裁判所へまわされると思う。わしは、今度の場合、我々がなすべくしてなさなかつたことを、その時は實行するように諸君におすすめる——ということとは、裁判の前に、辯護人の『指導講習會』を開くということだ。」

もつと多く、もつと良く下稽古をする！

私達が室を出ようとした時、レノルズ少將は辯護團の法律家を呼びとめた。「諸君は」彼は愛想よく微笑して言つた。「記録に話すのではなく、我々に話さなければならぬ。そうすれば圓滑に行く。」「ありがとうございます」と私は言つた。そして、私達はその兩方に話しつづけた。

一五 疑 惑

検事側の證據の大部分は、戦争の間に、日本部隊によつてなされた殘虐行爲を證據づける證人と記録から成り立つていた。裁判官の最終判決の要約によると、「犯罪は三つに分類することができる。第一は、民間收容者及び捕虜の餓死、裁判ぬきの處刑或は虐殺。第二は、婦人、子供、傳道者を含む非常に多數のフィリピン住民に加えられた飢餓、刎頸、毆打、絞首、火あぶり、拷問、強姦、殺害、大量處刑。第三は、十分な軍事的必要なしになされた多くの家屋、商業街、宗教的禮拜の場所、病院、公共建築物、教育施設の焼却破壊。これらの本當とは思われないような行爲の壓倒の大多數はルソン島で起り、これらの犯罪は時間的には、被告がフィリピン群島日本軍の司令官だつた全期間にわたつて行なわれた。」

幼い子供が、両親が銃剣で刺される光景を述べた。母親達が死亡した子供を思い出して泣い

た。身をかくした人々が、他の人々が首をはねられるのを見守つた時の状況を語つた。来る日も来る日も、野獸性と恐怖の物語がフィリピン人、支那人、そして、時にアメリカ人によつて語られた。そして、これを聞く者は、自分達が緑の大地に住んでいるのか、それとも、屍の地獄の血の沼に住んでいるのかを疑うまでになつた。復讐がなされなければならない。火焰放射器、または原子爆弾による復讐ではない——そのような方法は非個人的であり、そのような報復はすでにすんでおり、このマニラの法廷ではそれらの犠牲者を見ることはできない。ともかく、個人的な復讐が必要なのだ——誰かに對する。そして、この室に衆人環視の中に彼がいる。一人の個人、一個の動物、一人の男、日本の一軍人であるのみでなく、れつきとした日本の軍人、日本の最高級軍人である彼。しかし、彼は「最高級」だつたらうか？ 彼も、また、上官を持つていた。南方軍最高指揮官寺内元帥がいた。東京に大本營があつた。天皇がいた。しかし、彼等はここに居ない。ここに居るのは彼だ。確かに、どの證人も、以前、山下を見たことはなかつた——日本人がおかした犯行の多くの目撃者も、一人として、彼の名前を口にする者はない。しかし、彼は犠牲者にならなければならない。だつて、彼はこの法廷に居るのではないか——物語が語られ、涙が流されている椅子から二十フィート離れないところに。證人と傍聴者の持物をしらべる守衛が、一人の女のハンド・バックから石ころを見つけたと言つて驚

くにあたらない。女は證言が終つた時、その石を被告に投げつけるつもりだつたのだ。また、もう一人の女の證人が、子供が銃剣で刺された有様を物語つて、證言臺を離れる時、山下大將に向つて拳をふつて「おぼえておれ、山下」とどなつたが、これも敢て異とするに足りない。法廷には感覺を思想に高めることのできる若干の人々がいた。日がたつて、感覺が野蠻な戰爭の野蠻な事實になれるにつれて、考える人の數がますますふえた。一體、何がここで進行しているのだろうか？ 山下の裁判——しかし、これは裁判だろうか？ 山下とどんな關係があるのだろうか？ 犯罪を犯した人間でなしに、なぜ山下が？ それとも、なぜ山下の下級部隊長をつれて來ないのだろうか？ それとも、なぜ天皇を？ そして、風説やゴシップや傳聞や想像に抗議する辯護團は正しいのではないだろうか？ 「私の氣持は」、「彼は私に確實だとは言わなかつた。しかし、彼はそう信じていた」、「私はある憲兵から聞いた」、「私は推察する」、「私は思う。」——こういうことが人を絞首刑に處する證據になるだろうか？ 疑惑。そして、證言が進むにつれて、疑惑は濃くなつた。早くも、二日目の裁判が終つた時ロンドン・デイリー・エクスプレスの特派員キイズは新聞に記事を送つた。テレタイプで送られたその文章を正確に引用する。

「山下裁判は今日も續行された——しかし、それは裁判ではない。それは、審理でさえもない

ように思う。昨日、彼の名前は一度出ただけだつた。今日は、一度も出なかつた。裁判席に坐つている軍事裁判官は、いかなる法律、いかなる證據規定にも束縛されないかのやうに、行動しつづけた。我々は、日本人の辯護をする氣持はないが、イギリスの法廷では、被告は山下のような亂暴な、不用意な取扱を受けることはない。山下裁判はそれが最初であるという理由からではなく、現裁判官が將來の戦犯裁判の前例を作るものと考えられているが故に、太平洋の最も重要な裁判と呼ばれている。この裁判は、軍司令官は部隊のあらゆる行爲の責任を負わなければならないという理論を確立しようとしているらしい。同時に、イギリスの法律のもとでは、彼は、ともかく、權利を持つているものと見なされる。裁判官は時間と金錢の節約をやかましく言つてゐる。しかし、事實は、山下のアメリカ人辯護團は今までのところ、審理を受けていない。

「本日午後、辯護人の一人であるリール大尉は、刑事事件において、口供書を證據として容認することに對してしば／＼となえて來た異議の最後のものを持ち出した。彼は合衆國議會の法規で、そのような口供書は容認されないことになつてゐるという辯護團の既往の要求をくり返した。そのような口供書の一つについて彼は言つた。『これはそのような「證據」の容認を禁止することがいかに賢明であり、いかに健全な常識になつてゐるかを證明してゐるだけであ

る。私達は、この證據がどのような種類のものであるかを見る機会がなく、證人を、吟味、もしくは訊問する機会が少しもない。』ある口供書の質問と答辯を彼は二重の風説であるのみでなく、臆測に基いた風説だと言つた。それは、檢事側の惡意ある理由によつて挿入された、極度に惡意に満ちたものである。」

大部分のアメリカの新聞記者は殘虐證言のセンセーショナルな詳細を力こぶを入れて報道した。日本兵の銃劍によつて肉體に残された二十六の傷のいくつかを見せるために、證人臺で、スカートを上げた十三歳のフィリピン少女の描寫と寫眞、日本刀によつて危うく頭をはねられるところだつたと言つて裁判官に背を向けて首の深傷を大將に見せた男、マニラの建物があたりで崩壊している最中に行なわれた強姦、凌辱について物語る少女達——これらが讀者の病的な興味をそそる朝の御馳走だつた。しかし、殘虐談が型にはまつて單調になるにつれて、新聞記事が新しい調子をおびるようになった。これは山下に對する裁判だろうか？ それとも、日本軍に對する裁判だろうか？ もし、後者だとするならば、日本軍の最高指揮官でもなく、最下級指揮官でもなく、センセーショナルな犯罪との關係が、まだ、立證されるに至つていない日本軍のたつた一人をなぜ、特に、罰しなければならぬのだろうか？ アメリカの雑誌ニユーズ・ウィークの言葉をかりれば、「殆どあらゆるもの……第三者の傳聞をさえ」「證據」とし

て容認したことによつて要約される裁判官の「アングロ・サクソン裁判からの逸脱」に對して傍聽人が——普通の素人とアメリカの兵隊——「腹を立てた」裁判とは、一體、どのような裁判だつたろうか？

多分、世界がもつと靜かになり、もつとおだやかな時代になれば、人々は日本の一將軍の裁判について違つた見方をするのだらうと思う。法廷を出て兵舎へ歸つた一人の傍聽人に、彼の感想を詩に歌わせたものは、多分、瞬間の興奮をおしやつて、未來を見つめることのできる能力だつたことと思う。次にかかゆるものに對して、ノース・キャロライナ州ハイ・ポイント出身のジェームス・A・シャックフォード大尉に感謝する。

來るがよい、

追いつめられた小さな男が

一團の青ざめた辯護人に取りまかれて

獨りむつとり坐つてゐる法廷へ。

檢察官は陰謀をたくらむ。

將軍達が

神によつて作られた批評家のように支配する

この見世物を審判するために

天上より見守る

不可思議なるものを見つめよ。

彼等が來たのはそのためであり、

彼等が見るものはそれだ。

繪本として面白く讀めるものにありついたので、

ハリウッドは一目見にやつて來た、

うれしげにカメラの目をぎよるつかせながら。

七つの窓の外に灣がある。

小さな入江は廣い全太洋だ！

そして憎惡を以て立ち去つたすべての船が

今や突然愛を以て港を抱擁する！

アメリカ人よ、いな、地上の生活にかかわりを持つすべての人々よ！

來て私と共にこの危険な船跡の傍に坐つて

死を目撃せよ——そして死んで再生を見出せよ。

ここに人々がいる、

手足に孔をあけられて、

疑い深いトマスよ！

全人類に代つて觸つてみよ。

ここにおさえることのできない苦い涙がある。

(私が見ると判事も證人もひざまずいていない)
見よ！

傷、こけた死體、しばられた手、

切られた顔、割られた頭を。

ここで投げあけられた嬰兒が

空中で鋭利な剣で受けとめられたのだ。

みごとに剣、手で鍛え 浮彫をほどこした剣によつて！

ここに生ける者が生ける者にしたことがある。

しかも判事は裁き、被告は鎖につながれている。

生活はゲームだ、プレイヤーは賭ける。

罪人は正しき者が得たものを失なう。

もし一人の男がここで獨り裁かれるとするなら、

あたかも一國民が罪を犯し、

二度までも罪を犯したかのように。

（おう！これらの人々が犯したいまわしい罪よ！

我々は他の人々のようでないことを

神に感謝するがいい！

我々火焰放射器と原子爆弾よ！）

人間の憎しみ、人間の欲望

——白日の前に盲目な人間の

愛をも透さない人間の無智——

諸君の心も私の心も犯罪者だ。

裁かれるがいい。

ここで私達は私達自身の魂を裁いて

それを知らない

盲目のために、私達の唯一の希望は

迅速に亡びる。

私達はダマスカスへの道を往く。

そしてサウルがひれ伏した場所を

悠然と通りすぎる。

一つの希望。

目もくらむような光を見出して
苦悶と恥かしさに大地に悶絶する。

「神よ！ すべての罪深き被造物の中で
私達は最も罪深い！

私達の名は呪われてある」
と叫びながら。

「私達は死に値する、しかも永遠の死に！

おんみの復讐を私達に加えるがよい。

私達は私達の心の黒さを見た。

審判を求める私達の息さえ不潔だ。

主よ！

私達のものです、

憎むべき悪は私達のものです。

おんみの力もて

私達をうつがよい！

私達に對するおんみの恵みによつて

私達は強くなり、

おんみの子とおんみの光をへだてた。

一つの希望！

しかも私達の心臓は動くことがない。

罪の報いは死である、私達は告發されている。

エルサレム！ エルサレム！

わしは何としばく

愛もてお前を救おうとしたことか！

お前はそれを拒んだ！」

そこで我々に彼を裁かせるがいい、

彼の罪は明らかであるから。

戦利品は戦争の勝者のものだから！

愚かなる者の中でも最も盲目なる者よ！

怒れる神はここに私達のすべてを喚問された。

神の審判は迅速である。

一六 さらに時間を節約するために

さらに時間を節約するために

山下の辯護團は事實に即して殘虐行爲の證據に對應する事ができなかった。私達の抗議は、大概、徒勞に終つたとはいえ、私達は傳聞、臆測、希望的思考に基く證言及び文書の容認に反對する事ができたし、反對した。しかし、目撃者から自分は數百名のフィリピン人が日本部隊に殺されるのを見たと言われる時は、私達は手も足もでなかつた。證人は誇張しているかも知れない。彼は虚言をさへ言っているかも知れないし、事實の一部を語っているにすぎないかも知れない。大概の場合、彼は彼が物語る事件が起つた當時、興奮し、精神的に度を失つていたので、詳細な點に關する正確な記憶、特に彼等が明言する關係者の數についての正確な記憶がある筈がない。しかし、私達は犯罪の状況を調査することはできなかった。それに、私達は、日毎日毎に、或は證人毎に、どのような種類の陳述が次に來るかを決して知ることはできなかった。

つた。

私達はしばしば「反對訊問の手段によつて證人の物語の弱點をつこうとしたが、裁判官は、この方法を「時間の浪費」だといつて、いい顔をしなかつた。被告の権利の最も重大なもの及び裁判と異端糾問所を區別する最も本質的なものが、速力の祭壇の犠牲に供された。軍事裁判官は、裁判の全期間を通じて、證人に對する辯護團の反對訊問にいらだち、通常「どういふ方向に向つて、どういふ目的の訊問をするのか」と辯護人をさえぎつたり、（こうして用心深い證人にくいちがいと言ひ間違ひをかくさせ）「證人に對するこれ以上の反對訊問を中止せよ」とあつさり命令したりした。一九四五年十一月十二日、「最も緊急かつやむを得ない理由がない限り延期は許さない」と宣言した裁判官の公式聲明の一部として、レノルズ少將は次の命令をつけ加えた。

「さらに時間を節約するために……反對訊問は必要缺くことのできないものだけに制限され、質問と應答の無用な反復は止めなければならない。（言葉のくい違いから、證人が虚言を言つてゐるらしいということが分つた場合、並列法を利用して直接訊問できいたことを、反對訊問でくり返す外に、その事實を證明する方法はない）我々は事件、または、意見の些細なこと、もしくは、瑣末事には關心を持たない。（被告が責任を負わなければならない数々の犯罪敘述

に關する裁判官の『些細もしくは瑣末事』の概念は極度に幅が廣く、大概のことを瑣末事で片づけてしまつた。證人があてにならないことを根本的に證明するためには『些細なこと、もしくは瑣末事』のくい違いを指摘する以外に多くの場合方法がないものである）異常な、もしくは極度に重要な事項を除いて、證人が信用できるか、できないかは裁判長が決定する。」

この最後の言葉は、軍事裁判官が、いかにこの仕事に不適任であるかをよく示している。この愉快な布告を出す前、レノルズ少將は、しばしば「私達の反對訊問をさえぎつてその目的をきいた。そして、それは「證人の信憑性に關係している」と言われると——これは證人が信賴できるかどうかについて裁判官の心に疑惑を起させることが目的であるということを意味する法律家の用語である——レノルズは、質問の數を制限したり、質問の中止を命じたりした。これは要するに、「異常な、もしくは極めて重大な事項」を含めて、言うまでもなく、あらゆる場合に證人の信憑性を決定するものは裁判長であるということである。檢事及び辯護人は裁判官の判斷の資料として證據を提出することができるだけだつた。

一例をあければ、私達の反對訊問の權利に對する侵害がもとで、笑えないようなおかしなことが起つた。フィリピン群島北端のバターンズ島で撃破された爆撃機からパラシュートで飛びおりた三名のアメリカ航空兵が處刑された。

バターンズ在住の一フィリピン人が、日本の一大尉から「島の司令官である提督が、その大尉に、自分（提督）は山下大將からすべての捕虜を殺せという電報を受けとつていると語つた」という話を聞いたと證言した。私はこの「第三次的傳聞」の容認に對して抗議した。しかし、もちろん、裁判官は忽ち異議を却下した。證人は、その大尉は、日本語で話し、彼は日本語を理解したと證言した。その後、正式な法廷通譯がその日本語と稱するものを翻譯すると、それには、「捕虜」に關することが、全然、含まれておらず、日本人が話したとは思われないような言いまわしだつた。このことと、バターンズ島には捕虜收容所はなく、フィリピン全島の數千のアメリカ人捕虜は解放軍の到着と共に、無事釋放された事實によつて、この證言の持つ重大性は效果的に一掃された。しかし、私が反對訊問を始めた時は、これらの事實は、まだ、裁判官に明らかにされていなかった。それに、山下大將の名前は證言臺でめつたにあげられなかつたので、私はこの事から起る一切の悪影響を抹殺したかつた。

第一步は、もちろん、證人と日本の大尉との間にかわされたと稱する會話を細心に検討することだつた。大尉がこの驚くべき話をした時、誰か他の者が同席していたか？ はい、證人の妹と姪と「他の二人の親戚」がいました。私は證人に妹と姪の名前の綴りを言わせ、それから他の二人の親戚の者の名前をきいた。證人が二人のうちの一人の名前を言おうとした時、レノ

ルズがさえぎつた。「このことの目的は何か？」彼は言つた。

この會話があつた時に、同席していたことになつてゐる人々に面會して、證言の正確さをたしかめ、彼等を裁判官の前に呼び出すためですと私は説明した。裁判長は顔をしかめた。

「我々が言葉をさしはさんだ時に證人が言おうとしていた名前で終えること。」彼は命令した。

「裁判長」私は答えた。「二人の親戚がいたと證人は言いました。そして、私は二人の名前をきいていたのです。」

レノルズ少將は讓歩しなかつた。

「一人の名前で終える。」彼は言つた。

何の豫備の知識もなしに、日本人の犯罪についての此等の證言に應對しなければならなかつたので、辯護團は、私達が積極的辯論と呼んでいたものに、主として、頼る外はなかつた。山下大將は野獸的殘虐行爲が「彼の指揮下の部隊」によつてなされたという理由で、起訴された。その罪を犯した當時、日本人犯行者は彼の指揮下にいなかったという事を證明することができれば、多分、明細起訴狀の項目に關する限り、起訴理由は崩れるであらう。或は、關係兵士を統制することができないで、「荒れ狂う」に任かせるほかはなかつたという事をうなずかせるに足りほど、極度に興奮した状況の中で、殘虐行爲が行なわれたことを證明することができれば、私達は、山下大將に責任をとらせようとする態度をやわらけることができるのではないかと思つた。特に、彼は命令系統の上で、實際の犯人から遙かにかけ離れていたのだから。

これらの目的で、私達は二つの明細起訴狀の百二十三項目を三つに大別した。「憲兵隊」によつてなされた蠻行をふくむマニラでの殘虐行爲。マニラ以外の土地、特にバタングス州での殘虐行爲。アメリカ人捕虜及び民間人收容者に對する虐待の起訴。

マニラで起つた身の毛のよだつような事件の一覽表に對する私達の辯護は、最初のうち合せの通りに、山下大將から詳細にきいた彼のマニラ放棄の決意に基いていた。私達は彼が日本軍にマニラ放棄の命令を下したこと、殘虐行爲が起つた頃までに、千六百名を除く全部隊がマニラから移動していたこと、そして、殘留部隊、いわゆる「野口支隊」は、當時、他の場所へ運び出しかけていた補給品の殘部を守るために踏みとどまつていたこと等を證明することができると思つていた。私達は、また、マニラは（少くとも包圍が永びき、ものすごく破壊されたパシグ河南部のマニラ）市内に踏みとどまつた約二萬の海軍部隊によつて守備されていたことを知つていた。大部分の檢事側の證人は、マニラ殘虐行爲の犯行者は「帽子に錨をつけていた」と證言して、彼等が陸軍部隊の兵隊ではなくて、海軍部隊の兵隊だつたことを暗示した。マニラの日本人守備兵は、明らかに全滅したとはいへ、裁判の過程において、山下の想像が當つていたことが、はつきりした——海軍部隊は山下には何等の關係のない港灣、ドック、倉庫を破壊せよという例の海軍の命令があつたので、マニラに踏みとどまつた。百五十マイル北方のバ

ギオの司令部で、これらの海軍部隊が、まだ、マニラにとどまっていることを知った時、山下大將は、再び、即時撤退を命令した。しかし、その時すでに、彼等はアメリカ軍に包圍され、救出の企圖は失敗した。

事實上、マニラの殘虐行爲の殆どすべては、陥落直前の一九四五年二月に起つた。檢事側はフィリピンの海軍部隊が「陸上戦闘に従う場合は」、一九四五年一月八日以降、山下大將の指揮下に入るといふ東京からの命令を根據にした。しかし、檢事側はこれらの部隊は「ただ戰略目的のために」山下の指揮下におかれたのであり、彼は彼等に對する「行政的」支配權、なかなく、彼等を懲罰する權限を持たなかつたといふ事實を見のがし、彼等が二つのくい違つた命令を受けた時——山下の撤退命令と踏みとどまつて海軍の重要任務を遂行せよといふ海軍の命令——彼等の提督が山下の命令を無視して、海軍の命令に従つたことは、極めて、自然であるといふ事實を見のがしている。これらの水兵を山下の「指揮下」にあつた部隊と見ることはこじつけである。彼等がこの地上における最後のいとなみとして強姦虐殺をしたからと言つて、彼にその罪を問うことは、檢事側の「指揮官責任説」のもとにおいてさえ、妥當ではないと私達は思つた。

マニラの殘虐行爲には強姦が目立つてゐる。パシグ河南岸の包圍された地域にあるマニラ・

ホテル、ベイ・ヴュー・ホテルは、狂暴な性的躁宴の場面であり、その大部分は、フィリピン人を強迫して、市の最後の死滅に先立つ三、四日前の夜、舉行された。パシグ河の北岸にラウドスピーカーを据えつけて、アメリカ攻撃軍が「日本帝國海軍の將兵」に「生き残つて戦後の日本のために働く」ようにと呼びかけ、そうしないと「數時間持ちこたえた後、こなぐに吹き飛ばされるだけだ」と警告したにも拘らず、彼等は踏みとどまつて戦いつづけ、アメリカ兵が言つた通りに、こなぐに吹き飛ばされた。しかし、この「數時間」の間、文明の一切の抑制はぬぎすてられた。一人の美しいフィリピン女の證人が、典型的にこの間の消息を物語る話をした。彼女の攻撃者は彼女をホテルの一室の窓ぎわへつれて行つたと彼女は言つた。「彼は川の對岸を指さし、川の向うにはアメリカ人がおるが、俺もお前もやつらを見ることはない。俺達はみんな死ぬのだ。」それは明らかに、死なうとする男、いかなる罰をも恐れない男、完全に動物に逆もどりした男の場合である。

これが本書の初めに引用したクラーク大佐に向つて言つた私の言葉を説明している。山下大將が部下に強姦を命じたなどといふこと、或は彼がそれを發見して、その行爲を許したなどといふことを、誰が信じることができようか。強姦から軍事的に何の利益も得られないではないか。部下の士氣と規律に及ぼすその破滅的な影響の故に、あらゆる司令官は、このようなこと

を恐れ、かつ憎む。

フィリピンの僻遠の州、特にバタンガスにおける犯罪の申立ては私達をより憂慮させた。バタンガスには、全村人口の明らかに計畫的絶滅を含む計畫的な、残酷無類の虐殺の標本があつたらしかつた。バタンガスでは強姦の申立てはなかつた。その地域を占領していた日本軍隊の聯隊長であり、厳格な軍規勵行者であることを自慢にしている藤重(音譯)大佐は強姦がなかつたのは彼の有能さのおかげだと獨りよがりと言つた。しかし、辯護團は感銘もしなかつたし、ありがたいとも思わなかつた。

フィリピンの各州で(いく分はマニラでも)日本軍が行なつた大部分の虐殺は、疑いもなく、計畫され、命令された故意の侵犯だつた。それは、山下大將の命令、もしくは、命令系統の上で、彼の直屬の部下である各師團長から命令されたものでさえなく、地方分遣隊の將校によつて決定され、時には、それらの將校が指揮に當つたことさえあつた。彼等の目的はゲリラ活動を抹殺することだつた。

これらの血なまぐさい大量處刑や「懲罰的遠征」は、山下大將から命令されたものではないとはいへ、重大な軍事的問題を認め、その解決を見出す義務のある司令官として、彼が負わなければならぬ責任を軽く見ることは誤りであらう。これらの犯罪に對して、山下を裁く場合

に起る法理的問題は、根本的には、こうでなくてはならない。即ち、部下がそのような狂信的徹底さと残忍性を以て軍事的任務を遂行した時、司令官は、どのような道德的罪惡を犯したことになるのだろうか? それには部隊そのものの行動を、さらに、よく判斷しなければならぬ。そして、そのためには、彼等の直接的問題、彼等の焦躁及び彼等の訓練、彼等が「本當の」軍事的傳統と見なしているもの等を考慮に入れなければならない。辯護團は裁判官にこうした見方があるということに留意させようと努めたが、明らかに、殆ど成功しなかつた。

戦線の後方でゲリラ部隊が演じた役割を理解することなしには、合衆國軍の、迅速なフィリピン再征服を理解することは不可能である。全群島にまたがつて、フィリピン人はいくつかのグループを作つて團結していた。それらのグループの中には、バターン半島から逃げたアメリカ兵に指揮されるものもあつたが、主として、原住民の指導者に指導されていた。各グループの大きさは、十二名位のものから千名位のものまで種々雑多だつた。日本軍占領の期間、彼等の活動は携帯ラジオ放送機によつてオーストラリア、ニュー・ギニアにいるアメリカ軍に情報を提供することから自警團、原住民仲間に対する盜賊行為にさえ及んでいた。ゲリラは、概して狂暴に反目的で、群島に對するアメリカの再侵入が接近するにつれて、仲間喧嘩がやみ、彼等はアメリカ軍が前線を攻撃している間に、後方で、日本軍の通信を杜絶させる用意を始めた。

アメリカ軍から潜水艦やパラシュートでますく多くの武器弾薬がゲリラにとどけられた。そして、特に名前のある部隊は、マックアーサー元帥の司令部から正式に軍として認められた。

レイテに對するアメリカ軍の上陸、そして、その後のリンガエンに對する上陸を機會に、ゲリラは「地下」から表面に浮び上つた。橋が破壊された。電線が切斷された。軍用車輛が破壊された。日本軍夜間哨戒兵は本部に歸れなかつた——兵隊は死體になつて發見され、頭部や他の重要な器官はナイフで切りとられていた。これらの數萬の人々が山間地に滲透し、夜間、待ち伏せ、破壊、暗殺、時に、公然たる戦鬪を行なつた。そして、山麓の部落の男や女や子供達はこの人々に食料や情報を供給していた。

日本兵が、事實上、地方のすべての住民が、彼等に對して銃をとり、晝間、彼等に微笑を送るおだやかなフィリピン人が、夜になると、彼等を裏切つて彼等に危害を加えるように思つたのは不思議ではない。日本に對するまじめな協力者は少數のフィリピン人に限られ、大多數の民衆は、合衆國に忠實である事が、特にルソン島では、今や明らかになつた。日本のスマトラ軍司令官だつた武藤中將は、戦争の間、日本軍に占領された他の植民地域では、土着の住民は征服者に、たとえ協力的ではなかつたにしても、従順だつたと明言した。政略的に群島に獨立政府を樹立し、その政府は正式に合衆國に宣戰を布告したにも拘らず、日本はフィリピンだけ

では、猛烈な反抗にぶつつかつた。植民地行政のこの具體的な教訓を、イギリス人、フランス人、オランダ人は、今後も無視しつづけるであらうか？

フィリピン群島に到着して、間もなく、山下大將はゲリラ問題を考慮せざるを得なかつた。

彼は後方の重大な脅威を無視して、切迫したアメリカ軍の侵入に應ずる計畫を立てる事はできなかった。一九四四年十月十一日、彼は部下に文書による命令を出した。これは、この問題に

ふれた彼の唯一の記録である。彼は「武装ゲリラ」の鎮壓を命じた。この形容詞は重要である。

なぜならば、山下は「陸戦法」を破つたという理由で裁かれているのだが、「陸戦法」によれば、日本軍は「武装ゲリラ」を處罰する權利があるからである。一九四二年五月六日の本間將軍に對するウェインライト將軍の降伏は完全なものだつた。アメリカ軍、フィリピン軍の各部隊長は、すべての部隊、彈藥、武器、補給品、裝備を、當時すでに群島の大部分を占領していた日本軍に明け渡すことを指令された。そして、その時以降、軍事的抵抗と破壊は非法的なものとなつた。いずれにせよ、制服、もしくは他と識別することのできる徽章をつけずに、民間服を着て、祕密に行動する人々の戦鬪は「陸戦法」によつて禁じられている。我々アメリカ人がゲリラを英雄視するのは當然であるが、國際法は、彼等を「戦争犯罪人」と見なしているのである——非合法の慰みであるべきものに對して法律的教訓を作り出そうとすることに内在

する愚かさの證據をさらに見せつける皮肉。しかし、「陸戦法」によつて山下を絞首刑に處することができるとしても、同時に、この同じ法規によつて彼を辯護する事もできるのである。

それ故、ゲリラは捕虜に與えられる特權を享受する權利はないといえ、男、婦女子の集團を大量處刑していいという法的根據はありえない。民間人戦闘員を死刑に處することはできるかも知れない。それには、彼が戦闘員だつたという事を確かめなければならない——即ち、彼は何等かの形の「裁判」を受ける權利があるのである。「陸戦法」は彼をどのように裁判するかということについては、何も、規定していない。捕虜に與えられる正式な手続きを必要としない事だけは明らかである。しかし、處刑の前に、交戦の事實を立證しなければならぬ。そして、このことを日本軍は怠つた。それには、いくつかのやり方があつたが、大概の場合、ゲリラ横行地帯の村、または、部落の住民を教會、或は大きな建物に狩り集めて、彼等を一人ずつ出口から出させた。そこには、正體をかくすために假面をかぶつた村長、または、フィリピン人協力者が密告者として立つていて、直接ゲリラ活動に従事している人々、或はゲリラを援助している疑いのある人々を日本人に指さした。すると、日本兵は彈藥が不足していたので、通常、銃劍、或は刀で、これらの犠牲者を處刑した。時には、幼兒をふくむ全家族が殺された。しばしば人家で大量處刑が行なわれ、家に火をつけて死體を始末した。日本人はこれだけの調

査もせずに、強力なゲリラ地帯の町へ「懲罰遠征」にでかけて、手あたり次第、見さかいもなく多くの民間人を殺した例もある。

この圖面は戦争の殘虐になれた者をさえ、むかむかせた。太平洋戦争を戦い抜いてきたアメリカ兵は、彼等、或は彼等の仲間のG Iが、日本人捕虜を殺したり、虐待したりした例について話している。そして、確かに、我が軍の中にも、強姦が全然行なわれなかつたわけではない。しかも、アメリカ兵が女や子供をふくめて民間人を平然と銃劍で刺したり、銃でうち殺したりすることは、とても、考えられない。都市に爆彈を落す航空兵は同じ結果を生み出しているが、彼は自分がしたことを見るができない。そして、西洋人の心には、個人的接觸があるかないかということが、非常に重要である。我々が日本兵を野蠻人で、先天的に殘虐で、動物的に訓練されていうという時、多分、我々は正しいと思う。或は日本人が我々を偽善者であると答えるとするならば、それも正しいかも知れない。

もし、我々が日本人が直面したような焦躁と恐怖に追いこまれたとして、無力な男、女、幼兒の直接的、個人的取扱いにおいてさえ、我々の誇る「アメリカ人のフェア・プレーの觀念」を最後まで持ちつづける確信があるだろうか？ これは、何も、虐殺やリンチを正當化するために言っているのではなく、非戦闘員に對するそのような殘虐は、黄色人種に限られた屬性で

あるかどうかということを探究しているにすぎない。合衆國の歴史を正確に讀めば、我々は考
えさせられる。南北戦争の後、南と北が互いに相手の残虐を責め合っている個所は楽しい讀物
ではない。しばしば不條理な裏切りをした後、平然としてアメリカ・インディアンの子供
を焼き殺し、射ち殺した醜惡な圖面も拭い去る事はできない。しかし、二十世紀の初期、同じ
フィリピン群島で行なわれたアメリカ人の活動の中に、多分、最もびつたりした類例がある。
血なまぐさい「フィリピン反亂」の期間、フィリピンを鎮壓するために、アメリカ人によつて
考案され、アメリカ人によつて用いられた方法は、殘忍な日本人憲兵隊は、本質的に、賢明な
模倣者にすぎなかつたことを示すような性質のものでつた。

一九〇一年、フィリピン戦争のアメリカ軍は、規模と實力は同じではないとしても、山下大
將が直面したと似た性質のゲリラ活動になやまされた。アメリカの將軍達は、いかにして、こ
の問題に對處したか？ フィリピン群島ヴィサヤン・グループにぞくするサマル島で起つた事
件を我々は知つてゐる。その島の活潑なゲリラ活動をおさえるために、ジャコブ・H・スミス
代將の指揮するアメリカ軍は「懲罰遠征」を決行した。一九〇一年の秋、スミス代將は海兵を
指揮してサマルへ侵入するL・W・T・ウォラー少佐に言つた。「わしは捕虜は欲しくない。
殺して焼くこと。多く焼き殺せば焼き殺すほど、ありがたい……サマルの内部を不毛の荒野に

かえるのだ。」△國際法ダイジェストVに收められているジョン・バセット・ムーア氏の報告
によれば、スミス將軍は「小銃を持つことのできる者はすべて殺してもらいたい」と言つた。
几帳面な軍人であるウォラー少佐は、嚴格な命令を望んだ。彼は全滅命令を實行するための年
齡的制限をどこにおくべきかと將軍にきいた——言葉をかえて言えば、虐殺をまぬがれるのは
何才までの子供であるかということ——將軍は「十才」と答えた。

この命令を出したために、スミス代將は一九〇二年の春、軍法會議にまわされた。彼は「軍
の秩序と規律に有害な行動」とつたという理由で起訴された。彼は有罪の判決を受けて上官
から譴責された。

山下大將はそのような命令を出さなかつた。反對に、「武装ゲリラ」の鎮壓を命じた後、彼
は各部隊の參謀長會議を召集して、彼の到着以前から始まつていた日本部隊に對する住民の反
抗をやわらけ、明らかに、彼等の協力を得る目的のもとに、「フィリピン人を氣をつけて取扱
い、彼等と協力せよ」と注意した。

日本人殘虐行爲の大部分は、一九四五年二月下旬から三月にかけて、バタンガス州で藤重大
佐の指揮する部隊によつて行なわれた。藤重の證言は直截で、斷定的で、大聲だつた。彼は「女
や子供さえふくめて」日本軍に反抗するすべての者を殺せという命令を出したことを直ちに認

めた。「小銃を持つ女が自分の部隊にかなり損害を加えた例が少くない」と大佐は説明した。
「自分が自動車を走らせている時、子供が自分に手榴弾を投げた……自分は部隊に、もし、武器を所持した女や子供から攻撃された時は、もちろん、彼等をやつつけなければならぬと命令した。」

婦女子に關して上官からいかなる命令を受けたこともないと、藤重はきつぱり言つた。そして、非戦闘員を殺せという命令を受けたこともないし、そのような殺害を上官に報告したこともないと彼は言い切つた。

裁判の期間、辯護團の法律家は「内幕話」に興味を持つ人々からしばしばきかれた。「山下はこれらの犯罪を本當に知らなかつたのだろうか？」彼は、實際、殘虐行爲については何も知らなかつた。これらの事件が発生した當時の通信状態は極度に悪化していたので、彼として、それを知ることが不可能だつた。例えば、ボタンガスの殺害放火が起つた時、彼の司令部は二百マイル以上離れており、あらゆる地上連絡は久しい以前から、すでに、全く切斷されていた。それにも拘らず、彼は部隊がゲリラと戦つていたことを知つていた。ゲリラの脅威は彼の最大問題の一つで、彼はその鎮壓を命じた。彼が慎重に、特に「武裝ゲリラ」に限定し、普通の民間人に協力するようにと師團參謀に注意したことは確かである。しかし、ゲリラは旗を立てて

隊伍を組んで行軍しないこと、彼等は、通常、日中は非戦闘員の假面をかぶること、無辜の人民を傷つけることなしに武裝ゲリラを根絶することは、事實上、不可能であることを知らないほど山下は馬鹿ではなかつた。

そのような「知識」にともなう「罪」は自ら別個のものである。フィリピン戦闘におけるゲリラの鎮壓は、日本都市の軍需工場の破壊と同じく、正當な軍事目標である。廣島、長崎に原爆を投下することを命令したアメリカの指導者達は、婦女子を含む數千のではなしに、數萬の無辜の非戦闘員民間人が殺されること、或はそれからひき起される作用で、殺されるよりもひどい目にあうということを「知つていたに違いない。」しかし、我々は、まだ、これらの人々を裁判していない。多分、山下の本當の罪は彼が敗けた方にぞくしていたということだつた。

一八 パラワン事件

山下大將が起訴された犯罪行為の第三群は、捕虜と民間人收容者の虐待である。大部分アメリカ人よりなるこれらの人々は、收容期間中、正當に食物を與えられず、捕虜取扱に關する一九二九年のジュネヴァ條約に違反したということが起訴の實體である。解放に先立つ三、四カ月の期間、フィリピン群島の大部分の收容所の捕虜及び收容者が不十分な食料しか與えられなかつたことは疑いが無い。また、山下大將がそれを知りながらも、事態を改善することができなかつたことも疑いが無い。ジュネヴァ條約は、捕虜は捕獲國の兵隊と同じ量の食物を支給されることと規定している。そこで、私達はこのことが實行されていた證據を示すことにした。多くの收容所で、日本監視兵が收容者の食物を横取りしたらしい。一日の配給量を、掠奪、もしくは買い食いで補充することのできる農村地帯では、日本兵は捕虜よりもいい食事にありつ

パラワン事件

いていたことは確かである。しかし、そのような外部からの食物を手に入れることのできない場合、日本部隊が榮養不良に陥り、彼等の多くが榮養失調をきたしていたことも事實である。二十五萬の部下及び一萬の捕虜、收容者を食べさせる農産物の不足が、山下大將の最も重大な問題の一つだつた。米が主食だつた。しかし、アメリカの潜水艦、航空機によるフィリピン群島の封鎖は、一九四四年十月から一五四五年九月の全期間に、たつた一隻の船が無事に到着したにすぎない程徹底的なものだつた。武藤中將は證言臺で悲しげに述べた。「十二月下旬、マニラ灣は日本船の出入が不可能になつたといえ、寺内元帥は十萬トンの米と十萬トン以上のガソリンをサン・フェルナンド（リンガエン灣の港）へ送りどけさせる手續きをとつたので、私達はこれらの補給品の到着をたのしみにして待つていました。ところが、米が上陸する代りに、アメリカ陸軍が上陸してきました。」

ルソン島ではかなり米がとれた。しかし、それは、收容所や都市に近い地帯ではなかつた。輸送が根本問題だつたが、ゲリラと我が空軍の活動が道路の使用を不可能にしたのみでなく、燃料不足のために、日本のトラックは役に立たなかつた。米を積んできた船を沈めた同じアメリカの潜水艦と飛行機が、タンカーを撃沈したのだ。こうして、多量の地元の米を利用することができた者は、ゲリラ部隊だけだつた。

そこで、サント・トマスその他の収容所で食物が足りず、新鮮な野菜や果實なしに、一日僅かに百五十グラムの米で命をつないできたと言った検事側の證人を反對訊問している間に、これらの摘發に對する私達の辯護は、一般的に日本兵も、決して、それより良くはなかつたといふことを主張することだといふことが明らかになつた。レスター少將は、私達の言うことはとても信じられないと斷言した。サカキダと呼ばれるアメリカ兵が、關係のない問題で證言を終つた時、レスターは、私達の間違いを證明する絶好の機會がきたと思つた。サカキダは一九四二年初頭バターンで降伏した二世のアメリカ軍伍長だつた。日本軍はアメリカ軍の軍服をきている二世を處刑すると聞かされていたので、サカキダは降伏する前に、民間人の服を着た。そして、アメリカ人に使われている民間人だと言つた。日本人は彼を反逆罪で裁こうとした。しかし、彼が日本の市民だつたことを證明することができなかつたので、彼を無罪として釋放した。そして、彼を軍法會議の裁判の通譯に使つた。彼は十四軍司令部附となつた。そうしている間に、山下大將が十四軍の司令官として赴任してきた。山下が司令部を北方の山間地に移した時、サカキダも彼と共に行つた。日本軍が降伏した後、サカキダはアメリカ軍に歸つて、現在曹長になつてゐる。日本の軍法會議及びその記録に關する證言を終えた時、レスター少將は質問役を買つてでた。ここに忠誠なアメリカ兵、すぐれた検事側の證人、山下大將の司令部

で飯を食つた男がいる——その食堂では、日本部隊は手に入れることのできる最も優秀な食物を食べていたに違いない。

「十月から解放の日まで通譯として日本軍の仕事をしている間、十分な食事をとつたか？」

「アメリカ軍で與えられるほど十分ではありません。」

という答えだつた。

「その間、君の體重は減つたか？」

「はい。」

明らかに、これらの望ましくない答えでまごついたレスター少將は、もう一度試みた。

「食物のバランスはどうだつた？ 野菜や果實があつたか？」彼はきいた。

「米とスープと肉、魚、それから極く僅かな青野菜でした。」サカキダは答えた。それは、最近解放された收容者が、不平を言つている食物と、不思議にも同じようなものだつた。

「果實は？」

「非常に稀でした。」

「マニラからバギオへ行つて、食物はよくなつたか？ それとも悪くなつたか？」

「悪くなりました。」

「悪くなつたつて？」レスターは信じられないかのように言つた。
「はい、悪くなりました。」證人は答えた。訊問は終つた。

虐待の摘發のほかに、逃亡、或はギリラの援助を計つたという理由で告發された捕虜及び民間人收容者の處刑に關する二、三の項目があり、その一つに、百四十二名の捕虜アメリカ兵の大量處刑が陳べられている。これは、第二次世界大戰を通じて最も兇惡な犯罪として知られている「パラワン事件」である。一九四四年十二月、百五十一名のアメリカ人捕虜が、パラワン島飛行場の土木工夫として日本人に使われていた。十二月十四日、多くのアメリカ軍飛行機が上空に現われた後、日本人は全捕虜を防空壕へ入れた。それから、ガソリンを壕に流しこんで火をつけた。わなにかかつた一部の者は焼け死んだ。逃げ出した者は機關銃をあびせられた。岩の上を逃げて、五マイルはなれた他の島へ泳いだ僅かに九名の者が、虐殺をまぬかれただけだつた。

私達は日本人、アメリカ人をとわず、この殘虐行爲の目撃者に會うことはできなかった。しかし、手に入れた日記の斷片や陳述をつぎ合わせて判斷すると、ここで起つたことは、日本軍部隊長の考えなしの狂信的恐怖の結果であるように思われる。日本人も、アメリカ人捕虜も、最近アメリカ軍がレイテを占領したことを知つていた。何の抵抗を受けることなしに、毎日、

合衆國の飛行機が上空に出没するということは、パラワンに對する壓倒的に優勢なアメリカ軍の上陸が迫つていることを物語つていた。捕虜の數を僅かに越すにすぎない日本の小部隊と地區の指揮官は、明らかに、捕虜達が最も重要な瞬間に、攻撃者に積極的な加勢をするものと信じた。すでに、有力なアメリカ船團がパラワンに接近しつつあるという報告があつた——この警報は虚報にすぎなかつたが、このことは守備部隊が、どんなに神経質になつていたかを裏書きしている。明らかに、病的な恐怖の雰圍氣の中で、日本軍指揮官は考えあぐんだ末、これこそ防衛的行動だと思つて、この虐殺を命令したに違いない。

山下大將とパラワン事件の間には、何等の關聯はない。この犯罪を犯した日本兵は、空軍にぞくする兵隊だつた。そして、事件が起つた當時——一九四四年十二月十四日——日本の空軍のいかなる部隊も、まだ山下大將の指揮下に編入されていなかった。十八日後の一九四五年一月一日、彼は空軍の司令官に任ぜられた。この證據は動かすことはできない。辯護團には絶対の確信があつた。

山下裁判におけるパラワン事件と、この事件に拂われた注目は「司令官責任説」の誤りを大きく浮彫りにして照らし出している。ここには、そのような責任はありえない。しかも、虐殺が三週間おくられて起つたとしても、(その場合でも、山下大將は現在と同じく、それについて、

何も知らなかつたであろう。或は、彼がそれを知つたとしても、現在と同じく、犯罪者を罰することはできなかつたであろう。「法的」な立場は、他の殘虐行爲と少しも違わない。この有害な證據が、今や裁判官と世界の前にならべられている。殺された者はフィリピン人ではない——これはアメリカの兵隊である。オハイヨー州、またはインディアナ州、またはカリフォルニア州、ニューヨーク州の悲しみにうちひしがれた市民の息子や夫である。日本人はこういうことをした。我々は、今度は、復讐しなければならぬ。日附の偶然——發令が二、三週間違つたということ、時間は單なる偶然にすぎない——が我々から復讐の機會を奪うことができるであろうか？

これが本當の問題であるということが、檢事の最終論告に暗々裡に認められている。カー少佐は、彼の法律論に對する「法律論的」防衛を無視した。彼の主張は、要するに、山下大將はそれをする權力または實力があろうがなからうが、何とかしなければならぬという議論に落ちつく。これはあらゆる犯罪のうちで、最も血なまぐさいものである。被告はこれにこたえなければならぬ。なぜならば——彼は被告であるからである。復讐しなければならぬ。

一九 口供書だけ

口供書だけ

パラワン事件は明細訴狀にもられた多くの項目の中で、記録だけで立證された事件の一つである。という事は、法廷に出頭して被告と對決し、辯護人の反對訊問を受ける證人がなかつたという事である。最初、裁判官は、そのようなやり方を許さなかつた。要するに、それは不備だ。一部の項目が口供書だけで立證されるとするならば、他のすべても、そうしてもいいということになる。そうなれば、法廷を開く必要がない。將軍達は事務所で記録を読めばそれで事はすむ。被告及び被告の辯護人は、事件について何をすることもできない。そこで、一九四五年十一月一日、檢事側が口供書だけで一つの事件を立證しようとした時、レノルズ少將はその書類の受理を拒んで言つた。「裁判官はそれらの項目について證人が必要だと考える。口供書を審理することに異議があるわけではないが、口供書だけに基いて、特定の項目に對する意

見をまとめたくない。」

しかし、約束された延期の場合と同じく、裁判官は變心した。一、二日後、レノルズ少將は次の用意された告示を讀んだ。「裁判官は告示する。一九四五年十一月一日、明細訴狀二十二項の提出に關して、裁判官は全然口頭證言によつて裏書きされていないという理由に基いて、檢事側が提出した口供書の受理を拒んだ。」

「さらに、熟慮した結果、裁判官はあの規定を取消し、裁判官において口供書に確證的價值があると見なす時は、事件を立證する口頭證言の提出に關係なく、隨時それらの口供書を受理し、審理する權能を持つものであることを確認する。故に、裁判官は、檢事側に、あの時間題になつた口供書及び檢事側が提出の用意があると陳べている同様な性質の記録の提出を求める。」

最高裁判所のラトレッジ判事は、後日、このことについて次のように言っている。「また／＼辯護團に有利な初めの規定を取消した。檢事側に禁止されている種類の證據を許し、辯護團を不利な立場に陥れたことは、この事實によつて完全に證明されている。」

もちろん、辯護團は、不穩當だと思ふ證據に對して異議をとなえつづけた。レノルズ少將は私達の抗議に對して大概こう答えた。「異議は認めない。」特別に、骨の折れる一日が終つた時、武藤中將は濱本にきいた。「リール大尉がいつも言っているジャクソン氏とは誰ですか？」

リールはいつも立ち上つて『ジャクソン』と言うけれど。」

「ジャクソン」はしば／＼口に出される「オブジェクション」(異議)という言葉の武藤の聞きちがいだということがわかつた時、彼は「ジャクソン氏の名前はノット・サステインド」(認めない)だと教えられた。

二〇 結びつけようとする試み

検事側が、山下大將と殘虐行爲のあるものとの、直接的關係を立證しようとする努力を拂わなかつたという印象をのこすことは正しくない。被告が犯罪を知つていたこと、または被告が殘虐遂行の一般命令を下したことを證據づける目的で、いく人かの證人が呼び出された。しかし、何れの場合にも、この試みは全く失敗に終つたので、裁判官は、當然くる有罪の宣告を、被告が實際に犯罪を知つておつたという事實、または被告がそれを命令したという事實で裏づけることができなかった。

そのような證人の一人に、日本十四軍の法務官西春（音譯）大佐がいた。ぶる／＼身ぶるいする、ひからびた小柄な男で、氣の毒にも、戰鬪の疲勞或は砲彈の衝擊で、頭がどうかしてゐた。辯護團の私達はしば／＼西春と會つた。そして、私達に多少役に立つかも知れないと思つ

たけれど、彼は事件の經過のみでなく、當然通曉してゐなければならぬ日本の軍法制度についてさえ、記憶がおぼろけだつたので、私達は彼を私達の證人として呼び出さないことにきめた。いくども會つたが、重要な質問に對して、二度つづけて、彼が同じ答えをしたことがなかつたと言つても言い過ぎではない。

しかし、検事側は山下大將が明らかにマニラにおけるゲリラ容疑者の裁判を知つており、その手續きの「簡易化」に賛成したことを證明する目的で、西春を證人として呼び出した。大將がフォート・マッキンレーからバギオへ司令部を移す一、二日前、彼西春は上官にマニラの憲兵は裁判を待つ二千のゲリラ容疑者をかかえており、以前の習慣通り二人または三人の判事で裁判する「時間がない」。それ故、各裁判にふり當てる判事は一人にしたいと報告したと證言した。彼がこの簡易化した方法を山下大將に提案すると、大將はうなずいただけで、何も言わなかつたと彼は言つた。

結びつけようとする試み

たとえ、この話が本當だとしても、これは山下が法律違反に賛成したことを示すものではない。前に説明したように、ゲリラ活動の容疑者は裁判を受ける権利があるとはいへ、裁判の一定の手續きは規定されていない。ゲリラに對しては、捕獲國が自國の部隊に與えたと同じ保護を受ける権利のある正規の捕虜に對する裁判ほど、正式なものを必要としないと國際法は言つ

ているだけである。事實上、これらのゲリラは起訴された日本兵と同じ手続きの裁判を與えられ、違ふ點は、二人又は三人の判事でなしに、一人の判事によつて審理され、法廷の記録が二人又は三人の判事でなしに、一人の判事によつて確認されることだけだつた。

しかし、私は西春が本當のことを言つたとは思ひけない。山下大將がそのような會見があつたことをきつぱり否定するだけでなく、彼の話はいく違ひが多くて、とても納得できない。正規の軍司令部では、どこでも司令官に會うためには、通常參謀長を経由しなければならない。この場合、山下大將も武藤中將もこのようなことについて一度も相談を受けたことはないと言ひ、この會見の折、武藤は席にいなかったとさえ申立てられている。山下大將が「うなずいた」ということも本當とは思ひれない——彼は決して「うんうん」とうなずくだけのタイプの人ではなく、司令官の任務に關係する問題については、通常辯舌さわやかである。この上、裁判のあらゆる手続きをふむ「時間が無い」という申立ては、あの場合意味をなさない。マニラは包圍されていたわけではない。それどころか、アメリカ軍は、まだルソン島にも上陸してゐなかつた。なるほど山下大將は市からの撤退を命令した。しかし、それは即時撤退ということではなく、マニラの警衛は新たに編成された「振武軍」に移管されたか、移管されようとしてゐる時だつた。山下大將が西春が提出したと申立ててゐる問題から足を洗いたいという意志表

示をしたかつたとするならば、大將は、西春に向つて、日本軍法によつて新編成の「振武軍」は活動を開始し次第、すべての懲罰的任務を引きつぎ、裁判と未決事件の處理の責任は山下の手から離れるということを、法務官は知つてゐる筈だと、彼に告げたに違ひない。「振武軍」司令官横山將軍が、今や、死刑の裁可をふくむあらゆる裁判の最終決定權を持つたのである。しかし、最も大切なことは、西春は自ら信憑性のない證人だということを證明したことである。彼の記憶はおぼつかなくて、言う事に、くい違ひがあり、その上、日本軍法制度について信じられないほど無智だつた。日本軍法手続きのわかり切つたことについて、言い間違ひがあつたことが明らかになつたので、裁判官さえ腹を立てた。レノルズ少將は他の裁判官と相談した後、私の反對訊問をさえぎつて證人にきいた。

「君は日本の正規陸軍の將校か？」

「そうです。」 西春は答えた。

「日本正規陸軍に何年勤務したか？」これが第二の質問だつた。

「約二十年です。」

「この二十年の間、法務府にいたのか？」

「そうです。」

「君は日本陸軍の裁判手續きに通曉しているか？」
「大體知つてゐるつもりです。」

レノルズ少將は、今度は、私の顔を見て意味ありげに言つた。「この點をさらに掘りさけてみても、何のたしにもならないと思う……長々しい反對訊問がこの法廷の審理に役立つことを大いに疑問とする。」

そして、この一言で、西春はかたがついたと私は信ずる。

二 フィリピンの歴史と政治

検事側がニュー・ビリビッド刑務所からつれて來た日本に協力したために反逆罪に問われている二人のフィリピン人の證言がもとで、裁判を通じて、疑いもなく最もめざましい事件がひき起された。彼等の證言を理解するためには、フィリピン共和國の多彩な歴史と不愉快な政治を簡単に回顧する必要がある。

一五二二年、フェルディナンド・マゼランは東アジアの群島にスペインの旗を立てて、祖國スペイン國王フィリップに敬意を表して「フィリピン」と名づけた。三百五十年間、群島はスペインの所有物だつた。この取りきめで繁榮した者は土着のフィリピン人ではなくて、イベリヤ半島の支配者だつたが、フィリピン人は強靱な性格と反抗精神をつちかい、ついに、成長して政治的獨立を求めようになつた。十九世紀の後半、世界中を吹きまくつた革命の風に煽

られて、一八九六年、フィリピンにおいて、くすぶっていた反抗が爆發して武装蜂起となつた。エミリオ・アギナルド、アボリナリオ・マビニ及びアルテミオ・リカルテ「將軍」をふくむ強烈な民族主義的な自由主義者の指導のもとに、フィリピン人はスペイン王に對して武器を取り、十六カ月間、スペイン兵及び土着の愛國者の血が群島におびただしく流された。一八九八年五月一日、ジョージ・デュウイー提督がアメリカ艦隊を率いてマニラ灣に侵入し、有効適切な一齎射撃で問題を解決しなかつたならば、この闘争はさらに永びいたものと思われる。スペインは降伏したが、つづいて何が起つたであろうか？ アギナルドやリカルテのような指導者達はフィリピンの獨立のために戦つた。彼等が手をこまねいてスペインの支配がアメリカ支配にかわるのを見送るはずがなかつた。

合衆國では、「フィリピンをどうすべきか？」ということが國民的論議となつた。人々に自由を與えようとするアメリカの傳統的精神に對して、新しい國力の意識、帝國奪取、「白人の責任」を分擔しようとする慾望、豐饒な熱帶群島に發見される資源は何に限らず利用しようとする慾望が起つた。民主黨員ウィリアム・ジェニングス・ブリアンは「反帝國主義」綱領をかけた大統領選舉戦に臨んだ。共和黨員ジョージ・F・ホアーは「人々の自由への希求」を妨げるならば、國家的名譽は拭い去ることができないほど汚されるに違いないと合衆國上院で警

告した。しかし、帝國主義者が勝つた。マッキンレーは再選されて、フィリピン群島は星條旗のもとにとどまることとなつた。

アギナルド、リカルテとその部下は彈藥盒をつめなおした。そして、また／＼獨立のための戦いが始まつた。これが「フィリピンの反亂」である——この血なまぐさい頁は、アメリカの歴史書では、體裁よく取りつくりわれていて、何でもない章になつてゐる。一九〇二年までに、優勢なアメリカ軍は反亂の鎮定に成功した。合衆國に忠誠を誓い、群島に對する合衆國の主權を認める革命のすべての指導者に特赦が申渡された。リカルテ將軍だけは、申出を拒否した。リカルテは一九〇三年香港に亡命したが、間もなく、アメリカに對する第二次反亂を促進し、指導するために、密航者としてフィリピンへ歸つた。反亂軍を動員することができないうちに、リカルテは逮捕され、裁判され、武装革命の陰謀者として有罪の判決を下され、六年間投獄された。刑期が終つた時、リカルテは再び合衆國に對する忠誠誓言を求められた。しかし、熱烈なる愛國者は、再び、拒否した。そして、彼は再び香港に亡命した。これは一九一〇年のことである。

第一次世界大戦が起ると、イギリスはすべての外國人に香港退去を命じた。そこで、リカルテと彼の妻は日本へ移つた。彼等は日本に二十八年ふみとどまり、リカルテは大學で教え、フ

イリビンの獨立のために論文を書いた。彼の文章は、當然、猛烈に反アメリカ的だつた。一九二九年、フィリピン人を兩親に持つ孫が生れた。今や七十歳をこえたリカルテは、寂びしかつたので、二歳の子供を東京へ呼びよせて東京で教育した。老人達は日本語を話せなかつたが、少年は間もなく日本語を話せるようになった。その上、少年は流暢にタガログ語を話すことができたので、やがて老人の通譯となつた。

一九四二年、日本人はフィリピンを征服するや、リカルテ將軍と彼の妻と孫をマニラへつれて來た。白人の支配に對する自由の爲の戦いを一度もあきらめたことのない愛國者として、リカルテを、もう一度、フィリピン人の上に据えようとするのが、日本軍國主義者の計畫だつた。そして、彼等は住民が高齡の將軍を傀儡「獨立國」の大統領として受け入れることを期待した。しかし、リカルテは今や八十代で、彼の辯舌には、もはや燃えるような情熱はなく、現代のフィリピン人は、彼を知りもしなかつたし、尊敬もしなかつた。日本人は新政府に据える人々を他の方面に求めた。リカルテは住民に日本人と協力することを求める無害な演説をしながら、ルソン島の各地を旅行して日を送つていた。

フィリピンへ來てから數カ月後、リカルテは一八九六年のスペインに對する反亂に、彼のもので戦つたと稱する男を祕書として雇つた。これこそ、一九四五年十一月三日、ニュー・ビリ

ビッド刑務所から呼び出されて、山下大將に對する「驚愕すべき」證人となつた政治的日和見主義者、多藝な男、五十九歳のナルキソ・ラパスである。

反逆罪といふ重罪に問われている男から當然期待されるように、ラパスの證言は、日本人に對する協力者としての彼自身の活動を説明すると共に、山下大將の檢察當局から氣に入られるようにと計算されたものだつた。彼は、ひそかにゲリラを助けていたことを示すために、途方もない話を作り上げた。彼は、一九四二年七月、スパイの嫌疑で、日本憲兵に捕えられて、死刑を言渡されたが、リカルテ將軍に「最後まで協力する」と誓つて、からくも釋放されたと證言した。ラパスの逮捕は、全く違ふ理由によるものであることが後に明らかとなつた。

證人はすでに數カ月前から高齡の愛國者の祕書として使われていたのに、（彼は二十年以上老將軍と交友關係をつゞけていた）なぜ、改めてリカルテ將軍に對する協力を求められたのかということの説明できなかつた。しかし、リカルテとラパスの間に何等かの關係があつたことは確かである。そして、それに基いて、リカルテは彼を信用し、リカルテと山下大將の間に交わされた四つの會話の要點を彼にもらしたとラパスは主張した。リカルテはその時すでに死んでいた。しかし、私達がくり返し異議をとねえたにも拘らず、ラパスはリカルテから聞いたと稱する山下とリカルテの會話の内容について證言することを許された。

この證言は法廷をあつと言わせた。山下大將は、ある時、リカルテを司令部に呼びつけて、全フィリピン人を抹殺せよという命令を出したところだと言ったことがあると、故人は自分に言つたと、ラパスは證言した！ アメリカ軍の前進をくい止めるのにせい一ぱいの筈の二十五萬の日本軍が、千七百萬のフィリピン人を皆殺しにする。「マニラには一人のフィリピン人も生き残らないであろう」。ラパスは引用した。そして、リカルテはその命令の取消しをたのんだが、山下は頑として應じなかつた、とりカルテが言つていたと附言した。この會話は一九四四年十一月に起つたとラパスは言つた。

反對訊問で、さらに、強調されたこの驚くべき話には、勿論、多くの遁路が用意されていた。彼は裁判官に、彼の陳述を信用することを求めたばかりでなく、彼が主張していることは死人の言葉であることを知つていたので、ラパスは言つた。「私はリカルテを信じています。私は彼と多年つき合つていますが、彼は一度も虚言を言つたことがありません。」しかし、リカルテと協力する事を誓えと言われたという作り話を、もつともらしくさせる必要に迫られた時、ラパスは矛盾したことを言つた。「リカルテ將軍は」彼は説明した。「考へ方に、何となく、日本的なものがありません。日本人は——御承知のように——油斷ができません。彼等はけつして本當のことを言いません。彼等は友達のような顔をしていても、陰で別のことを考へてい

ます。リカルテ將軍もそうでした。」

しかし、ラパスはリカルテがフィリピンの第一級の愛國者であることを認めた。そこで、彼は、老將軍が日本人が愛する同胞を皆殺しにする計畫を持つていることを知つたとして、依然として、日本人と協力しつづけた事實について満足な説明を提供することはできなかった。リカルテは演説をつづけただけでなく、土着民労働者と戦闘員を動員して、明らかに日本軍を助けて、切迫しているアメリカ軍のルソン島再侵入を阻止する目的のもとに、ラオス、ピオ・デ・ユランと協力して、いわゆるフィリピン「平和軍」を組織した。この仕事は一九四四年十二月に始められた。實に、ラパスがあのように劇的に描き出した「暴露」からたつた數週間後のことである。

また、ラパスは彼とリカルテがこの驚くべき情報をなぜ人にもらさなかつたのか、また、山下大將が本當にマニラの市民を皆殺しにするつもりだつたとして、なぜリカルテが妻と孫を危険なマニラに残して、十二月下旬、日本軍司令官とバギオへ行つたかを納得がいくように説明することができなかった。

辯護團が彼の本當の身分を暴露するアメリカ軍の諜報記録を提出した時、ラパスの證言は粉碎された。ラパスは、口先きだけで、親日家を稱とえている人々に關する情報を提供して、積極

的に、日本の憲兵隊を助けていたように思われる。彼は、いわば、超日本人的密告者として、現在、日本人に氣に入られようと努めている人々の過去をさぐつて、親米的だつた證據を洗い出す仕事に従事していた。彼はゲリラ容疑者を密告すると同時に、同じその人物に、リカルテ將軍の署名した「證明書」を賣りつけるという二重の商賣で明らかに多額の金を儲けた。(リカルテ將軍が署名した證明書は、憲兵の拘禁から釋放される効力を持つていた)

その記録は、一九四二年のラパス逮捕の本當の事實を明らかにしている。ラパスはある婦人と同棲していたが、その婦人は知合いの中國人と同居することを望んで彼を棄てたらしい。これに腹を立てたラパスは、復讐するつもりで、彼の寶石を盗んだといつて、その中國人と婦人を告發した。その結果、二人の愛人は憲兵隊に逮捕されて拘禁された。一週間後、二人は釋放された。そして、今度はラパスが不正の告發をした件で逮捕された。

ラパスはこの驚くべき話を證言臺に立つまで、誰にも話したことがなく、ひたすら「正義と祖國のために」今それを物語ると誓つた。彼は自分及び現在投獄されている他の家族の利益を計ろうなどという考えは毛頭ないと主張し、アメリカ軍のC I C (對諜報部隊) にかつて手紙さえ書いたことがないと言つた。しかし、辯護團はラパスによつて署名され、一九四五年六月と七月の日附のC I C にあてられ、C I C によつて受取られた四通の手紙を手に入れた。それ

には、「私達は、二月以降、貴軍に拘禁されて、ここに收容されていますが、私と私の息子と私の家僕のために有利な配慮をして下さる」という約束と交換に、「ある重大な事實について……お知らせします」と申出ている。さらに、ラパスははつきり要求している。彼が知らせる「事實」の代償として、「私と息子と家僕は許されて、即時釋放され、いかなる責任も問われず……將來、軍法によつて逮捕、起訴、處罰されることなく、息子の全財産は……彼に返還され……私は住居……事務所を與えられ……現在の高物價の中で生活し家族を養うに十分な金額と自由な交通の便宜と食物を手に入れるために、闇市場にたよらなくてすむ手段を與えられ……渡航許可に必要な書類、パスポート……仕事が終り次第、ニューヨークか、或はラテン・アメリカの國、できたらアルジェンチンかキューバへ送られ……」

勿論、C I C はラパスとこのような取引は結ばなかつた。そして、私は檢事側が二度と彼にいかなる證言をも求めることはあるまいと確信する。彼の捏造は解放された同胞の怒りをのがれようとする運の盡きた男の絶望的なあがきだと思ふ。

ラパスにつづいて、同じく反逆罪の容疑でフィリピン當局によつてニュー・ビリビッド刑務所に拘留されている、もう一人の男が證言臺に立つた。彼の名前はジョアキン・ガラングだつた。學者らしい外觀を氣取るラパスと違つて、これは身なりに無頓着な、眼の鋭い、年齢のは

つきりしない男だつた。彼の證言はラパスよりも途方もないほどで、ラパスと同じく、山下大將は、歴史あつて以來、最も兇惡な虐殺者であるという事實を立證しようとした。十二月中旬のある日の午後、彼がリカルテ將軍の家を訪問していると、山下大將が突然一人でやつて來たと彼は證言した。山下は一人で、副官も將校も通譯もつれずにドアをノックして入つて來たと、ガラングは斷言した。その席にいた者は、ガラングと山下を除いて、リカルテ將軍と彼の妻と彼の十二歳の孫息子だけだつた。リカルテとその妻はすでに死んでいる。そして、ガラングは彼の孫息子も死んでいるものと思ひこんでいた。ガラングの言うところによれば、山下大將は椅子に坐つて、ガラングの前でリカルテと話した。山下はタガログ語を知らないし、リカルテは日本語を話せなかつたので、彼の小さい孫が通譯した。孫息子の翻譯によると、山下は次のように言つたと、ガラングは證言した。「フィリピン人は全部ゲリラである。リカルテの信者だということになつている人々でさえゲリラである。」ガラングはさらに言つた。「リカルテ將軍は孫息子に通譯させて言いました。『フィリピン人を皆ごろしにし、すべての都市を破壊するといふあなたの命令をどうか取消してもらいたい。このことを改めてお願いします』すると、山下は答えました。『命令は命令だ。わしの命令だ。それ故、命令を破ることも許されなければ、命令にそむくことも許さない。』……」

またしても、明らかに矛盾がある。リカルテがその後、益々、日本軍を援助するようになって、ことが説明できないのみでなく、日本軍司令官が通譯もつれずに、千七百萬のフィリピン人を殺すつもりだということを言うために、わざ／＼フィリピン人の家を訪れるなどということは滑稽の上もない。反對訊問の時、ガラングは八カ月刑務所にいる間、このことを誰にも話さなかつたという事實をサンドバークはきき出した。不明な理由から、彼はこのことをあらゆる犠牲を拂つても、内密にしておかなければならない祕密とみなした。彼はラパスと親しかつた——事實、二人は義兄弟だつた——しかし、兩人は山下大將について多少知つてゐることを話合つたとはいへ、二人とも、この祕密を相手にもらさなかつた。二人は決して共謀しなかつた。「君達は、何かについて、知つてゐるということを相手に言つただけで、その内容を互いに話合つたわけではなかつたのか？」サンドバークはきいた。

驚くべきことに、その答は「イエス」だつた。

證人は完全に自分の虚言にしばらくられて、ます／＼身動きができなくなつた。「君は檢事に對してさえ、この話をしなかつたのか？」サンドバークは訊問した。

ガラングは餌にとびついた。「私はあの人達にこのことを話しませんでした。あの人達は興味を持つていませんでした。」彼は言つた。

検事側を代表してガラングを訊問したベース大尉は、この明らかな欺瞞から證人を救い出そうとした。サンドバークが反對訊問を終つた時、ベースは證人を引きとつた。「この證言について、昨夜、君と話さなかつたかしら？」彼は言つた。

「話しませんでした。」ガラングは言つた。レノルズ少將さえ微笑した。

また／＼CICの記録が役に立つた。ガラングは、ラパスと同じく、日本軍のスパイだつたらしく、また、日本軍に捕えられているグリラ容疑者に、リカルテ將軍の署名した「證明書」を賣りつけて、多額の金を作つた。彼は密告しておいて、その同じ人物に「證明書」を賣りつけたこともあるらしい。

ガラングとラパスが證言臺を去つた時、山下の辯護團は、まだCICの記録を知らなかつたし、それに、どういふことが書いてあるかということも知らなかつた。反對訊問の結果、協力者の信憑性が弱められたように感じたとはいへ、裁判官の氣分や裁判の雰囲気から察すると、私達は、かなり、危険な立場におかれているように思つた。勿論、山下大將はそういうことはないと明確に否定し、後日、證言臺でそれを否定するつもりだと言つた。彼は純粹に社交的な性質の席で、リカルテに二、三回會つただけで、そういう馬鹿けたことは言つたことはないと言つた。しかし、リカルテは死んでいる。そして、被告である日本の將軍の、證據のない、

自分を守るための陳述が、フィリピン人の證言——たとえ、たちのよくないフィリピン人の證言であらうとも——とくい違ふ時、被告の言葉が、この法廷を少しでも動かすだろうと期待することはできない。

もう少し何かが必要だつた。私達はそれを手に入れに出かけた。それは、長い迂遠な道だつた。しかし、その道のはてに、驚くべき結論があつた。

ガラングが證言した日の夜、辯護團は武藤が協力者の活動を援助していたと言う一日本人收容者と面會した。私達は多くの質問を出した。この話を解決するには、どんなフィリピン人に會つたらいだろうか？ リカルテと協力して「平和軍」を組織したフィリピン人で、誰か生きている者はないだろうか？ 收容者はしきりに頭をひつかいた——ラモスは死んだと、ビオ・デュランがいた筈だ。彼は生きていた。彼も反逆罪に問われて、ニュー・ビリビッド刑務所にいた。

次の夜、クラーク大佐とサンドバーグと私はニュー・ビリビッドへ車を走らせた。拘禁者達はすでに眠っていたが、私達はビオ・デュランを起して狭い室へつれて來てもらつた。そこで私達は彼に身分を明らかにした上で、用向きを告げた。デュランは協力者だつたが、ラパスや

ガラングとは全然違うタイプにぞくしていた。彼は後悔しているとも言わなかつたし、ひそかに、親米的だつたなどという虚言を言わなかつた。「ただ自分は間違つた馬に賭けました」と彼は言つた。

リカルテ將軍との二、三度の面會について、山下と武藤が私達に話したことは間違ひはないとデュランは保證した。彼は一九四四年十二月リカルテと協力して「平和軍」を組織し、リカルテを親しく知つていた。老人は、かつて、一度も山下大將がフィリピン人に危害を加える意圖があるなどと思つてゐる様子を見せたことはなかつた。反對に、リカルテが、もしそういうことを考えたら、平和軍を組織したり、日本軍のために働きつづけたりする筈がないとデュランは斷言した。しかし、デュランから得た眞に貴重な情報は、彼の短い言葉だつた。「リカルテの孫息子はまだ生きてゐると思ひます。」

リカルテの孫息子が生きてゐる！ 彼はどこにゐるのだろうか？ 私達が彼の居所をつきとめて、彼を證言臺につれて來ることができらば、そして、彼がガラングの申立てた會話ではたためで、自分は山下大將のために、そのような言葉を通譯したことはないと言言したならば——これは爆彈だ。

「彼の居所を私は知りません。」デュランは言つた。

「マニラの近在にいるかも知れません。フィリピン群島に關係のある——ルソン、……ミンダナオ……なんか、そういった名前だったように思います。彼の祖父がその名前をつけたのです。」デュランはちよつと考えこんで、さらに言つた。「リカルテの繼娘の居所はつきとめることができると思います。多分、彼女なら孫息子の居所を知つていようでしょう。彼女はマニラの近在にいる筈です。あなたの方の力で、私をここから二、三時間出してくれさえすれば、彼女の住所をつきとめてさしあけることができると思います。」

私達はその手続きをふんだ。翌日、正午の休憩時間に、サンドバグと私は、約束通り私達の事務所でデュランに會つた。彼は市の郊外にある一軒の家の所番地を私達に教えた。

運よく翌日は日曜日だった。早朝、私達はジープでとび出した。そして、かなり骨を折つた後、ようやくのことで、繼娘の家をつきとめた。彼女は不在だったが、彼女の息子である感じのいいフィリピン青年は私達がさがしている少年を知つていた。彼は私達に同行してくれる事になつた。最初、立ち寄つた棕櫚ぶきの小屋は、街道からかなり離れた處にあつて、稲田の間うねりくねつた狭い道を徒歩で歩かなければならなかつたので、この青年に案内してもらえて助かつた。少年は家にいなかった。彼は市の他の方面に住んでいる叔父の家へ行つていた。今度は爆破された學校の残骸のかけにある小さな丸太小屋だった。私達はたつた一つのドア

をぐるぐるとして中へ入つた。

中に七、八歳と思われる明るい目をした小さなフィリピン少年がいた。「これがその人です。」案内者は言つた。私はあつけにとられた。この幼児が將軍の通譯だつて？ その瞬間、フィリピンの子供は、アメリカの標準で判斷すると、一般に若く見える、ということをおは忘れていた。少年が、日本語とタガログ語で話し、彼のきびくした言葉が翻譯された時、そして、彼がいかにも落着いていて、しつかりしていることがわかつた時、私達は、これはただの少年ではないと思つた。彼の名前さえ驚くべき物語を證據づけていた。彼の名はビスルミノ・ロメロだつた。この名前はフィリピン群島の三つの主要な島の、初めのシラブルを縮めたものだつた——「ビス」はセブ、レイテ、サマル、パラワン、ネグロス、その他多くの中央部の島から成立つてゐるビサヤン諸島、「ル」は最大の島であるルソン、そして「ミノ」は二番目に大きい最南端にあるミンダナオ島を意味していた。「フィリピン」という名は憎むべきスペインの支配を思わせるものがあるので、少年の祖父は、いつも群島を「ビスルミノ群島」と呼ばせたがつていた。

ビスルミノは深く祖父を愛していた。彼は祖父が死んだという新聞の報道を信じようとしなかつた。「きつと會える日がきます。」彼は言つた。彼は母がガラングとラパスを「自分の利

益のためにリカルテ將軍の名前を使い、リカルテ將軍の名前で、金儲けをしている男」と言っていたのを憶えていた。ガラングは虚言をついたと彼は言つた。ビスルミノは一度も山下大將のために通譯した事がなく、フォート・マッキンレーを訪問した時、あれが大將だと言つて、かなり遠くから教えられたことがあるだけで、一度も、山下大將に會つたことがなかつた。彼は證言するに違いない。彼は本當のことを言うに違いない。フィリピン人の友人達が山下を理解しないからといつて、彼は日本の將軍を助けたいとは思わなかつた。しかし、ラパスやガラングのような男が彼の祖父について虚言を言い、日本人が同胞に害を加えようとしていることを知りながら、祖父が日本人と協力したような印象を與えることは正しくない。その後、ビスルミノは證言臺に立つて、この問題を簡潔にのべた。「君の祖父は山下大將がフィリピン人虐殺の命令を出したというようなことを君にもらしたことがあるか？」という質問に對して少年は答えた。「そういうことは聞いたことはありません。そして、誰かがそういうことを言つたとするならば、スペイン支配以來、フィリピンの自由のために働いて來た祖父として、このフィリピンの土地で、同じ皮膚の色のフィリピン人が皆殺しにされると聞かされたとして、祖父がそれに賛成するはずがありません。それに、祖父がフィリピン人が殺されるということを知つていながら、私をマニラに残して行つたということは、筋が通りません。」

ビスルミノはすばらしい證人だつた。ガラングの捏造に對する明白な、完全な反駁が裁判官の前で劇的に爆發したのみでなく、彼の飾りけのない、子供らしいきび／＼した態度が、二人の協力者の外觀や態度ときわ立つた對照をなしていたので、法廷にいたすべての者が、彼の正直さを疑うことができなかつた。少年を反對訊問しようとして立ち上つた検事側のベース大尉は、この苦境を切りぬけるために眞剣だつた。彼の質問はフィリピン人でありながら、日本では育てられたために、ビスルミノは親日反米的であるということを證明するためのものだつた。少年はベースのすべての質問に對して、直接訊問の時と同じように、何等警戒することなく、卒直に答えた。「君の祖父は合衆國との戦いに生涯をささげたのか？」ベースはきいた。

「祖父が合衆國の悪口を言つたということを聞いています。」ビスルミノは言つた。

「そこで、君は彼の教えを信じ、彼の教えに賛成しているのか？」

「いく分、そういう感じを持つたことがあります。」少年は承認した。「しかし、遊び友達が、アメリカ軍が來れば、パンや菓子で豊かになつて、物が安くなると教えてくれました。」

ガラングとラパスは、山下裁判が行なわれている總督官邸のとなりに建築された拘禁所に拘禁されていた。ガラングは、それより先き、検事側にリカルテの孫息子は、祖父母と同じく死んだと言つた。ガラングは、被告は別として、彼の筋書きに反對することのできる生きている

證人はないものと思い、安全地帯にいるものと思つていたのだ。今や、二人の協力者はビスルミノが證言している法廷へつれられてきた。彼等は、裁判官や傍聴者からは見られない翼に立つた。検事團の一人の法律家が少年を指さした。「どうだ？」彼はきいた。

ガラングとラパスは證人を見て、それから、互いに顔を見合わせた。しばらく物も言えなかつた。承認しないわけにはいかなかつた。「そうです。」ガラングはささやいた。「あれは孫息子です。」

二三 エホバの目撃者

エホバの目撃者

サンドバークと私がビスルミノをつきとめた日、彼はフィリピン人の船員である叔父と南方のセブ島へ出かける豫定になつていると私達に言つた。この理由を言つて、私達は裁判官からこの若者を特に「規定をひるがえして」證言臺へ立たせる許可をえた——ということ、私達が主要な辯護事實を提出することになつてゐる時期（それは、まだ二週間先きだつた）を待たないで、検事側の提出を中断することを許されたということである。このことは、他の點について、私達の希望を満足させた。土地の新聞は、勿論、ラパスとガラングの證言をでかく書きたてた。そこで、この二人の「成功」を読んだ他の協力者達が、當局の御機嫌をとり、彼等自身の判決を軽くしようとして、これと同じような話、或はもつと突飛な話を考え出すのではないかと私達は心配した。私達は、その事實にかかわりなく、ラパスとガラングはその盡

力に對して、何等かの報酬にありつくに違いないと、彼等が思っていることを知っていた。そこで、その根元を斷ち切るために、何等かの手段を講じないと、フィリピン人のかすであるこれらの刑務所の住人達が、ぞく／＼と名乗りをあげて證言臺で作り話の競演をするようになる恐れがある。ビスルミノの證言が發表されれば、いい毒消しになる。他の協力者達は虚言がそのまま通らないことを知り、私達が眞劍であることを知るに違いない。それに、檢事側も、偽證を恐れて、彼等を刑務所から呼び出すようなことはしなくなると思われる。明らかに、私達の判斷は正しかつた。協力者はその後一人も法廷へ呼ばれなかつた。

それにも拘らず、サンドバーグと私は、時間がある時は、獨自の調査をつづけた。ある日(ビスルミノが證言する前)私達は「エホバの目撃者」のマニラ本部へ案内された。この宗派の土地の指導者は、協力者として投獄されていたが、保釋中で、私達は會堂の二階にある彼の事務室で、彼と會つた。私達はこの自稱「神の召使」に私達の身分を告げたが、彼は明らかに私達の言うことを本當にしないで、私達を彼自身の活動を調査する任務をおびた陸軍の將校だと思つた。彼の忠誠を示すために、彼は、丁度、山下大將の檢察當局へ郵送しようとしていたところだといつて、強いて私達に文書を受取らせた。彼は新聞でラパスの證言を讀んでいた。ラパスは虚言をついたと彼は言つた。リカルテ將軍は山下がフィリピン人の皆殺しを提案したとは

言わなかつた——彼はフィリピン人の三分の二だけを殺す計畫だつた。この密告者の書いた文書によると、この情報はあるゲリラの少佐——好都合にも、これまた、今は死んでいる——がリカルテから得たものだつた。そして、一九四四年九月、この文書の筆者に傳えられた。私達はその時期を質問した。「そうです。それは確か九月です。それ以後ではありません。」そして、彼はひのうちどころのない色々の日附記憶術に通じていた。

勿論、山下大將は一九四四年九月には數千マイル離れた滿洲にいた。これまた、捏造にすぎなかつた。後日、私達はこの立派な僧侶は眞珠灣の久しい以前から、マニラで、日本人の手先きをつとめ、説教壇を使つて日本の宣傳を解説し、一九四一年十二月日本部隊をマニラへ案内し、占領期間、ゲリラ容疑者を憲兵隊に密告することを主な仕事としていたということを知つた。

この時も、辯護團はこの證據は法廷で使うことはできないが、裁判官室で、裁判官に提出する義務があると思つた。サンドバーグと私はカー少佐の面前で、レノルズ少將に、私達のインクタワーについて報告し、與えられた文書を見せた。カーは内容をしらべたいから貸してくれと言つた。私達はそのことについて、その後、何も聞かなかつた。その頃までに、裁判官も檢事側も、協力者にはうんざりしていたものと思う。

山下大將と日本軍の犯罪の直接的關係を示そうとする他の試みも記録に基くものだつた。裁判の當時、合衆國にいたアメリカ將校の宣誓口供書があつた。それには、こう書いてあつた。「ニュー・ビリビッドにいた頃（彼は捕虜として收容されていた）ある日、マニラの司令部の山下大將の本部の掃除にやられたので、」彼は「日本人が赤十字の小包を没収していること」を知つた。「山下の本部は、いくつかの部屋のあるマニラの大きな建物の中にあつた。部屋を掃除している間に、私は天井までアメリカ赤十字の小包が積みあけてある一室に氣がついた。多くの小包は封が切つてあつた。そして、中味のより望ましいものは掠奪され、残りが部屋一面にちらばつていた。」口供書の筆者はさらに説明し、「より望ましい品物」に關連して、「日本人は特にアメリカ製煙草を好む」という事實を述べていた。

日本の司令官は煙草をくすねたと言わんばかりのこの言いがかりは、それがくだらないことであるだけに、山下をなやました。「みんな、本當に、わしがそういうことをしたと思うでしょうか？」彼はきいた。勿論、あらゆる口供書の場合と同じく、私達は手も足もでなかつた。反對訊問をすることができない。證人は、どうして、それが山下大將の本部だということを知つたのか？ 證人はどんな根據があつて、これらの室を山下大將の室だと思つたのか？ それは傳聞か？ もし、そうだとするなら、誰がそういうことを言つたのか？ そして、それを告

げた者はどうやつて知つたのか？ 事實、山下大將は一度もマニラ市に司令部をおいたことはない。彼の事務所と住所は市からかなり離れたフォート・マッキンレーにあつた。この「證據」は間違つた證據である。しかし、私達はそれを粉碎することができない。そして、それが信じられるならば、少くとも、被告は赤十字の小包が掠奪され、アメリカ人捕虜にとどけられずにいたことを知つていたという判定に根據を提供することになる。

このほか、カバナチュアン收容所のアメリカ人捕虜だつたメモラーという男の口供書があつた。この文書には、捕虜達が狭い室へおしこめられていた状態と、彼等が勤勉に働かないと言つて監視兵から虐待されたことが陳べてあつた。そして、口供書の筆者はさらに書いた。「フィリピン日本軍司令官山下大將は、二度、收容所を訪問して、その有様を見たが、事態を改善するために何もしなかつた。」

私達は山下が一度もカバナチュアンへ行つたことがないことを知つていた。しかし、またまた一方的な口供書による證據の不公平が明らかとなつた。證人が法廷へ来てくれさえすれば、收容所で見た男は山下でなかつたことにすぐ氣がつくに違いない。しかし、證人は一萬マイルの彼方にいた。反對質問を差し出す特典が與えられたならば、私達は、彼が見た將校をなぜ山下大將と思つたのか——誰がそう言つたのか？ というようなことを口供書の筆者に質問し、

人相や體格について詳細な描寫を求めたことだろう。

しかし、最も困つたことには、私達は、檢察當局でさえ、この同一視に對して極めて懷疑的であることを知つた。サンドバーグと私が、マニラの戦犯局がワシントンの本部にあててメモラーに關するもつと詳しい情報を求める無線電信の寫しを見たことを、カー少佐は知らなかつた。「證人は山下を見たのか？ 證人は、どうして、それが山下であることを知つたのか？」それのみでなく、私達は太平洋地域法務部にあてたこの無電の返信を見た。それは、こうだつた。

「メモラーにもつと詳しい陳述を求める措置をとつた。山下がカバナチュアンを訪問したという他の情報はこの事務所にはない。メモラーの陳述に誤りがあるのではないかと信じる。」

メモラーの口供書を提出した時、カー少佐はワシントンからの無電については何も知らないと言つた。私達は自身で、それを手に入れて、私達の申立ての一部として提出せざるを得なかつた。カーはそれを親しく見たことがないと言ひ張つたが、それは、數週間、彼の事務所にあつたらしかつた。主席檢事はこのことについて、その前、二人の協力者の假面をはがれた時ほどまごつかなかつた。

檢事側が提出したこのような種類の「證據」の最もひどいものは多分「東京からの命令」と呼ばれる映畫のフィルムだつた。この映畫は終戦の久しい以前に作られたもので、日本軍に對

するアメリカ人の、すでに、十分な憎惡を、さらに燃え立たせるために巧妙に仕組んだ映畫だつた。要するに、それは典型的な宣傳映畫だつた。場面はマニラの破壊とひきつづいて起る古い「城壁都市」地區に迫りこまれたフィリピン人の死と傷害を描き出してゐた。死と破壊のすべては、日本人のせいだと説明してゐた——それは少し誇張されてゐて、事實と一致してゐない。しかし、それにもまして困つたことは、トーカーの音盤が、この寫眞を「有罪の宣告を下す證據」だと言ひ、特に、山下大將の名前をあげてゐることだつた。痛烈な皮肉をこめて、サンドバーグは、この煽動的な、有害な映畫に對する辯護團の異議を申立てた。「それは、つねにアメリカ裁判の根柢をなしてゐた冷靜な事實の鑑別にいささかも貢獻しない。」

映畫のある個處で、スクリーンはアメリカの一步兵が、戦死した日本兵の屍に身をかがめてゐる場面をうつし出した。アメリカ兵は戦死者の軍服のポケットに手を入れ、靜かに一片の紙をひきだした。彼がその紙を読み始めると、映畫は聲を高めて言つた。「東京からの命令。我々はマニラ破壊の祕密命令を手に入れた。」この歩兵がどうして日本語を読めるのかという説明さえもない。

そのような命令を持つてゐるなら提出してもらいたいと、私達は空しく檢事側に要求した。彼等は持つてゐなかつた。それどころか、連合軍翻譯通譯部の翻譯課長であるオーストラリア

軍のノーマン・J・スパークス大尉は、彼の部隊の綴込みには、フィリピン群島西南太平洋地域で発見、もしくは捕獲したあらゆる日本軍の記録があると證言した。これらの記録は何萬というほどの數に上つてゐる。いやしくも、情報價值のあるあらゆる記録は彼の手を経てゐる。そして、日本軍各部隊の捕獲した命令は、常に情報價值があるものと見なされていたと彼は明言した。そして、彼は日本軍はもとく口頭で發せられた命令を含めて、すべての場合に、命令を騰寫版で刷つて配布する習慣があつたと陳べた。私達の質問に答えて、スパークスは彼が知る限り、マニラを破壊せよとか、民間人、もしくは捕虜を殺せというような山下大將の命令はなかつたときばかり言つた。それから、スパークスは質問された。「裁判官の前で映畫が上映された。その中に、合衆國陸軍はマニラを破壊せよという東京からの命令を手に入れたという言葉があつた。あなたは捕獲した記録の中に、そのようなものを見たことがありますか？」

「ありません。私はそういうものを見たことはありません。」スパークスは答えた。そして言ひ足した。「もし、そのような命令が手に入つたならば、その情報は、極めて高い情報價值を持つていますから、疑いもなく、翻譯されて公表されたことだらうと思います。」

山下大將が起訴されているこれらの犯罪の中に一つとして、大將の命令によつて行なわれたものはなかつた。遂行前にせよ、遂行後にせよ、彼がこれらの犯罪について知つていたという

證據はなかつた。そのような關係を立證しようとする検事側のあらゆる努力は失敗に終つた。しかし、それは失敗よりも悪かつた。なぜならば、祖國を愛するアメリカ人は、何人もこの點に關する検事側の記録を、拭うことのできない痛切な羞恥の感覺なしに、讀むことができないからである。

二四 長い答え

検事側の證據提出が明らかに終りに近づき、山下の辯護團が積極的辯護の準備に忙殺されていた頃、濱本が言つた。「検事側はこれを平凡な警察法廷裁判にしてしまつた。私達の仕事は、これを國際的ドラマの高さに引き上げることです。」

大體において、私達はそれをした。辯護側の最初の證人は武藤中將だつた。彼の陳述はラジオとテレタイプで全世界に傳えられた。そして、ニュー・ヨーク、ロンドン、パリ、シカゴの普通の人々は初めて日本側から見た戦争の経過を知つた。日本人がフィリピンで直面したどうにもならない困難、指揮權分裂の混亂、あわれな通信連絡、食料とガソリンの缺乏、アメリカ陸海軍の壓倒的な力——このすべてが軍事裁判官の參考のために、そして、聴き耳を立てている世界のために正確に詳細に描寫された。物語が展開するにつれて、明敏な觀察者は、それま

で決してはつきりと唱えられなかつた根本的な、見のがすことのできない事實、即ち補給、編成の重要な項目に關する限り、日本は第一流の軍隊を向うにまわして近代戦を戦う用意がなかつたことに氣がついた。眞珠灣の攻撃の前まで、アメリカは日本を過小評價していたが、その後、我々は日本を過大に評價した。

事實、武藤中將は私達の全事實を提出した。しかし、補強の必要があつた。そこで、日本人捕虜の他の證人と、「人物證人」として出廷するために東京からマニラへ飛來した七名の有力な日本の市民がつづいた。これらの人々は、日本の民衆が山下大將に拂つてゐる深い尊敬を説明し、日本の侵略的戦争に反對した「穩健派」として、また、強力な東條派の意見に反對する立場の代表者としての彼の名聲を證言した。アメリカ陸軍の多くの諜報作戦報告の提出によつて、武藤の證言はさらに強化された。

辯護團の最後の證人は山下大將だつた。公判の前、アメリカの法律では、大將は自分自身の利益のために證言しなければならない義務はないが、大將はすばらしい證人だということを知つていたので、私達は、彼に證言臺に立つてもらいたいと言ひ、しかし、その決定は大將におまかせすると言つた。山下は驚いた。その時まで、彼は検事側から呼び出される最初の證人だと思つていたのであつた。

「アメリカの人達はどう思うでしょうか？」彼はきいた。「アメリカでは、自分自身を辯護するために證言することは、正しいと考えられているのですか？ 日本では、そういうことは行なわれません。被告が辯解がましいことを言うことは、品位を傷つけるというように考えられています。日本人はそれを天に任せます——全智全能の天は眞實を知り、最後の判決を下す。」

我々アメリカ人は、そこまで、天を信頼しないと私は大將に言つた。それでも、彼は得心がかなかつた——彼は、日本人がどう思うかということは氣にかなかつた。彼はくり返した。「アメリカの人達はどう思うでしょうか？ お國のショート將軍とキンメル提督は眞珠灣の失態で起訴されています——あの人達は自分を辯護するために證言臺に立ちますか？」

「あの人達は立つだけでなしに、その機會を求めています」と私は答えた。山下はそれで満足した。彼は證言することになつた。

證言臺に立つことに關連して、山下は、彼の日本語を英語に通譯し、法律家の質問を英語から日本語に通譯するそのやり方だけを心配していた。公式法廷通譯は二つのグループに分けられていた。それはアメリカの二世の兵隊と、多くのアメリカの海軍海兵隊の將校達だつた。二世の日本語は、初步的な、或は「幼稚園」的表現ではかなり上手だつたが、英語が不十分で、

しばしば裁判官、檢事、辯護人の質問を勝手に彼等の言語能力にあてはめて變更した。また、將校達の英語は優秀だつたが、日本語はおそまつで、たえず辭引を使う必要があつた。それゆえ、法廷通譯は當然のろく、しばしば訂正の必要があつた。捕虜であるという理由で裁判官は濱本を正式な法廷通譯とすることを許さなかつた。しかし、彼は英語で語られるあらゆることを、おくれずに翻譯するために、裁判中、山下のかたわらに坐することを許された。これは、裁判を何週間も短縮させるに役立つすばらしい離れ技だつた。なぜなら、濱本がいなかつたとすれば、法廷通譯は、裁判のすべてを被告に翻譯しなければならなかつたからである。

山下が證言臺に立つ前に、私達は彼に日本語の表現をできるだけやさしくするようにと注意した。彼の名前が呼ばれた時、大將は立ち上つて、證言臺の方へ大股に歩いた。通譯のテープルのそばを通りかかる時、彼は立ち止つて、彼の歴史的な證言を翻譯しようとしている二世の曹長に言つた。曹長は驚いた。

「山下は間違えてもらいたくない。長い文章の場合は、それを二度くり返す。よく聴いてもらいたい——耳と腦を集中して。」

山下大將が直接證言を終えた時、カー少佐は十一時間にわたつて彼を反對訊問した。その間中、熟練した法廷法律家のあらゆる手練と技術を驅使したが、主席檢事は、大將の話のいかな

る部分をも、くつがえすことができず、その中に矛盾、破綻、虚偽を発見することができなかつた。その間中、山下は完全に法廷を壓していた。

證人席の背後にある大きな揭示板に検事側はフィリピン群島の略圖をはりつけてあつた。彼等の申立てが進み、そして、多くの殘虐行爲が物語られるにつれて、検事側の法律家は犯罪の場所を示すために、地圖の上に赤い小型の圓盤をピンでとめた。揭示板は、今や、殆ど百に近い標識でおおわれていた。無益な反對訊問が終ろうとする時、カー少佐は突然證人にうしろを向いて、その地圖を見ろと命令した。山下はそうした。「一つ一つのピン、または圓盤は、この裁判の證言によれば、君の部隊によつて遂行された戦争法違反の、著るしいものをあらわしている。」カーは言つた。「證據によれば、フィリピン群島で、約六萬の非武装の男、女、子供が君の部下に殺害された。君は、これらの殺害を知らなかつた、或は聞いたことがなかつたと、あくまで我々に言い張るつもりか？」

山下大將は、この二日半、同じ質問にいく度も答えた。それにも拘らず、彼は向きなおり、検事に面と向つてきつぱり答えた。「私はこれらの事件を聞いたことがなく、知りませんでした。」

カー少佐は息をつぎ、それから大將を劇的に指さして叫んだ。「今こそ、君がどうして、一

體、これらの人殺しを、知らずにすむことができたかということを、我々に説明しなければならぬ。」

この質問は検事側の起訴事實全體の根柢をなしているものを表現している——「あのようが多いのだから、彼は知つていたに違いない。」

この問いが求める答えは、同様、辯護の根本的理論を構成していた。これに先き立つ十四時間、山下が證言臺に立つている間中、この問題は再三くり返された。その爲、カー少佐は證人が單に前に述べた證言に言及して、ただ、漫然と答えるものと豫想したかも知れない。或は、そのような冷酷な態度で與えられた機會を、證人が、十分に利用した時、主席検事は格別驚かなかつたかも知れない。ともかく、山下大將は椅子の腕をつかんで喋り始めた。ゆつくりした語調で、そして、苦心慘澹たる通譯に、彼の陳述を翻譯するゆとりを與えるために、時々、言葉の切りながら、山下は四十二分にわたつてその質問に答えた。「花形證人」は、彼自身の辯護をこのように要約した。

長 い 答 え
「たえず、強大なアメリカ軍の攻撃にさらされていたという事實があります。そして、私は日夜壓迫されていました。このような状況の下で、私は計畫し、研究し、優勢なアメリカ軍に對する戰闘計畫を遂行しなければなりませんでした。このことが、私のすべての時間と努力を奪

つてしまいました。

「到着した時、私はフィリピンの状態に通じていませんでした。そして、到着後九日目に、私は優勢なアメリカ軍を迎えました。さらに、私は自ら視察することができず、指揮下の部隊を調整することができませんでした。日本の組織の——日本軍の組織の——不能率の結果、指揮権を統一することができず、私の任務は極めて複雑なものとなりました。

「もう一つの事柄は、部隊が非常に廣範圍に分散していたということです。當然、通信連絡が優秀でなければならないのでありますが、事實は、日本の連絡は非常にあわれなものでした。それ故、連絡は私の希望から遙かに遠いものでした。

「軍隊の再編成はかなり時間を要するものであります。空軍、第三海上管區及び海軍部隊というような各種の部隊が漸次私の指揮下に編入された時、非常に複雑な事態が発生しました。管區内の命令の出所と調整は、指揮下の部隊長を信任することであり、このような状況の下で、私は知らない部下、その性格と能力を知らない部下を率いて、優勢な合衆國軍と對抗しなければならなかつたのです。

「このほかに、私は部隊の訓練と士氣の維持の最も能率的、最も優秀な方法を考え出すために全力をつくしました。そして、戦闘の間でさえ、私は訓練と士氣の維持を要求しました。しか

し、それは劣悪な部隊でした。それに、彼等を私の期待にそう點まで引き上げる時間がありませんでした。それは訓練の不十分な部隊でした。そして、長い間、熱帯の風土の影響の下にあつて、士氣が低下していたために私の計畫はますます困難なものになりました。

「私は飛行機を使つて非能率的な連絡組織を改善したいと思ひました。しかし、空軍が私の指揮下に入るようになった時でさえ、それは使ひものになりませんでした。私は幕僚や多くの人を遠隔の部隊へ派遣しようとした。しかし、あのような状況だったので、彼等は途中でゲリラに攻撃されて、切斷されてしまいました。その結果、これらのばらばらになつた部隊の状況を知ることが非常に困難になりました。アメリカ軍がレイテ、ミンドロ、そしてルソンに上陸した時、私達の通信連絡は完全に切斷されるような状況に立ち到りました。

「このような状態の中で、能率の悪い舊式な通信器具と人員を使つて、私達は何とかして連絡を維持しようと努めました。しかし、それは漸次切斷され、ついに私は完全に戦況との接觸を斷たれてしまいました。

「以上のような状況の下で、私は自分として最善をつくしたと信じています。しかし、以上のような状況によつて、私の計畫と力は状態に對抗するには不十分でした。もし、これらのことが起つたとしても、それは絶対にどうすることもできません。それは、私が全然豫期しないこ

とでした。私がこのようなことを豫想することができたなら、私はそれを防止するために全力をつくしたことだろうと思います。

「現在の事情が許すならば、私は軍法の範囲内で最大限にこれらの者を處罰します。

「私が全フィリピン人の虐殺を命令したという證言がありました。私は絶対にそのような命令を出したことはありません。或は上官から絶対にそのような命令を受けたことがなく、私は絶対にそのようなことを許さず、私がそのようなことを知つて、それを大目に見るなどということとはあり得ないことを力説します。そして、これらのことについて私は天地神明に誓います。」

「私が言いたいことはこれだけです。」

山下裁判 上巻了

譯者のことば

——合衆國における本書の反響——

簡潔にして要を得た原著者序文によつて譯者の言いたい事はほぼ盡されているが、「民主社會ではすべての人々は自由に指導者を批評する権利がある」という著者の言葉を譯者は改めて深くかみしめたい。指導者といえども誤ちを犯すことがあるが、言論の自由が存する限りその誤ちはやがて訂正される機会があるからである。本書はこのことをまざ／＼と教えている。

一九四九年本書が発行されるやアメリカの識者に異常な衝撃を與えた。日本では占領軍當局によつて本書に言及することさえ久しく禁止されていたが、講和條約の發効にともなう我が國の獨立恢復と共に一切の障害が消滅し、本書は本書の主題と最も深いかかわりを持つ私達日本人の前にその全貌をあらわす事となつた。譯者は著者リール氏と共に衷心こ

のことをよろこぶ者である。

譯者は本書について個人的に語りたい多くのことを持つているが、その全てを割愛し、著者及び著者と共に山下大將辯護團に任命された他の五名のアメリカ人が戦争直後の人心の激動期にあつて、人種、敵國人に對する偏見を超越し、人權擁護のためにあらゆる手段をつくして當局と戦つた英雄的行動と人權に對する崇高な信念に心からなる敬意と感謝を表明するにとどめる。

譯者は本書が日本でどのような反響を呼び起すかについて深い關心を持つ者であるが、アメリカで本書がどのように受け入れられたかを知るとは、本書のような性質の書物にあつては特に重要だと思われるので、次に本書に對する合衆國識者の反響を紹介することにする。

アーサー・ガーフィールド・ヘイズ

人を絞首刑に處するためには、少くとも、いく分證據がなければならぬと我々は考える。本書は私の血をたぎらした。私は痛憤した。私は恥じた。私は何となくこのことに個人的責任があるように感じた。

ロバート・モリス・ラヴェット

私は一氣に本書を讀了し、大きな、そして恐ろしい感銘を受けた……將來に對するこの裁判の含蓄は測り知れないものがある。それは文明の恐るべき退歩を意味する。

メアリー・ベアード　一語も見のがすことができないし、一語も見のがすべきではない。

アル・カントウェル

セイレムの妖術者裁判を偲ばせるような雰囲気の中で、合衆國政府は、明らかに一つしか罪のない男——即ち、敗北者側にあつたということ以外に罪のない男を裁判し、斷罪した。

ニューマン・レヴィー (サタデー・レビュー・オブ・リタレチュア)

初めからマック

アーサーは山下大將を殺すつもりであつた事は記録によつて明らかである。私が思い起すことのできるこれと一番よく似た裁判は、法廷が「判決が第一、證據は二の次」と宣言する「不思議國のアリス」の中にでて來る裁判である……山下は死んだ。マックアーサーは復讐される。

ハンス・J・モルゲンソー

……我々の良心を苦しめ、我々の行動をとまどいさせる

ロバート・カーマン（ウィチタ・イーグル） 物を考えるすべての人々を驚倒させる裁判の力強い劇的な物語……復讐心と某將軍の聲望が裁判にかかわりを持つ時、正義がいかにたやすく忘れられるかということを讀者は知ることができる。

レオン・J・コワル 本書はすべての國民の、人權擁護のための戦いの道標として、永く後世に残ることを私は確信する。

ロバート・クロミー（シカゴ・トリビューン） 本書は當然書かれなければならなかつた書物である。本書は読み、且つ記憶されるべき書物である。

バックリン・ムーン（ニュー・ヨーク・タイムズ） 私は心が重くなつた……そして憤慨した……山下は戦争に敗れた……そして、彼を破つた者は、彼に生命を以つて敗北のつぐないをさせようと決意した……山下裁判は人々の良心を鋭く刺すので、二度とそうした誤まつた裁判は起らないのではないかと思われることが唯一の慰めである。

ノーマン・トマス 私は異常な興味を以つて本書を読んだ。そして、読み終つた時、かくも多くの著名なアメリカ人が裁判を復讐の具に供することに参加したことを泣くべきか、はた又、リール氏と彼の同僚がなした偉大な仕事及びマーフイー、ラトレッジの偉大な反対意見に喝采を送るべきかに迷つた……今後、アメリカの將軍、或は大

統領は絶対に降伏する氣にならないに違いない。戦争というものは、山下裁判の前例に基いて、勝者は敗者を絞首刑に處する理由をいくらかでも發見することができる性質のものであるからである。

ジョン・ヘインズ・ホームズ 私は言葉で言いあらわせないような感銘を受けた。恐るべき物語……國家の不名譽である。

バーナード・R・ディック アメリカ軍事裁判の假装の下に行なわれた野獸に近い人間行動の屈辱的な一面を暴露している。

ジョージ・N・シャスター 本書以上に、アメリカ人の教育に貢獻するところが大きく、また本書以上に化膿しやすい戦争の生傷を治療する力を持つた本を私は久しく見たことがない。

ローズ・ウィンデン・レーン 全極東のすべての農民、苦力、兵士、商人及び學者はアメリカ人が山下大將を裁くことは中國人がアイゼンハワーを裁くようなものだといふことを知っている。彼等が知つてゐることを知るために本書を読むべきである。

譯者は異常な興味を以つて本書を再三熟讀した。そして、アメリカの識者とは全く別の

山下裁判

<上>

定價 円.190 初版印刷 昭和27年6月1日
(地方賣價 円.195) 初版發行 昭和27年6月5日

The Case of General Yamashita
copyright 1949
by A. FRANK REEL
The University of Chicago Press,
Chicago, Illinois, U. S. A.
This book is published in Japan by the
arrangement with Black Star Co..



株式 會社	發行所	印刷者	發行者	譯者
日本教文社	成島秀信	辻村彦次郎	下島連	
東京都港区赤坂檜町五 電話赤坂(四)九二六・九二八 振替・東京五五五一九				

合資會社 光明社 印刷・製本

Printed in Japan

意味でいくたびか痛嘆し、いくたびか胸に痛みをおぼえた。そして、読み終るたび毎に「
1ル氏と彼の同僚がなした偉大な仕事及びマーフィー、ラトレッジの偉大な反対意見に喝
采を送った。」
終りに、この日本語譯は原著者及び原著者側近の在米日本人法律家の校閲を経たもので
あることを申し上げておく。

一九五二年四月二十八日

東京西郊武藏野にて

譯者